

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
札幌国際大学

1

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	45
基準 4. 教員・職員	61
基準 5. 経営・管理と財務	71
基準 6. 内部質保証	85
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	90
基準 A. 地域産学官連携による地域貢献と教育水準の向上	90
V. 特記事項	96
VI. 法令等の遵守状況一覧	97
VII. エビデンス集一覧	108
エビデンス集(データ編)一覧	108
エビデンス集(資料編)一覧	109

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

札幌国際大学(以下、「本学」と表記)は、大正 11(1922)年札幌区立女子職業学校同窓会(静修会)によって設立された札幌静修会女学校を前身に、昭和 8(1933)年、札幌静修会女学校から札幌静修女学校、昭和 21(1946)年に札幌静修高等女学校として設置を認可された。昭和 26(1951)年にはそれまで財団法人であった札幌静修女学校を学校法人札幌静修学園に改め、昭和 44(1969)年に設立された札幌静修短期大学が本学の母体となっている。設立当初は家政学科 100 人、児童教育学科 50 人の入学定員で、北海道で立ち遅れていた女子の高等教育機関としての使命を果たしてきた。

その後、昭和 50(1975)年に法人名を学校法人静修学園へ名称変更し、翌年には校名を札幌静修短期大学から静修短期大学に名称変更するとともに、学校法人静修学園から高等学校を法人分離した。そして、平成 5(1993)年に静修短期大学を母体に静修女子大学を開学し、平成 9(1997)年に法人名を学校法人札幌国際大学、校名を札幌国際大学に変更、平成 11(1999)年には男女共学となり現在に至っている。

『学校法人札幌国際大学寄附行為』第 3 条には「豊かな人間性を備えた人材を育成し、社会に貢献することを目的とする」と記しており、本学はこの目的に従い、女子の高等教育機関であったときの建学の精神を継承しつつ、新たな建学の精神(以下、『建学の礎』と表記)を次のように定めている。

- ◇真理を探ね、自由を愛し、自らを省みる自立した人間を育成する。
- ◇理想を求め、明日の地域社会を拓く創造性豊かな人間を育成する。
- ◇日本人としての自覚と誇りを持ち、自らの責任において行動する国際人を育成する。

本学が校名に「国際」という言葉を冠していることについて、本学の設立に中心的役割を果たした和野内崇弘(元理事長・故人)は、『40 周年記念誌』で次のように述べている。

「国際という名前をつけたのは私の責任ですけど、国際大学という名前を聞くと、多くの人は外国、外国語、外国人というイメージを強くもちすぎると思います。(中略)自分をよく知ること、郷土の文化や歴史とか日本の文化や歴史を知ることが、国際性につながると思っています。その上に立って外国のことを考えることが大切なのです。」

この文章が示すように、本学は「自由、自立、自省」の精神のもと、日本のアイデンティティーを理解した上で、国際的な感性や思考を涵養する教育を目指している。この精神は大学の基本的理念として、『教育の基本的考え方』で具体的に示している。

- ◇個性を尊重し、多様な生き方に応える生涯学習を推進する。
- ◇学ぶ楽しさや表現する喜びを通し、真理を探究する心と豊かな感性を養う。
- ◇日本の歴史や文化を理解し、世界の動きに目を向け、すすんで社会に貢献する態度を養う。

2. 使命・目的

本学は、使命・目的を『建学の礎』『教育の基本的考え方』に基づき、『札幌国際大学学則』（以下、『学則』と表記）第1条で次のように定めている。

「札幌国際大学は、柔軟な思考力と実践力を貴ぶ学風の下に、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、自由、自立、自省の精神による人間形成を重んじ、地域生活の創造と国際社会の発展に寄与する社会人を育成することを目的とする。」

さらに、各学部・学科の使命・目的を『学則』第3条で次のように定めている。

1)人文学部(2学科)は、人間の理解をテーマに真理を探究する心と感性を養い、人文学の知識をもとに自立して行動する人材を育成する。

◇人文学部国際教養学科は、「全人教育」により、アジアに位置する日本の大学として歴史を誠実に見つめ、異なる文化や考え方を柔軟に受けとめ「理解する力」「活かす力」「自己発信する力」を獲得する人材を養成する。

◇人文学部心理学科は、教養教育によって培われる豊かな人間性を基盤に、心理学の基礎理論と臨床心理学的援助及び幼児教育・保育の知識と技能を習得して、医療、福祉、教育、保育などの現場で、専門的対人援助が行える基礎力を育成する。

2)観光学部(1学科)は、観光に関する専門的知識・実践的な知識を有し、豊かな教養ともてなしの姿勢を培い、観光ビジネス、観光振興、観光文化について体系的・実践的に学習し、観光を通じた地域振興と国内・国際観光のあらゆる分野で活躍できる人材を育成する。

3)スポーツ人間学部(2学科)は、生涯学習社会への移行とともに高まっているスポーツや健康に対する社会の要請に応え、地域スポーツの振興と個人の健康づくりに貢献できる有為な人材を育成する。

◇スポーツ人間学部スポーツビジネス学科は、スポーツや健康に関する知識を習得し、スポーツビジネスの現場で活躍できる人材を育成する。

◇スポーツ人間学部スポーツ指導学科は、生涯スポーツの育成発展に努めながら、スポーツを通して地域社会に貢献できる教養豊かなスポーツ指導者を育成する。

4)『札幌国際大学大学院学則』（以下、『大学院学則』と表記）第1条では、大学院修士課程の使命・目的を次のように定めている。

「専門領域における学術理論及び応用に関して教授研究しその深奥を究め、高度専門職業人としての実践能力を身に付け、社会・文化の進展に寄与することを目的とする。」

さらに、各大学院修士課程研究科及び専攻の使命・目的を『大学院学則』第3条で次のように定めている。

◇観光学研究科観光学専攻は、わが国の観光産業の発展と観光を通じた地域づくりの実践に資する高度な専門職業人を養成することを目的とする。

◇心理学研究科臨床心理専攻は、高度で専門的な職業能力を有し、社会の要請に応じることのできる臨床心理実務技能を有する人材を養成することを目的とする。

◇スポーツ健康指導研究科スポーツ健康指導専攻は、スポーツ健康領域における専門性の高い理論、指導技法および実践法を修得し、少子高齢化社会におけるスポーツを通じた健康の維持および増進に寄与する高い実践能力を有するスポーツ健康指導者を養成することを目的とする。

3. 大学の個性・特色等

本学の個性・特色等は、『教育の基本的考え方』を踏まえ、現代的な課題を意識して象徴化した「学生第一」「国際化」「伸びしろ日本一」という教育のキーワードに現れている。これらは『学校法人札幌国際大学中期目標・計画(2020～2024)』(以下、「中期目標・計画」と表記)にも盛り込まれており、学長が筆頭となり現在進めている教育改革とも連動している。

1) 学生第一

本学は、学生一人ひとりの確かな自立を目指し、「建学の礎」の基本となる良質な学びの機会を提供しながら、教えることに過度に傾注しないという姿勢を受け継いできた。本学ではこのような姿勢を具現化すべく、学生自身の力で新しい自分を見つけるために丁寧な教育を行い、満足した学生生活を過ごせるよう以下の具体的な取組みを行っている。

①教育課程のキャリア教育科目に組み込まれた多種多様なインターンシップ

本学では科目担当教員とキャリア支援センターが連携し、多種多様な職種で短期・中期・長期のインターンシップができるような環境を整えている。インターンシップは単に派遣するだけに留まらず、事前事後指導を含めインターンシップを単位化しており、学生が自立した学びを実感できる機会となっている。このような機会の創出は本学が短期大学だった時代に重要視してきた「実務教育」に端を発する特色であり、大学を開学した現在でもその流れが受け継がれ、産学の良好な関係性の構築にも結びついている。

②学部学科の特性に応じた多様なフィールドワーク

本学では3つの学部で独自の様々なフィールドワークを展開しており、教育効果を高めている。例としては、子どもたちとの遊びの共同体験、遺跡の発掘調査、地域と連携した多文化交流イベントの企画、観光コンテンツの企画・体験、プロのスポーツ団体との共同調査や企画など、それぞれの学部の専門性に依拠したフィールドワークが展開されている。これらのフィールドワークはゼミナールなどの学生が主体となって行われる教育活動を通して実施されており、学生の自立を第一に考えた特色ある教育活動の一翼を担っている。

2) 国際化

各国から留学生を受け入れている本学では、日本人学生との学びや学生生活をとおした交流をはじめ、地域社会の発展に寄与する日本語・外国語コミュニケーション能力の教育に力を入れている。具体的な取組みの例は下記のとおりである。

①海外語学研修及びオンライン英会話(FTセッション)

人文学部国際教養学科多文化言語コースの全学生が1年次にカナダで海外語学研修を実施するほか、全学部の入学生が必修科目として履修する「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」では、授業の一部でフィリピン在住の英会話講師とオンラインで実践的な会話「FT(Filipino Teacher)セッション」を実施している。

②グローバルコモنزの設置

日本人学生や留学生が気軽に集えるフロアや語学の自習個室が完備され、異文化交流の場として活用できるグローバルコモنزを1号館3階に設置している。この階には多言語に対応できる国際課の職員が常駐しており、留学生の各種支援や日本人学生との交流イベントを支援する体制が整っており、季節に応じて留学生と日本人学生が交流する機会が設けられている。

3)伸びしろ日本一

この言葉は中期目標・計画で目指している理念のひとつを象徴するキャッチフレーズである。この言葉には学生の学力だけでなく人間力も伸ばすという本学の教育理念が反映されている。例えば十分なコミュニケーション能力、積極的な態度、自己肯定感、人を思い遣る心といった豊かな人格形成を行うことで、本学が『教育の基本的考え方』で重要視している「自立」した人材を育成することを象徴する言葉として用い「伸びしろ日本一」という用語を用いている。また、「伸びしろ日本一」という言葉が単なるかけ声に終わらぬよう、具体的な取組みを行っている。

①アクティブ・ラーニングやオンデマンド型授業など学生主体の学びの積極的導入

本学では「楽しくなければ授業ではない」をモットーに、多くの授業がアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を展開している。また、アクティブ・ラーニングが教員に正しく理解され効果的に実施されるためのFD(Faculty Development)を実施したり、アクティブ・ラーニングの実施の実態調査や授業評価アンケートの分析結果について全教員で検討会を実施したりするなど、アクティブ・ラーニングがPDCAサイクルのもとで確立している。

また、新型コロナウイルス感染症の時期に教員が修得した授業の方法の1つであるオンデマンド型授業も導入目的や実施の目安を共通理解した上で実施しており、学生が主体的に学ぶ授業形態としてコンテンツ作成のFDや相談、実施状況の把握が行われている。

②学生の多様な成長を応援しその成果を表彰する制度の充実

自らの可能性に挑戦する学生、その伸びしろを学生自身が実感できる制度が本学では充実している。具体的には、年度毎に『学生表彰規程』に基づいて学業や課外活動等に秀でた各学年の学生を表彰し授業料の減免をしているほか、『資格取得奨励金規程』では別に定める各種の推奨資格(教育課程上に位置づけられた免許・資格を除く)を目指しその資格を取得した学生に対し、奨励金を授与している。さらに、『札幌国際大学奨学金規程』に基づき、前年度の学業成績優秀者には返還義務を要しない奨励金を支給している。

このように本学では、奨励金や授業料の減免、奨学金という方法でインセンティブを与え、学生が主体性を発揮して伸びしろを伸ばしていく仕組みが整備されており、毎年この仕組みが学生に活用されている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年月	沿革概要
昭和 44(1969)年	札幌静修短期大学を開学。
昭和 46(1971)年	札幌静修短期大学附属幼稚園を開園。
昭和 49(1974)年	教養学科 入学定員 100 人の設置を認可。
昭和 50(1975)年	家政学科を生活科学科に名称変更を認可。
昭和 50(1975)年	法人名の変更（札幌静修学園から静修学園）を認可。
昭和 51(1976)年	札幌静修短期大学から静修短期大学に名称変更。(S51.4.1 施行) 学校法人静修学園から高等学校を法人分離。
昭和 55(1980)年	北海道生活研究所を設置。
昭和 58(1983)年	秘書科入学定員 100 人の設置を認可。(S58.4.1 施行)
昭和 61(1986)年	総合情報館(LIM : LIVE INFORMATION MEDIA)竣工
昭和 63(1988)年	英語学科入学定員 100 人を設置認可される。(H 元.4.1 施行)
平成 2(1990)年	児童教育学科を幼児教育学科に名称変更。(H3.4.1 施行)
平成 4(1992)年	北海道生活研究所を北海道環境文化研究センターに名称変更。
平成 5(1993)年	静修女子大学を開学。
平成 9(1997)年	学校法人静修学園を学校法人札幌国際大学に、静修女子大学を札幌国際大学に、静修短期大学を札幌国際大学短期大学部に、静修短期大学附属幼稚園を札幌国際大学附属幼稚園に名称変更。
平成 9(1997)年	札幌国際大学大学院を開学。
平成 10(1998)年	札幌国際大学 観光学部観光学科の入学定員 200 人の設置を認可。(H11.4.1 施行)
平成 10(1998)年	札幌国際大学の男女共学化。(H11.4.1 施行)
平成 10(1998)年	札幌国際大学短期大学部 専攻科幼児教育専攻 入学定員 10 人を設置。(H11.4.1 施行)
平成 11(1999)年	札幌国際大学短期大学部 生活科学科を総合生活学科に名称変更。(H12.4.1 施行)
平成 12(2000)年	「北海道環境文化研究センター」を「札幌国際大学地域総合研究センター」に名称変更。
平成 12(2000)年	札幌国際大学大学院(観光学研究科観光学専攻 入学定員 10 人)を設置。(H13.4.1 施行)
平成 12(2000)年	札幌国際大学人文・社会学部心理学科入学定員 120 人の設置。(H13.4.1 施行)
平成 13(2001)年	札幌国際大学短期大学部英語学科の名称を英語コミュニケーション学科に名称変更。(H14.4.1 施行)
平成 13(2001)年	札幌国際大学人文・社会学部メディアコミュニケーション学科入学定員 100 人の設置。(H14.4.1 施行)
平成 14(2002)年	札幌国際大学人文学部、社会学部を設置。(H15.4.1 施行)

札幌国際大学

平成 15(2003)年	「札幌国際大学地域総合研究センター」を「札幌国際大学北海道地域・観光研究センター」に改組
平成 16(2004)年	札幌国際大学社会学部社会学科をビジネス社会学科に名称変更。
平成 16(2004)年	札幌国際大学短期大学部幼児教育学科の名称を幼児教育保育学科に名称変更。
平成 17(2005)年	札幌国際大学大学院心理学研究科を設置。(H17.4.1 施行)
平成 18(2006)年	札幌国際大学人文学部国際文化学科を人文学部現代文化学科に名称変更。
平成 18(2006)年	札幌国際大学社会学部を現代社会学部に名称変更。
平成 18(2006)年	札幌国際大学社会学部ビジネス社会学科を現代社会学部ビジネス実務学科に名称変更。
平成 18(2006)年	札幌国際大学社会学部メディアコミュニケーション学科を現代社会学部マスコミュニケーション学科に名称変更。
平成 18(2006)年	札幌国際大学大学院心理学研究科臨床心理実務専攻が、(財)日本臨床心理士資格認定協会から第1種指定校の認可を受ける。
平成 19(2007)年	札幌国際大学人文学部心理学科に子ども心理専攻を設置。(H20.4.1 施行)
平成 20(2008)年	札幌国際大学観光学部に観光ビジネス学科(入学定員 90 人)、観光経済学科(入学定員 60 人)を設置。(H21.4.1 施行)
平成 20(2008)年	札幌国際大学スポーツ人間学部スポーツ指導学科(入学定員 60 人)を設置。(H21.4.1 施行)
平成 20(2008)年	札幌国際大学スポーツ人間学部スポーツ指導学科に教職課程を設置。(H21.4.1 施行)
平成 22(2010)年	札幌国際大学大学院心理学研究科臨床心理実務専攻を臨床心理専攻に名称変更。(H23.4.1 施行)
平成 24(2012)年	札幌国際大学観光学部観光経済学科を観光学部国際観光学科に名称変更。(H25.4.1 施行)
平成 24(2012)年	札幌国際大学短期大学部総合生活学科を総合生活キャリア学科に名称変更。(H25.4.1 施行)
平成 27(2015)年	札幌国際大学大学院スポーツ健康指導研究科を設置。(H28.4.1 施行)
平成 28(2016)年	札幌国際大学北海道地域・観光研究センターを札幌国際大学地域連携センターに改組し名称変更。
平成 30(2018)年	札幌国際大学地域連携センターを札幌国際大学地域・産学連携センターに改組し名称変更。
平成 31(2019)年	開学 50 周年を迎える。
令和 3(2021)年	札幌国際大学付属幼稚園が改組され、札幌国際大学付属認定こども園として開園。

札幌国際大学

令和 3(2021)年	札幌国際大学人文学部国際教養学科を設置。(R4.4.1 施行)
令和 5(2023)年	札幌国際大学短期大学部を男女共学に移行。(R5.4.1 施行)

2. 本学の現況

大学名 札幌国際大学

所在地 〒004-8602 北海道札幌市清田区清田 4 条 1 丁目 4 番 1 号

学部構成、学生数

[大 学]

学 部	学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人) ※1	在学生数 (人)
人文学部	現代文化学科	※2(0)	0 ※2(60)	50
	国際教養学科	60	240 ※3(180)	207
	心理学科	130	520 ※4(430)	447
	(臨床心理専攻)	80	320 ※4(230)	289
	(子ども心理専攻)	50	200	158
観光学部	観光ビジネス学科	110	440 ※5(480)	290
	国際観光学科	※6(0)	0 ※6(50)	44
スポーツ人間学部	スポーツビジネス学科	60	240	196
	スポーツ指導学科	80	320	379
合 計		440	1,760	1,613

[注釈]

- ※1 収容定員欄の上段は学則上の収容定員数、下段()は学年進行上の収容定員数
- ※2 人文学部現代文化学科は令和 4(2022)年度より募集停止
- ※3 人文学部国際教養学科は令和 4(2022)年度に設置
- ※4 人文学部臨床心理専攻は令和 6(2024)年度より入学定員を変更(30 人増)
- ※5 観光学部観光ビジネス学科は令和 4(2022)年度より入学定員を変更(50 人増)、令和 6(2024)年度より入学定員を変更(30 人減)
- ※6 観光学部国際観光学科は令和 4(2022)年度より募集停止

[大学院 修士課程]

研究科	専攻	入学定員 (人)	收容定員 (人)	在学生数 (人)
観光学研究科	観光学専攻	10	20	27
心理学研究科	臨床心理専攻	10	20	7
スポーツ健康指導研究科	スポーツ健康指導専攻	5	10	15
合計		25	50	49

教員数

[大学]

学部	学科	専任教員数(人)					非常勤教員数(人)
		教授	准教授	講師	助教	計	
人文学部	現代文化学科	2	1	0	0	3	22
	国際教養学科	7	3	2	0	12	17
	心理学科	9	9	3	0	21	25
観光学部	観光ビジネス学科	8	4	2	0	14	16
	国際観光学科	0	1	1	0	2	6
スポーツ人間学部	スポーツビジネス学科	5	1	2	0	8	6
	スポーツ指導学科	9	2	2	0	13	12
全学共通教育部・国際センター(専従)		5	1	2	0	8	0
合計		45	22	14	0	81	104

[大学院 修士課程]

研究科	専攻	専任教員数※					非常勤教員数 (人)
		教授	准教授	講師	助教	計	
観光学研究科	観光学専攻	3	3	2	0	8	0
心理学研究科	臨床心理専攻	5	4	0	0	9	9
スポーツ健康指導研究科	スポーツ健康指導専攻	7	1	2	0	10	3
合計		15	8	4	0	27	12

※ 専任教員は学部教員が兼担している。

職員数 ()内は、法人及び短期大学部所属の職員

	専任職員 (人)	パート(アルバイトも 含む)(人)	派遣(人)	嘱託(人)	合計 (人)
人数	60(17)	15(0)	8(0)	0(0)	83(17)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、その使命を『学校法人札幌国際大学寄附行為』（以下、「寄附行為」と表記）第 3 条において、「教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、豊かな人間性を備えた人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。」と定めており、また、『建学の礎』及びそのもとに定めた『教育の基本的考え方』において、本学の教育目的を具体的に明記している。【資料 F-1】

内容は人文学部、観光学部、スポーツ人間学部の 3 つについてそれぞれ『学則』第 3 条に具体的に明示し、観光学研究科、心理学研究科、スポーツ健康指導研究科についても『大学院学則』第 3 条に具体的に明示している。【資料 F-3-1】【資料 F-3-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-1】 学校法人札幌国際大学寄附行為

【資料 F-3-1】 札幌国際大学学則

【資料 F-3-2】 札幌国際大学大学院学則

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、使命・目的及び教育目的について、『学則』第 1 条で、「柔軟な思考力と実践力を貴ぶ学風の下に、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、自由、自立、自省の精神による人間形成を重んじ、地域生活の創造と国際社会の発展に寄与する社会人を育成することを目的とする。」と簡潔に述べている。また、大学院については、『大学院学則』第 1 条で、「札幌国際大学の建学の礎に則り、専門領域における学術理論及び応用に関して教授研究しその深奥を究め、高度専門職業人としての実践能力を身に付け、社会・文化の進展に寄与することを目的とする。」と簡潔に述べている。

また、教育の使命・目的及び教育目的については、札幌国際大学ホームページ（以下、「本学ホームページ」と表記）でガバナンス・コード「第 1 章 1-2 教育と研究の目的」の中でも記述しており、本学のステークホルダーが分かりやすい簡潔な文章で述べられている。【資料 1-1-1】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-1】 本学ホームページ>札幌国際大学について>情報公開>学校法人札幌国際大学ガバナンス・コード

1-1-③ 個性・特色の明示

本評価書の I-3.「大学の個性・特色」で列挙したように、本学は「学生第一」「国際化」「伸びしろ日本一」をキーワードとした個性・特色をもっており、これらは一貫して本学のステークホルダーが情報源とする本学ホームページ【資料 1-1-2】、大学案内【資料 F-2】で学長からのメッセージとして明記し、学内外の関係者が常に目の触れるところに、わかりやすい文章で示している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-2】 本学ホームページ>札幌国際大学について>学長ごあいさつ

【資料 F-2】 SIU 2024(札幌国際大学・札幌国際大学大学院案内) p.2

1-1-④ 変化への対応

本学は開学以来一貫して女子の高等教育を展開し、政令指定都市では新たな大学の設置が認められていなかった平成 5(1993)年に、女子の教育に特化した静修女子大学として文部科学省の認可を受け、地域社会に根ざした国際感覚をもった女子の人材育成に努めてきた。しかし、18 歳人口の減少、大学のユニバーサル化といった社会情勢の変化に対応すべく、平成 11(1999)年に新学部の観光学部観光学科を開設し全学部男女共学化した札幌国際大学として新たな一步を踏み出した。

続いて、社会の要請に対応すべく、平成 13(2001)年に人文・社会学部心理学科(臨床心理専攻・社会心理専攻)を開設し、平成 14(2002)年に人文・社会学部にメディアコミュニケーション学科を開設した。また、大学院は平成 9(1997)年に開設した地域社会研究科に加え、観光分野における高度専門職業人の養成を目指した観光学研究科を平成 13(2001)年に開設した。

平成 15(2003)年には人文・社会学部を人文学部、社会学部に分離し、平成 16(2004)年に社会学部の学科名をビジネス社会学部に変更した。平成 18(2006)年に国際文化学科の学科名を現代文化学科に、社会学部を現代社会学部に名称変更し、ビジネス社会学部をビジネス実務学科に、メディアコミュニケーション学科をマスコミュニケーション学科に名称変更した。平成 15(2003)年から平成 18(2006)年にかけては人文学部、社会学部の教育体制の改革が進められた時期であり、現代社会、実務分野を重視した変革期とも言える時期であった。

平成 20(2008)年には人文学部心理学科社会心理専攻を子ども心理専攻に改組した。これは心理学の視点と保育教育の視点を併せもった教育体制の整備が目的であった。平成 21(2009)年には観光学部観光学科を観光学部観光ビジネス学科、観光経済学科の 1 学部 2 学科体制に、現代社会学部(ビジネス実務学科・マスコミュニケーション学科)の募集を停止し、スポーツ人間学部をスポーツビジネス学科・スポーツ指導学科の 2 学科体制で開設し、健康需要の高まりに応える新たな教育体制を整えた。

また、平成 25(2013)年には、観光経済学科を国際観光科に名称変更し増加傾向のインバウンドに対応できる人材育成に対応した。その後、さらに幅広い国際感覚と教養を身に付けた人材育成に対応するため、令和 4(2022)年に人文学部の現代文化学科を国際教養学科に改組転換し、観光学部国際観光学科の募集を停止した。

一方、大学院においては平成 23(2011)年に心理学研究科臨床心理実務専攻を臨床心理専攻に名称変更し、臨床心理士養成の研究科として、学生ならびに日本臨床心理士資格認定協会の理解を容易に得られるように改善した。加えて、平成 28(2016)年にスポーツ健康指導研究科を開設し、スポーツ健康指導者の養成を地域と共に行うこととした。

また、本学では I-1. で示したように真の国際人は郷土の文化や歴史を知ることが大切であるという姿勢を貫いてきた。そこで、北海道地域に根ざした研究を推進するために北海道環境文化研究センターを平成 4(1992)年に設置した。平成 12(2000)年には札幌国際大学地域総合文化研究センターに名称変更、平成 15(2003)年には札幌国際大学地域総合研究センターを札幌国際大学北海道地域・観光研究センターに名称変更し、このセンターの部署の一つとして機能していた生涯学習部門が、平成 27(2015)年に札幌国際大学生涯学習センターとして独立した。【資料 F-5】

このように本学は社会の変化や要請に応えるべく教育体制や研究体制の改革を推進し、令和元(2019)年に創立 50 周年を迎えた。なお、平成 26(2014)年から「教育の質保証」に関わる改革に取り組み、令和 2(2020)年度に『中期目標・計画』を策定し【資料 F-6-1】、自己点検・評価委員会が毎年度点検評価を実施、学長への答申、学長からの改善指示という流れで内部質保証を展開してきた。令和 4(2022)年からはこの流れを一層強固な仕組みとして定着させるため、『札幌国際大学 内部質保証の方針』【資料 1-1-3】を令和 4(2022)年 6 月 20 日の教授会で決定し、大学と大学院の内部質保証はこの方針に基づいて行われる仕組みを構築した。(詳細は基準 6 で記述)

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-5】 CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド) pp.98-100

【資料 F-6-1】 学校法人札幌国際大学中期目標・計画(2020～2024)

【資料 1-1-3】 札幌国際大学 内部質保証の方針

(3)1-1 の改善・向上方策(将来計画)

新型コロナウイルス感染症により令和 2(2020)年を境に、本学の学修環境は大きな影響を受けた。しかしそれはマイナス面だけではなく、遠隔授業やオンデマンド型授業といった新しい授業方法の推進の起爆剤となり、今日を迎えている。また、学内の ICT(情報通信技術)環境の高度化、ポーターレス化が進み、令和 5(2023)年入学生からは、1 人 1 台の PC(パソコン)の携帯と授業での積極的な活用が進んでいる。また、観光学部とスポーツ人間学部を擁する本学は新型コロナウイルス感染症によって、学部だけでなく観光やスポーツそのものが大打撃を受けるという経験をした。現在はその影響も収束へ向かっており、徐々に観光人材の育成や観光客数及びスポーツ関連産業の伸びも期待できるようになってきた。しかし、本学が掲げる使命・目的は外的要因によってのみ変化するのではなく、内部からの点検によっても変化する。したがって、学生がより学修成果を実感できるような

中期目標・計画の新たな検討を、令和 6(2024)年度から開始する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的については『学則』『大学院学則』で定め、学内ポータルで明示しているほか、使命・目的を具現化した『建学の礎』『教育の基本的考え方』は、本学ホームページ、学生ポータルサイト(教職員を含む)、キャンパスガイド(大学での学修関連事項が書かれた便覧)で明示している。【資料 F-5】

この使命・目的を実際の教育研究活動に反映させるため、『中期目標・計画』【資料 F-6-1】を令和 2(2020)3 月の理事会で決定し、教授会で周知説明した。この計画は、本学の具体的な教育研究内容を可視化したものであり、これに基づき各学部の年間活動計画が策定されている。この計画は関係する教職員に経営企画室がヒアリングを実施し進捗状況を確認した上で『事業報告書』【資料 F-7】としてまとめ、理事会で報告し承認を得ている。なお、中期目標・計画の進捗状況は、同報告書(別紙-1)で確認することができる。【資料 F-7】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-5】 CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド)p.2

【資料 F-6-1】 学校法人札幌国際大学中期目標・計画(2020～2024)

【資料 F-7】 令和 5 年度 学校法人札幌国際大学事業報告書

1-2-② 学内外への周知

本学の教育・使命は『寄附行為』第 3 条【資料 F-1】で示されており、それに基づく『建学の礎』『教育の基本的考え方』は、本学ホームページ【資料 1-2-2】で学外のステークホルダーに広く周知されており、学内向けには学生ポータルサイト(教職員を含む)、キャンパスガイド【資料 F-5】また、受験生が目にする大学案内【資料 F-2】などの配布物においても周知している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-1】 学校法人札幌国際大学寄附行為

【資料 1-2-1】 本学ホームページ 札幌国際大学について > 教育理念

【資料 F-5】 CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド) p.2

【資料 F-2】 SIU 2024(札幌国際大学・札幌国際大学大学院案内) p.3

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 2(2020)年からの『中期目標・計画』【資料 F-6-1】は理事会で決定後、経営企画室から教授会に詳細な説明が実施され、この目標・計画と各学部や分掌の活動計画との整合及び、本学が学長のリーダーシップの下、新たな特色として掲げた「学生第一」「国際化」「伸びしろ日本一」が具体的にどのような取組みによって実現しようとしているかが明確にされた。

『中期目標・計画』で掲げた 3 つの特色を単なるスローガンに終わらせることなく、『第 2 期中期目標・計画(仮称)』(2025～2030)を策定中である。しかしながら、当初の『中期目標・計画』の実施途中で起こった新型コロナウイルス感染症による学修環境の激変は、学生数の獲得目標に少なからずの影響を及ぼしたと考えられ、さらに国際社会における日本の立ち位置の変化、急速な少子化や観光業を取り巻く環境の変化、超高齢社会など、本学の学部教育と深い関わりのある社会的変化への対応は、さらに進めていく必要があることが、『第 2 期中期目標・計画(仮称)』では想定されている。今後も経営企画室を中心に担当部署や学部と共に現代的課題に合わせた修正を加えながら、令和 7(2025)年以降の『中期目標・計画』を策定する。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-6-1】 学校法人札幌国際大学中期目標・計画(2020～2024)

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学(大学院を含む)は、使命・目的及び教育目的を三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー(以下、「DP」と表記)、カリキュラム・ポリシー(以下、「CP」と表記)、アドミッション・ポリシー(以下、「AP」と表記)に反映している。【資料 F-13-1】【資料 F-13-2】ディプロマ・ポリシーでは、『建学の礎』『教育の基本的考え方』に基づいて本学が育成する人材について、「専門知識・技能を活用する力」「コミュニケーション能力」「課題を発見し、解決する力」「多様性の理解と協働する力」「能動的に学び続ける力」「社会に貢献する姿勢」の 6 つの項目に関して基準を設け、各学科・各専攻の特性に応じた教育課程において、さらにこの 6 つの基準を具体的に示し、所定の単位を修得した者に対して学士の学位を授与している。また、ディプロマ・ポリシーはシラバスの作成にも反映され、どのポリシーがどの科目と関連付けられているかが明確に示されており、WEB シラバス上【資料 1-2-3】で教員と学生がいつでも閲覧できるようにしている。

次に、学生がディプロマ・ポリシーで示した修得すべき資質・能力を身に付けることができるように、本学は「初年次教育」「教養教育」「専門教育」「教育方法」「評価方法」の 5 項目をカリキュラム・ポリシー定め、各学科の特色に応じた教育課程を編成している。

また、アドミッション・ポリシーでは、『教育の基本的考え方』に基づき、自立、自省の精神による人間形成を重んじ、地域社会の発展に寄与することができる国際人を育成する

ために、入学生にできるだけわかりやすい言葉で、本学ホームページ【資料 1-2-2】を通じて本学の入学者の受入方針を明示している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-13-1】 札幌国際大学 3 ポリシー(DP、CP、AP)

【資料 F-13-2】 札幌国際大学大学院 3 ポリシー(DP、CP、AP)

【資料 1-2-2】 WEB シラバス(サンプル)

【資料 1-2-1】 本学ホームページ 札幌国際大学について>教育理念

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、本学は人文学部・観光学部及びスポーツ人間学部と、心理学研究科・観光学研究科及びスポーツ健康指導研究科から構成されている。【資料 1-2-3】これらの学部は『建学の礎』『教育の基本的考え方』に基づき、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準に準拠しつつ、地域課題の解決を担う教育研究機関として構成されており、大学設置基準に則った教員数を配置し、建学の理念に基づき、本学の使命・目的を反映した三つのポリシーの実現のために、教育・研究に取り組んでいる。【資料 F-2】【資料 F-5】

人文学部は、国際教養学科(現代文化学科(令和 4(2022)年から募集停止)と心理学科(臨床心理専攻、子ども心理専攻)から成り、国際教養学科と心理学科臨床心理専攻は「学士(人文学)」、心理学科子ども心理専攻は「学士(教育学)」の学位が授与される。なお、国際教養学科は学芸員資格や日本語教員資格、心理学科臨床心理専攻は公認心理師の国家試験受験資格、園芸療法士、心理学科子ども心理専攻は幼稚園教諭一種免許状や保育士資格などの取得ができ、学んだ成果を基に、様々な場面で活躍できる人材を養成している。

観光学部観光ビジネス学科(国際観光学科は令和 4(2022)年で募集停止)は、国内・総合旅行業務取扱管理者(国家資格)やホテル・マネジメント技能検定(国家資格)を目指したカリキュラムを擁しており、併せて観光によるビジネスを企画、提案、実行できる人材を養成している。学位は「学士(観光学)」である。

スポーツ人間学部は、スポーツビジネス学科とスポーツ指導学科から成り、スポーツビジネス学科は社会教育主事任用資格やジュニアスポーツ指導員の受験資格、スポーツ指導学科は中学校教諭一種(保健体育)・高等学校教諭一種(保健体育)免許状などの取得が可能であり、スポーツを通じた地域貢献と健康・スポーツに関する諸課題を解決できる人材を養成している。学位はそれぞれ「学士(スポーツビジネス)」「学士(スポーツ指導学)」である。

心理学研究科は、臨床経験豊かな指導者の下で臨床の知を探る研究を進めながら、現場で実践家として活躍できる人材を養成している。また本学は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第 1 種指定校の認可校のため、大学院修了後は実務経験なしで臨床心理士試験を受験することができる。学位は修士(臨床心理)である。

観光学研究科は、観光の諸問題を社会学、地理学、歴史学、経営学、心理学等の学際的な知見を用いて研究する。観光学研究科は、北海道地域に限らず海外からの留学生による研究も盛んに行われており、卒業後は観光関連産業の中心的担い手として活躍している。学位は修士(観光学)である。

スポーツ健康指導研究科は、スポーツを通じた健康の維持・増進に関する専門性の高い

理論を研究しながら、地域社会で求められる実践的能力をもった人材を養成している。また、中学校教諭・高等学校教諭専修免許状(保健体育)を取得することができる。学位は修士(スポーツ健康指導)である。

このように本学は『学則』第1条に掲げる「柔軟な思考力と実践力」「職業及び社会生活に必要な教育」「自由、自立、自省の精神による人間形成」「地域生活の創造と国際社会の発展に寄与する社会人を育成」といった教育目的を達成すべく、大学と地域社会の現場を結びつけながら学ぶ3つの学部と5つの学科(うち1学科は2専攻、現代文化学科と国際観光学科は募集停止)で編成されている。【資料 F-3-1】【資料 F-3-2】

【教育研究組織：学部】

学部	学科	専攻	学位(学士)
人文学部	国際教養学科		人文学
	心理学科	臨床心理専攻	人文学
		子ども心理専攻	教育学
観光学部	観光ビジネス学科		観光学
スポーツ人間学部	スポーツビジネス学科		スポーツビジネス
	スポーツ指導学科		スポーツ指導学

【教育研究組織：大学院】

研究科	課程	専攻	学位(修士)
心理学研究科	修士課程	臨床心理専攻	臨床心理
観光学研究科		観光学専攻	観光学
スポーツ健康指導研究科		スポーツ健康指導専攻	スポーツ健康指導

本学では、文化、観光、スポーツ、保育、キャリアに関する教育研究を通じて地域への貢献、高等学校との連携推進を図るために地域・産学連携センターを、生涯学習に関する教育研究、社会人(シニア世代を含む)等への生涯学習機会の提供を通じて、地域社会に貢献するために生涯学習センターを、また、北海道の教育及び精神保健に関する支援活動・研究活動を推進し、北海道の地域社会の発展に資すると共に、本学における研究教育の進展を図り、併せて、本学大学院心理学研究科で学ぶ大学院生の教育訓練に資することを目的として心理相談研究所を設置している。それぞれのセンター等は、教育研究組織と密に連携し、大学の持つ研究資産を社会へ還元することを目的にしている。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

また、本学の運営全般に関わる重要事項について審議するとともに、学長の補佐機関として大学の将来構想の策定・提言を行う「運営委員会」を置いている。本委員会は教授会に付議する事項のうち、特に重要な事項についてはあらかじめ審議し、理事会からの特命事項、学長の諮問事項、教授会からの委任事項についても審議する。本委員会は学長、副学長、研究科長、学部長、部長、自己点検・評価委員会委員長・図書館長及び事務局長を構成員とする。これらの役割は『本学学則施行細則』第2節に規定されている。【資料 1-

2-7]

なお、短期大学部学科長及び自己点検・評価委員長を加え、本学及び札幌国際大学短期大学部双方に共通する事項に関し審議する合同運営委員会は、『本学学則施行細則』第2節の2に規定され、原則毎月第1月曜日に開催されることが通例となっている。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

さらに、教育内容、教育方法の改善を図るため、FD委員会を置き、FD活動の企画・立案、実施計画の作成を行っている。【資料 1-2-9】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-2-3】 令和 6(2024)年度 札幌国際大学教育研究組織図

【資料 F-2】 SIU 2024(札幌国際大学・札幌国際大学大学院案内) p.3, p.13

【資料 F-5】 CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド) pp.54-67

【資料 F-3-1】 札幌国際大学学則 第1条

【資料 F-3-2】 札幌国際大学大学院学則 第1条

【資料 1-2-4】 地域・産学連携センター規程

【資料 1-2-5】 生涯学習センター規程

【資料 1-2-6】 心理相談研究所規程

【資料 1-2-7】 札幌国際大学学則施行細則

【資料 1-2-8】 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会規程

【資料 1-2-9】 FD委員会規程

(3)1-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学において教育目的の根幹部分が変わることはないが、学生からのニーズの変化や地域社会の要請に柔軟に対応していくという姿勢は、学部学科の教育研究や構成の在り方を変えていく必要と結びつくことが考えられる。今後、令和 7(2025)年度以降の『中期目標・計画』を策定する中で本学の教育研究や学部学科の構成については検討を重ね、使命・目的を達成するための PDCA サイクル(詳細は基準 6 内部質保証で記述)を継続する。

【基準 1 の自己評価】

本学は『建学の礎』を踏まえ、使命・目的を大学及び大学院学則で定め、三つのポリシーや『中期目標・計画』までを一貫性をもたせて策定している。元々本学は地域の女子教育の高度化を目指して設立された短期大学や女子大学を母体としており、地域社会とのつながりが深い大学である。そのつながりは男女共学となった札幌国際大学でも引き継がれ、その基本的理念や使命・目的は、時代の変化を踏まえつつも、根幹は創立 50 周年(令和元(2019)年)を迎えた今日も揺らぐことはない。この使命・目的や教育研究上の立脚点は、規程上で明文化されており、本学のホームページや『大学案内』をはじめ、学内ポータルサイト(教職員を含む)に掲載し、全学的にも教職員や学生をはじめとするステークホルダーへも広く周知されている。

以上の現況から、本学は基準 1. 「使命・目的等」を満たしていると判断する。

基準 2. 学生**2-1. 学生の受入れ****2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知****2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証****2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持****(1)2-1 の自己判定**

基準項目 2-1 を満たしている。

(2)2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

本学は基準 1. 使命・目的で示した『建学の礎』『教育の基本的考え方』を踏まえ『学則』第 1 条で示した「自由、自立、自省の精神による人間形成を重んじ、地域社会の発展に寄与することができる国際人を育成するために、以下の資質、能力、意欲を持った学生」を受け容れるため、学部、大学院のアドミッション・ポリシーを、以下のとおり策定している。なお、「学力の 3 要素」である「知能・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」とアドミッション・ポリシーとの関連は【表 1】のとおりであり、それぞれのポリシーの文末にも表示している。

【表 1】 学部におけるアドミッション・ポリシーと学力の 3 要素のマトリックス

アドミッション・ポリシー(大学)	学力の 3 要素		
	知 識 ・ 技 能	思 考 力 ・ 判 断 力 ・ 表 現 力	主 体 性 ・ 多 様 性 ・ 協 働 性
(AP1)本学での学修に必要な学力を有している人	○		
(AP2)自らの考えを持ち、他者と協働して学ぶ意欲を持つ人			○
(AP3)広く社会の諸課題について問題意識を持ち、それを説明・表現できる人		○	
(AP4)希望する専攻分野に興味・関心を持ち、専門知識と技能を身に付ける意欲を持つ人	○		○
(AP5)目的の達成に向けて努力することができる人			○

[大学]

- (AP1)本学での学修に必要な学力を有している人。《知識・技能》
- (AP2)自らの考えを持ち、他者と協働して学ぶ意欲を持つ人。《主体性・多様性・協働性》
- (AP3)広く社会の諸課題について問題意識を持ち、それを説明・表現できる人。《思考力・判断力・表現力》
- (AP4)希望する専攻分野に興味・関心を持ち、専門知識と技能を身に付ける意欲を持つ人。《意欲・関心》
- (AP5)目的の達成に向けて努力することができる人。《態度》

さらに学科及び専攻ごとに具体的なアドミッション・ポリシーを「学力の3要素」との整合性を図るように策定することにより、求める学生像をより明確に示している。

◇人文学部国際教養学科

- (AP1)本学科での学修に必要な学力を有している人。《知識・技能》
- (AP2)他者の考えを尊重し、自らの考えを的確に伝えるコミュニケーション力を有し、協働して学ぶ意欲を持つ人。《主体性・多様性・協働性》
- (AP3)広く社会の諸課題について問題意識を持ち、それを説明・表現できる人。《思考力・判断力・表現力》
- (AP4)社会、文化、言語、歴史、産業分野に興味・関心を持ち、専門知識と技能を身に付ける意欲を持つ人。《意欲・関心》
- (AP5)目的の達成に向けて努力することができる人。《態度》

◇人文学部心理学科(臨床心理専攻)

- (AP1)本専攻での学修に必要な学力を有している人。《知識・技能》
- (AP2)自らの考えを持ち、他者と積極的に協働できる人。《主体性・多様性・協働性》
- (AP3)広く社会の諸課題について問題意識を持ち、文章や会話を通して伝えることができる人。《思考力・判断力・表現力》
- (AP4)心理学及び臨床心理学の分野に興味・関心を持ち、専門知識と技能を身に付ける意欲を持つ人。《意欲・関心》
- (AP5)他者との協働に必要な社会性を持ち、目的の達成に向けて努力することができる人。《態度》

◇人文学部心理学科(子ども心理専攻)

- (AP1)本専攻での学修に必要な学力を有している人。《知識・技能》
- (AP2)他者の考えを尊重しつつ、自らの考えを他者へ的確に伝えることができるコミュニケーション力を有し、相互理解のうえ協働して学ぶ意欲を持つ人。《主体性・多様性・協働性》
- (AP3)子どもや保育、福祉に関わる諸課題について問題意識を持ち、それを説明・表現できる人。《思考力・判断力・表現力》
- (AP4)教育・保育、心理学の分野に興味・関心を持ち、専門知識と技能を身に付ける意欲を持つ人。
《意欲・関心》

(AP5)目的の達成に向けて努力することができる人。《態度》

◇観光学部観光ビジネス学科

(AP1)本学科での学修に必要な学力を有している人。《知識・技能》

(AP2)自らの考えを持ち、他者と協働して学ぶ意欲を持つ人。《主体性・多様性・協働性》

(AP3)広く社会の諸課題について問題意識を持ち、それを説明・表現できる人。《思考力・判断力・表現力》

(AP4)観光ビジネスに興味・関心を持ち、専門知識と技能を身に付ける意欲を持つ人。
《意欲・関心》

(AP5)目的の達成に向けて努力することができる人。《態度》

◇スポーツ人間学部スポーツビジネス学科

(AP1)本学科での学修に必要な学力を有している人。《知識・技能》

(AP2)多様な価値観を尊重し、他者と協力しながら、主体的に学ぶ意欲がある人。《主体性・多様性・協働性》

(AP3)身近な社会問題について関心を持ち、それを説明・表現できる人。《思考力・判断力・表現力》

(AP4)スポーツや健康に興味・関心を持ち、専門知識と技能を身に付ける意欲を持つ人。
《意欲・関心》

(AP5)目的の達成に向けて努力することができる人。《態度》

◇スポーツ人間学部スポーツ指導学科

(AP1)本学科での学修に必要な学力を有している人。《知識・技能》

(AP2)自らの考えを持ち、他者と協働して学ぶ意欲を持つ人。《主体性・多様性・協働性》

(AP3)広く社会の諸課題について問題意識を持ち、それを説明・表現できる人。《思考力・判断力・表現力》

(AP4)スポーツ健康・スポーツ指導分野に興味・関心を持ち、専門知識と技能を身に付ける意欲を持つ人。《意欲・関心》

(AP5)目的の達成に向けて努力することができる人。《態度》

[大学院]

(AP1)学士課程等で学んだ知識、技能、特に地域、国際社会においても寄与・活躍できる人材育成を目的としているため、また専門分野の文献購読、論文作成上の表現力確保のためにも日本語、英語の基礎的能力が必要である。

(AP2)学士課程等で学んだ豊かな心、他者を尊重する社会性

(AP3)学士課程等で学んだ協同する心、探求心

(AP4)学士課程等で学んだ論文作成に関わる発想力、思考力、表現力

さらに各研究科別に専門性の高い人材育成のためのアドミッション・ポリシーを具体的に策定している。

◇観光学研究科(観光学専攻)

①観光学および地理学、経営学、経済学、社会学などの関連領域についての基礎的知識を有している人

- ②研究論文の素地をなす文献、資料の収集・検討を積み重ねた経験を有する人
- ③フィールドワークなどを中心とした実証研究に対する積極的な姿勢を有する人
- ④社会の事象に対して常に関心をもつ感性を有している人

◇心理学研究科(臨床心理専攻)

- ①心理学理論、方法論について基礎的知識を有する人
- ②文献購読に必要な国語、英語力を有する人
- ③卒業論文等の作成経験を有する人
- ④臨床心理分野の経験を有し、更に研究を進める意欲を有する人

◇スポーツ健康指導研究科(スポーツ健康指導専攻)

- ①体育学、運動生理学、トレーニング領域の理論、方法論について基礎的知識を有する人
- ②文献購読に必要な国語、英語力を有する人
- ③卒業論文等の作成経験を有する人
- ④スポーツ、健康領域の経験を有し、更に研究を進める意欲を有する人

これらのアドミッション・ポリシーは大学案内、入学試験要項、本学ホームページをはじめとするウェブサイト等により公表するとともに、オープンキャンパス、進学ガイダンス及び説明会、入試講座を通じて、志願者、保護者、高等学校等教員はもとより本学のステークホルダーに対し、広く具体的に説明・周知している。【資料 F-2】【資料 F-4-1】【資料 F-4-2】【資料 F-4-3】【資料 2-1-1】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-2】 SIU 2024(札幌国際大学・札幌国際大学大学院案内)

【資料 F-4-1】 2024 年度入学試験要項

【資料 F-4-2】 2024 年度総合型選抜ガイド

【資料 F-4-3】 2024 年度札幌国際大学大学院入学試験要項

【資料 2-1-1】 本学ホームページ>札幌国際大学について>アドミッション・ポリシー

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、『大学入学者選抜実施要項』(文部科学省通知)及びアドミッション・ポリシーに基づき入学者選抜を実施している。また、学部学科・専攻に応じて「学力の3要素」に基づいた選抜方法を設定している。

大学は『札幌国際大学入学者選抜規程』に基づき一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、大学入学共通テスト利用選抜、特別選抜(課外活動入学・社会人入学・外国人留学生入学・外国人留学生渡日前入学・帰国子女入学・長期履修学生入学・自己表現入学・秋入学)、編入学、転入学を実施している。【資料 2-1-2】

また大学院は、『札幌国際大学大学院入学者選抜規程』に基づき一般入学、社会人特別選抜入学、外国人特別選抜入学、総合型選抜(心理学研究科は除く)を実施している。【資料 2-1-3】

本学の入学者選抜業務は『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会規程』

に従い、同委員会内に「大学入試判定委員会」「大学院入試判定委員会」「大学入試制度委員会」「大学院入試制度委員会」を設置している。大学入試判定委員会は教授会の委任により、また大学院入試判定委員会は大学院委員会の委任により入試判定業務を行い学長が可否を決定している。【資料 1-2-8】

他方、大学入試制度委員会は教授会の委任により、また大学院入試制度委員会は大学院委員会の委任により入学者選抜方法、入試制度全般について検討することが任務である。なお、これらに関わる事務に関しては入試企画室が担っている。

本学の入試問題は、アドミッション・ポリシーを考慮した入試問題の作成及び入学者受入の方法を策定するために、入試企画室、アドミッションセンター、入試作問委員会が連携して作成を担当している。入試問題は入試実施日まで入試作問委員会が厳重に管理している。入試の実施に関する計画はアドミッションセンターが作成し、学長が決定している。採点は問題作成者を中心に厳正に行われ、採点ミスがないようにチェック体制を整えている。合格者は入学試験要項等に定めた期日に本学 WEB 出願システムに掲示すると共に文書による通知で発表されている。また、必要に応じて本学ホームページで本人が確認することもできる。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

入学者受入れの検証については、当該年度の入試選抜が全て終了した後に入試選抜の妥当性及び今後の入試選抜について、アドミッションセンター、入試企画室、IR(Institutional Research)室が【表 2-1】の「学力の 3 要素」のマトリックスなどを参考にしながら、入試選抜方法の検証を行っている。入試問題については、入試作問委員会で担当し設問正答率等の分析を行っている。入試選抜に関わる分析結果は IR 室で管理している。

以上の分析結果は各学科とも情報共有を図り、アドミッションセンターから入学選抜での成績情報及び面談、面接結果の資料等の提供が行われている。【資料 2-1-6】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-1-2】 札幌国際大学入学者選抜規程

【資料 2-1-3】 札幌国際大学大学院入学者選抜規程

【資料 1-2-8】 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会規程

【資料 2-1-4】 入試作問委員会規程

【資料 2-1-5】 札幌国際大学アドミッションセンター規程

【資料 2-1-6】 札幌国際大学 IR 室規程

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 6(2024)年度入試の大学入学者数は 414 人、入学者定員充足率は 94.1%であった。大学全体の入学者定員は 440 人で平成 29(2017)年度から変化していない。なお、入学者定員充足率は平成 28(2016)年度を底に上昇傾向にある。しかし、その傾向は学部学科によって違いがあるため、学科再編や入学定員の見直しを行ってきた。さらに下記のとおり多様な入学試験を設定することにより、多様な選抜方法による適切な学生の受入を行っている。

具体的には、令和 2(2020)年度入試よりスポーツ指導学科の定員を 80 人(20 人増)、令和 4(2022)年度入試より人文学部現代文化学科の募集を停止し、新たに国際教養学科(60 人

定員)を新設した。また同年、観光学部国際観光学科の募集を停止し、観光ビジネス学科の定員を 140 人(50 人増)とした。さらに令和 6 (2024)年度入試より、観光学部観光ビジネス学科の定員を 110 人(30 人減)とし、心理学科臨床心理専攻の定員を 80 人(30 人増)とした。

1) 多岐多様な入試制度の整備

◇総合型選抜(専願制)

学力試験や面接試験だけでは判定できない多様な能力や意欲に着目し、面談員 2 人と受験生が 40 分の面談を実施し、うち 10 分は学科独自の内容の面談を実施する選抜である。調査書、自己 PR 書と共に総合的・多面的に入学者を決定する入試形態であり、オープンキャンパスでは、年間 7 回(令和 5(2023)年度実績)の対策講座を実施し、受験生が正しい認識のもとでこの選抜制度を利用できるように配慮している。

◇学校推薦型選抜(指定校、公募、公募推薦特待)

学校長の推薦を受けて出願するこの選抜方法は、指定校推薦、公募推薦、公募推薦特待生型がある。公募推薦特待生型は英語の能力に関する条件があり、その条件を満たした者が出願できる。それぞれに選抜方法が異なり、指定校推薦は面接、口頭試問、志望理由書、調査書を、公募推薦は面接、小論文、志望理由書、調査書を、公募推薦特待生型は面接、小論文、調査書で選抜している。

特待生の具体的インセンティブは、授業料の減免であり 4 年間の授業料を 50%減免する。実際の適用実績は、この制度で受験した合格上位者に対して、各学科の定員 10%までを限度としており、特待生に選ばれなかった場合でも、公募推薦の合格点に達している場合は合格としている。

◇一般選抜

本学の教員が作問した国語と英語、またはいずれか 1 科目を選択し調査書(※志望理由書：調査書が発行されない場合のみ)を加えて選抜する。2 科目受験の場合はいずれか高得点の 1 科目を合否判定に使用しており、合否判定の配点は 100 点である。一般選抜の合格上位者には、入学年次の年間授業料が 25%、50%、100%免除される制度が用意されている。

◇大学入学共通テスト利用選抜

本学の指定する試験科目(国語、地歴・公民、数学、外国語)の中から、高得点の 2 科目を合否判定に使用する。この試験科目の合計点数と調査書(※志望理由書：同前述)の内容を総合的に審査して合否を判定する。本学独自の学力試験は課していない。この選抜も一般選抜同様に合格上位者に対して入学年次の年間授業料が減免される制度が用意されている。

◇特別選抜(課外活動入学)

課外活動において秀でた成績(都道府県大会出場またはそれに準ずる活動実績)を収めた者が出願資格を有する。面接、小論文、志望理由書、調査書から総合的に審査して合否を判定する。

◇特別選抜(社会人入学)

満 23 歳以上の者で、2 年以上の職業経験をもち、高等学校の一定の卒業要件を満たす者が出願資格を有する。面接、小論文、志望理由書、各種書類(履歴書、成績証明書等)の内容

から総合的に審査して合否を判定する。

◇特別選抜(帰国子女入学)

帰国までの海外在住期間が1年以上で、別に定める一定要件(国際バカロレアの資格等)を満たす者が出願資格を有する。日本語による面接と小論文、志望理由書、各種書類(各種証明書等)の内容から総合的に審査して合否を判定する。

◇特別選抜(長期履修学生入学)

職業を有している等の事情のある者が、その個人の事情に応じて柔軟に通常の修業年限を超えて履修できる制度である。面接、小論文、志望理由書、調査書の内容を総合的に審査して合否を判定する。

◇特別選抜(自己表現入学)

面接、小論文、志望理由書、調査書によって総合的に審査して合否を判定する。面接が20分で総合型選抜と同じ40点の配点ではあるが、小論文が課せられる。口頭試問や学科別裁量は課せられない。

◇特別選抜(秋期入学)

事前相談を必要とし、主に秋期に卒業する外国人学生などを受け入れるために設けている制度である。面接、小論文、志望理由書、調査書の内容を総合的に審査して合否を判定する。なお、入学は外国人だけではなく日本人に対しても門戸を開いている。

このように本学では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持及び多様な学生の入学を促すため、配点割合が異なる12種類の入学者選抜方法を整備している。【表2】またこれらの多種多様な入学者選抜方法及びその配点割合と学力の3要素は、『入学試験要項』で明記している。【資料 F-4-1】【資料 F-4-2】【資料 F-4-3】

なお、学力の3要素とアドミッション・ポリシーとの関係については、全ての学科を『入学試験要項』に記載することは分量的に多すぎるため、QRコードを読み込み当該学科の内容を閲覧できるようにしている。

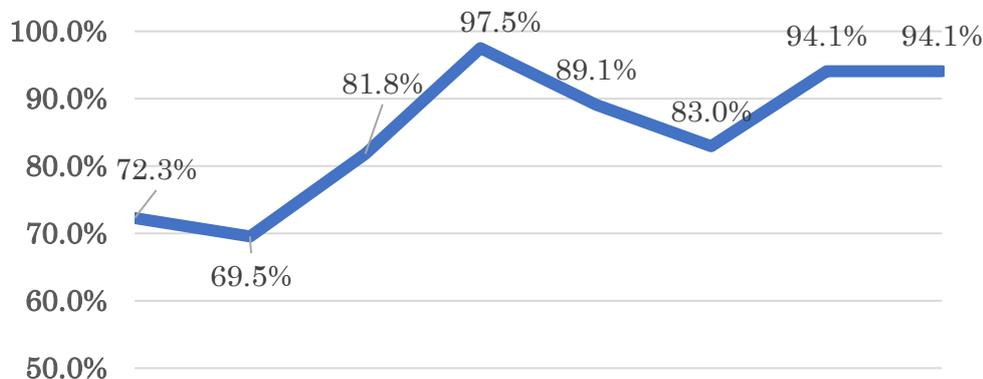
【表 2】 合否判定基準の判定割合

判定内容	各配点								入学者数 / 大学	
	調査書	書類等	志望履修書	自己PR書	活動実績報告書	面談 / 面接	小論文	口頭試問 / 学科別裁量		筆記試験 / 共通テスト
入試選抜の種類	総合型選抜	20			10		40		30	113
	学校推薦型選抜(指定校推薦)	20		10			40		30	171
	学校推薦型選抜(公募推薦)	20		10			40	30		6
	学校推薦型選抜(公募推薦特待生型)	20					40	40		177
	特別推薦(課外活動入学)	20		10		参考	40	30		29
	特別選抜(社会人入学)		10	20			40	30		1
	特別選抜(帰国子女入学)		10	20			40	30		0
	特別選抜(長期履修学生入学)	20	10 ※1	10 / 20 ※1			40	30		0
	特別選抜(自己表現入学)	20		10			40	30		0
	特別選抜(秋期入学)	20		10			40	30		33※2
	一般選抜	20		20					80	31
共通テスト	20		20 ※1					80	30	

※1：調査書が発行されない者に対して課される判定内容

※2：この値は令和 5(2023)年秋期入学の外国人の数。特別選抜(秋期入学)は令和 6(2024)年 9 月に確定。

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
入学定員数(人)	440	440	440	440	440	440	440	440
学生数(人)	318	306	360	429	392	365	414	414
入学者定員充足率(%)	72.3%	69.5%	81.8%	97.5%	89.1%	83.0%	94.1%	94.1%



【グラフ1】入学者定員充足率推移(大学のみ)2017年～2024年

2) 入学者定員充足率

一方、これら多岐多様な入試制度を活用して入学した学生の人数の推移を前回の受審年度の平成 29(2017)年度から見てみると、平成 30(2018)年度に底を打ち上昇傾向であることがわかる。【グラフ1】 また、大学全体の収容定員充足率も平成 28(2016)年度に底を打ったあとは上昇傾向が続いている。

また、年度による増減はあるものの大学院に在籍する学生が収容人員(観光学研究科 20人、心理学研究科 20人、スポーツ健康指導研究科 10人)を超過することは起きていない。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-4-1】 2024 年度入学試験要項

【資料 F-4-2】 2024 年度総合型選抜ガイド

【資料 F-4-3】 2024 年度札幌国際大学大学院入学試験要項

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、入試制度の改革、アドミッションセンターから独立した広報課の開設など、これまでも社会や受験生の変化に対応すべく毎年行われる入試選抜や本学の情報発信に努めてきた。しかし、小規模な大学ながらも 3 学部 5 学科(うち 1 学科は 2 専攻)、3 研究科をもつ本学は、学科の特性が多彩であり入学者定員充足率が 70%付近で推移している学科もある。

今後も適切な収容定員を考慮しつつ、学科や専攻に応じた適切な入学者選抜の在り方をエビデンスに基づいて検討していく。

なお、大学院のアドミッション・ポリシーについては令和 6(2024)年度以降の中期目標・計画で学部との表記の整合性を図っていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学はこれまでの自己点検・評価の過程で様々な組織改革に取り組んできた。その1つに学修支援の体制の改革がある。特に全ての学生に修得を義務づけた科目群である「全学共通教育科目」は、中央教育審議会(以下、「中教審」)が平成14(2002)年に答申した『新しい時代における教養教育の在り方について』で示された教養教育の基本的な考え方を汲むものであり、本学ではこの答申で掲げられた「教養教育」を「全学共通教育」(基準3-2で詳述)という名称に置き替え、学修支援体制の改革を進めてきた。

具体的な学修支援体制として、教授会のもとに「教務部」「学生部」「全学共通教育部(～令和5(2023)まで)」「学生サポートセンター」という組織を設置している。【資料1-2-3】これらの組織は『札幌国際大学学則施行細則』【資料1-2-7】『札幌国際大学事務組織分掌規程』【資料2-2-1】及び『札幌国際大学学生サポートセンター規程』【資料2-2-2】によって業務内容が定められている。※()内は事務職員組織を示す。

1) 教務部(教務課)

教務部(教務課)は事務職員組織の教務課と連携し、教育課程の編成や授業の適切な運営、教育内容や方法の改善、成績や単位取得、学籍など、教務に関する事項全般を扱っている。

2) 学生部(学生課)

学生部(学生課)は、学生が快適に学生生活を送ることができるよう学修環境の整備を含む支援体制の整備や、奨学金などの経済的支援について扱っている。

3) 全学共通教育部(教務課・国際課)

全学共通教育部は、本学に適した教養教育の推進を目指し令和2(2020)年度に設置され、初年次教育科目、教養教育科目、地域・国際教育科目、言語情報教育科目、キャリア教育科目、留学生教育科目を包括的に取り扱い、科目間の連携を推進しながら基盤的な科目の支援を担ってきた。当初の設置目的を達成し、令和6(2024)年度からはさらに効果的な運営を図るため、教務部内の組織として「基盤教育部門」「学修支援部門」「教育支援部門」(教員の授業改善の支援)「教職課程部門」を置き、一部業務は国際課へも引き継がれた。

4) 学生サポートセンター

本学では、学生の心身両面の健康増進及び修学支援の充実を図るために、学生サポートセンターを設置している。このセンターは心理相談部門、健康支援部門及び修学支援部門から構成されており、学生の修学相談をはじめ様々な学生生活の相談を行っている。センターでは学修支援に関して学生サポートルームも設置しており、必要に応じて学生が障がいのある学生のノートテイクなどのピア・サポートをする「学生支援スタッフ」の制度も整っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-2-3】 令和 6 (2024)年度 札幌国際大学教育研究組織図

【資料 1-2-7】 札幌国際大学学則施行細則

【資料 2-2-1】 札幌国際大学事務組織分掌規程

【資料 2-2-2】 札幌国際大学学生サポートセンター規程(旧規程)

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 教務部(教務課)

◇キャップ制

本学ではキャップ制を導入し、前学期の GPA(Grade Point Average)値により最高履修単位数を設定し、効果的に学修成果を上げられるようにしている。GPA 値はこの他に学修支援プログラム、奨学金選考などに活用している。学生に対しては『STUDY GUIDE2023(履修要項)』【資料 F-12-1】 pp.8-9 に記載し、入学時のオリエンテーションで説明するなどして、履修時の指標とするよう指導している。【表 3】

【表 3】 GPA とキャップ制に関する基準

GPA の値	最高履修登録単位数	備 考
3.00 以上	26 単位	他学部、他学科の科目を含む
2.00 以上 3.00 未満	24 単位	
1.00 以上 2.00 未満	22 単位	
1.00 未満	20 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・他学科履修不可 ・教職に関する科目、学芸員に関する必修科目は履修不可 ・海外研修等への参加不可

◇学修ポートフォリオ

令和 4(2022)年度入学生から試験的に導入した学修進度や成果の記録方法である。学生は各学期の開始時に各学科のディプロマ・ポリシーに定められた能力を身につけるための長期・中期・短期の目標設定をし、それをこのポートフォリオに記載してアドバイザー教員へ提出し、面談等での活用を想定している。【資料 2-2-5】

◇「日本語表現入門」の開講

1 年次の必修科目の「日本語表現」は入学時にプレースメントテストを実施し、下位の学生に対しては「日本語表現入門」という科目を開講している。この入門クラスは特に学修支援が必要な学生が多いため、教職員が連携して欠席学生に速やかにコンタクトをとったり、一人ひとりに添削指導をしたりするなど、「日本語表現」の受講生よりも手厚い学修支援を行っている。

◇学修支援プログラム

中退予防を目的とし、各学期の修得単位数と GPA によって学業不振学生を抽出し以下の指導を行っている。

① 前学期の GPA1.0 未満又は修得単位数 12 単位以下の学生対象

アドバイザー教員と履修期間中に初回面談を実施し学業不振の理由を確認、関係部署と

連携して必要な支援体制を構築する。

その後、月 1 回程度の定期面談を実施し、学修状況を確認して適宜指導を行う。

② 2年(4学期)終了時の通算 GPA1.0 未満または総修得単位数 50 単位未満の学生対象

学生、保護者、アドバイザー教員、教務課職員で面談を行い、今後の学修計画について進路の再考相談を含めた面談で、学生の学修支援を行っている。

◇出欠席管理システム

出欠席管理システムを活用し、「3 日間連続で欠席、同じ科目を 2 回連続で欠席、累計欠席数が 3 回以上の学生」を教務課で週 1 回抽出して、学科教員と学生の欠席情報を共有している。対象学生にはアドバイザー教員が学生へ連絡して状況を確認し、必要に応じて面談による相談を行っている。

◇ライティングラボ

ライティングラボでは、高校・中学校教員経験を持つ教務課職員が 3 人常駐し、学生の課題や論文などの文章作成に関する助言や大学院進学希望者への支援を行っている。また、初年次の学生に関しては PC の基本的操作方法や manaba の活用方法などについても必要に応じて操作方法の修得を支援している。

特に学修支援プログラムの対象学生についてはアドバイザー教員や初年次教育科目担当教員と連携して出席状況や学修状況を把握して学業不振傾向にある学生を早期に把握し、大学での学修から脱落しないように、入学直後の早い段階から支援している。

◇ライティングラボ学生支援スタッフ

ライティングラボでは、学生支援スタッフを『学内ワークスタディ実施規程』【資料 2-2-4】に基づいて雇用し、履修相談などのピア・サポートを実施している。このサポートは履修相談といった修学支援の一環のみならず、支援をする学生にとっては経済的に修学の経済的支援にもなっている。

◇教職相談室

本学のライティングラボは教職相談室を併設しており、教員採用試験を受験する学生への個別支援を行っている。学生は予約システムを利用して個別支援の予約をして都合の良い時間に支援を受けることができる体制となっている。

◇多様な授業形態

令和 2 年(2020)度から新型コロナウイルス感染症拡大に伴い遠隔授業を導入してきたが、同時配信型のオンライン授業やオンデマンド型授業などは授業科目によっては学生の授業評価アンケート結果から学修効率が高いという感想も寄せられており、現在も一部の科目で導入している。

また、令和 5(2023)年には「クリエイティブラボ」を設置し、教員のオンデマンド型授業の作成支援を行っている。

◇TA(Teaching Assistant) 及び SA(Student Assistant)

本学では『札幌国際大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント実施要領』【資料 2-2-5】を設け、学修支援の充実を図っている。TA 又は SA に教育補助業務を行わせる場合は、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションを行い、その円滑な遂行に留意することとしている。

初年次教育科目の「学びの技法」「学生と社会」「情報機器操作」では SA を採用して、

履修学生同士のグループワークのサポートや、機器操作の補助を行うなどきめ細かい指導を実現できている。

また、本学のスポーツ指導学科の「測定と評価」「ストレングス・コンディショニング」などの一部専門科目では、スポーツ健康指導研究科の TA を採用し、実技、演習科目などの教育補助を実施している。

◇オフィスアワー

本学の教員は全員が週 1 コマ 90 分以上のオフィスアワーを設定し、学生に公表している。学生の学修や進路に関すること、学生生活での悩みなどの相談に応じやすい環境を提供している。

2) 学生部(学生課)

◇アドバイザー制度

本学では個々の学生へのきめ細やかな指導を目的としてアドバイザー制度を導入している。学科教員がアドバイザーとなり、関係部署(教務課、学生課、学生サポートセンター、キャリア支援センター等)と連携し、個々の学生の履修指導、学修支援、生活支援、キャリア支援を行っている。

アドバイザーの役割については、履修相談をはじめとする学修に対するサポートが中心であるが、その内容は『アドバイザーマニュアル』【資料 2-2-6】として整理し教職員ポータルサイトに掲載し全教員に周知している。

3) 全学共通教育部(教務課、国際課)

◇正課外の外国語活用機会の提供

本学の 1 号館 3 階国際課前に設置された日本人学生と外国人学生の交流スペース「グローバルコモンズ」では、授業期間中の昼休みに外国語によるフリートークを行う「SIU Café」を開催している。SIU Café で使用する言語は、英語(毎週)、中国語(隔週)、韓国語(隔週)で、本学外国語担当教員が毎週テーマを決めて、学生と楽しく会話をすることを目的としている。

また、外部から講師を招き多言語による学生向け講演会「SIU Talks」も年 4 回開催しており、令和 5(2023)年度は韓国語による講演会を 1 回、英語による講演会を 3 回開催した。SIU Café 及び SIU Talks は本学の全学共通教育部外国語教育部門の教員と連携し、国際課職員が企画・運営している。

◇留学生支援

留学生の日本語教育については各学期にプレースメントテストを実施し、レベルに合わせた指導ができる体制ができている。定期的で開催する日本語教育部会では、留学生の在籍管理や生活支援を行っている国際課職員も同席し、日本語の学修支援だけでなく個々の留学生の情報を共有し支援に役立てている。

4) 学生サポートセンター

学生サポートセンターでは学生支援スタッフを『学内ワークスタディ実施規程』【資料 2-2-4】に基づいて臨時雇用し、学生生活全般における相談や SST(ソーシャルスキルトレー

ニング)などのピア・サポートを実施している。このサポートは修学支援の一環のみならず、支援をする側の学生にとっては経済的な修学支援にもなっている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-12-1】 STUDY GUIDE 2023(履修要項) pp.8-9

【資料 2-2-3】 学修ポートフォリオ(サンプル)

【資料 2-2-4】 学内ワークスタディ実施規程

【資料 2-2-5】 札幌国際大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント実施要領

【資料 2-2-6】 アドバイザーマニュアル

(3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

◇多様な学生の学修支援体制の拡充

学業不振に陥る学生の多くは、経済的な問題や心身の健康に問題を抱えているため、アドバイザー教員を軸に、全学的に学修支援をする体制を SD(Staff Development)や FD を通して一層充実させていく。特に 1・2 年次の学生の学修状況を早期に把握して、個々の学生に応じた支援を行っている現在の体制を令和 6(2024)年中に再点検し、より効果的な中途退学の予防をこれからも引き続き徹底していく。

◇学修ポートフォリオの効果的な活用

現在の学修ポートフォリオは試行段階のため、各学科でワードやエクセル等で作成した様子を紙媒体で保管したりクラウド上で管理したりするなど、学科間で方法が異なっている。学科間での方法の違いをどのようにしていくのかも含め、令和 6(2024)年度中に学生が一層活用しやすいツールにブラッシュアップしていく。

◇TA、SA の活用と「ピアサポーター」の養成

TA、SA の効果的な活用には、科目担当教員等の授業目的を踏まえた指導が不可欠である。だがそれを丁寧に行えば行うほど、時間がかかり担当する教員等の負担が増加することになるため、指導のあり方に関する工夫が必要である。

また履修相談などについては、全体としてアドバイスの方向性はあるが、学科との連携の上で実施するには至っていない。令和 6(2024)年度は学科毎の TA、SA の活用実態を正確に調査し、次年度以降学科の意向を踏まえて実施できるような体制づくりを目指す。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1)2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2)2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、教育課程内外を通じて学生の社会的・職業的自立に向けた自立に関する支援

体制を次のように整備している。

1) 就職に対する支援体制

学生と企業を結び付ける「マッチング」、すなわち学生の意向に沿った就職ができる就職活動(以下、「就活」と表記)をするための組織及び支援・相談場所として、「キャリア支援センター」を1号館2階に設置している。キャリア支援センターは、教員であるキャリア支援センター長1人、課長1人、係長1人、職員3人、派遣職員1人、外部から曜日指定のキャリアアドバイザー3人の計10人で構成されている(令和6(2024)年5月1日現在)。これら10人が個別の相談室で学生一人ひとりの就活相談に応じる体制ができている。各種就活イベント周知の際には、3年次、4年次のゼミナール訪問やキャリア教育の必修科目の授業訪問を実施するなど、積極的に学生との接点を求める活動を行っている。

この10人のほか、大学、短大の教員1人ずつが副キャリア支援センター長として、さらにキャリア支援センター員として各学科の教員1人(計7人)も学長から指名され、総勢19人が本学のキャリア支援センターという組織を構成している。この組織では、月1回のキャリア支援センター部会を開催し、学科別就活状況、支援内容の協議、就活関連情報の共有、および状況確認を行い、タイムリーな学生指導、学生支援に努めている。また、各学科のキャリア支援センター員が学科の特性に応じた具体的な支援を展開している。

また、留学生の就職支援の一環として、日本での就職について広く理解ができるよう留学生対象の企業説明会を学内で開催している。

2) 就活を支援する仕組み(教育課程内科目)

本学では、全学部共通の「全学共通教育科目」(いわゆる教養科目)において、「キャリア教育科目」として11科目、24単位、そのうち2科目、4単位を1年次、2年次の必修科目として設定し、学生のキャリア支援に関する科目を体系的に配置し、学生が主体的に自己のキャリア形成をしていくための教育課程を編成している。【資料 F-12-1】

◇「キャリア形成論」

1年次必修科目として設定している科目である。学生に対し人生に対する主体的な姿勢を確立し、仕事や職業に就くことの意義、いわゆる職業観を早期に認識することの必要性を伝え、将来の目標とその実現にはどのような能力が必要かを明確にし、キャリア形成とは何かを理解することを目標にしている。

◇「キャリアデザイン」

2年次の必修科目である。業界や企業を多角的に見る習慣を身に付けることを目的としている。具体的にはマイケル E.ポーター著『競争戦略論』を教材として、企業の強み、事業成功の主要因(Key Success Factors)を理解して就職活動に臨むことにより、広い視野、多角的な視点からより現実的に就職を捉える能力を身に付けることを目標にしている。

◇「キャリア研究」

3年次の選択科目である。就職活動において必要な業界研究、企業研究に関し企業選択の視野を広げることを目的に多様な情報リソースを駆使して優良企業の見つけ方、具体的な手法として3C(Customer(市場・顧客)、Competitor(競合)、Company(自社))分析の修得に取り組んでいる。また1、2年次の「キャリア形成論」「キャリアデザイン」におい

て修得したあらゆる能力、スキル、能力について、実際の就職活動で活用して能力を身に付けることを目標にしている。

◇「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」

「インターンシップⅠ」は就業日数が実働5日間以上の就業体験型インターンシップであり、「インターンシップⅡ」は課題解決型(実働5日間以上)、そして「インターンシップⅢ」は実働3~4週間の就業体験を要する長期インターンシップである。これらの科目では約100社の受入れ企業と連携、協力しながら、就業体験を通して実社会での仕事の正しい理解や働くことの意味を再認識すること、広い視野で派遣先企業の業界の特徴を捉えること、十分な自己分析を行い、自身の適性を判断してスキル・ノウハウを磨くこと、就活意識を高めること、大学での学びが実社会の仕事にどのように役立つか見極めることなどを目標にしている。

◇「SIU 特講」

本学の特色あるキャリア支援の選択科目である。企業で実際に活躍する本学の卒業生から6、7人を講師として招き、大学での学びと実社会で働くことの関係性を理解し、正解のない時代をどう生き抜くか、現在の業務内容や社会で必要とされる資質、仕事への姿勢などを、学生との対話を中心にディスカッション形式を学ぶことを目標にしている。

◇「ビジネス実務総論」

本学の特色あるキャリア支援の選択科目である。ビジネスとは何かを働く人の視点から捉え、経済や社会構造の変化の中で、ビジネスに求められるスキル・能力と、これからの働き方について事例を用いながら理解し、実際のビジネスがどのように行われているのかを理解することを目標とした科目である。

◇「ビジネス実務演習」

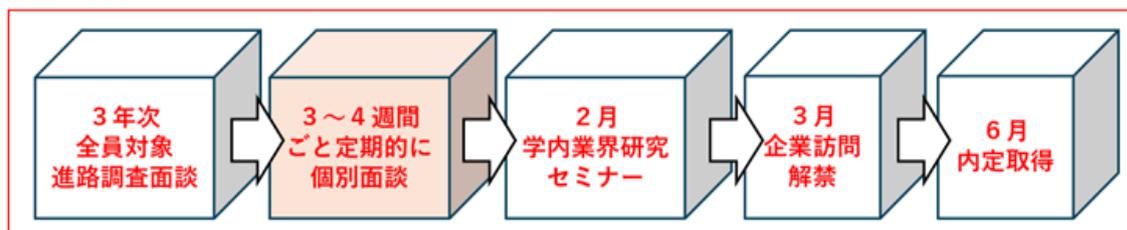
企業でビジネスを行う際に頻繁に用いるスキル・能力の修得に力点を置いた科目である。ビジネスをする上で必要なコミュニケーション、プレゼンテーションなどの対人系スキルのほか、ロジカルシンキングや戦略立案など思考系のスキル、データ活用、データ分析などの業務系スキルの修得が目標である。

3) 就活を支援する仕組み(教育課程外)

◇国際大就活メソッド

キャリア支援センターの最大の目的は、学生と企業とを結びつける「マッチング」である。この目的を達成するため、キャリア支援センターでは本学独自の取り組みとして就活支援の方法の枠組みを明確化した「国際大就活メソッド」を策定し、全教職員が共通理解の下で就活支援を行える仕組みを整えている。

国際大就活メソッド



従来から、大学3年次の全学生に対する進路調査面談を行っていたが、単にその時点で学生の考えを確認するに留まっていたため、積極的な学生しか継続的にキャリア支援センターでの支援(エントリーシート作成、面接練習など)を受けていないという状況だった。

そこで10月の進路調査面談から翌年2月の業界研究セミナーまでの3~4か月の放置状態を解消すべく、2~4週間ごとに学生とキャリア支援センターが接触する機会を設け、2月の学内業界研究セミナー、3月の就活解禁、6月の内定取得まで継続して支援を継続するという方法を可視化した。これが「国際大就活メソッド」である。

この方法を用いることにより、学生の就活に関する基本理解と意識啓発が格段に進み、高い就職内定率に大きく寄与している。

◇学内業界研究セミナー・学内合同企業説明会・ジョブカフェ

学生が企業や職種、業界の研究を通して自らの志向や適性を再認識し、主体的な就職活動ができるよう学生と企業の交流の場を設定している。

[学内業界研究セミナー(2月)]

主に大学3年生を対象に、本学と関わりの深い北海道内外の企業50社を招き、学生が業界研究をする場として業界研究セミナーを秋学期末の2月に実施している。このセミナーは大学の年間行事予定に組み込まれており、学生の参加率は約80%である。(3年時進路調査において就職希望対象者約320人に対し、約250人の参加)また、1社あたりの平均着席数が13.6人であり、本学の学生限定のセミナーとして同業他社を比較したり、異業種間の交流のある企業の情報を効果的に得たりする業界研究の場となっている。

[学内合同企業説明会(7月)]

学生が集う学内ラウンジなどを会場に本学の学生に関心を寄せている企業20社を招き、大学4年生の未内定者を対象とした合同企業説明会を実施している。この時期に就職内定取得率60%取得を目的とした恒例のイベントであり、就活の流れに乗り遅れた学生が学内で企業の採用担当者と直接懇談をできる場として実施されている。

[ジョブカフェ(適宜：年間5回程度開催)]

令和5(2023)年から試験的に開始したカジュアル形式の就活啓蒙イベントである。キャリア支援センター入口前のロビーを活用した、1~2社程度による簡易的な企業説明会であり、学生は平服で参加可能である。令和5(2023)年度の開催実績は5回で、合計17社(4月リゾートホテル1社 5月航空系企業5社 5月ホテル1社・アパレル1社 7月航空系2社、北海道警察、JR北海道、日本郵便 10月航空系3社、自動車ディーラー1社)が参加した。5回合計の参加者数は210人(複数学年含む)で、学生と企業の双方から、堅苦しくない雰囲気の中でゆっくりと話すことができ、就職内定に直結するに至った学生もいた。現代の学生の感覚に合った就活支援の1つとして今後も実施する予定である。

◇資格取得講座及び、就職ガイダンス

学生の資格取得支援を目的として、「公務員試験対策」、「国内旅行業務取扱管理者」、「総合旅行業務取扱管理者」の3つ資格取得について、学内で受講できる講座を開講している。受講料、および受験料に対し、学生個人の負担を軽減するための経済的支援、および資格取得時の奨励金給付の制度を設け支援している。

またキャリア支援センター主導により、基本的な就職活動の理解と意識啓発を目的とした非正課科目の「就職ガイダンス」を対面で年間12回、WEBで8回開催し、後半には

「SPI 対策講座」も組み入れ希望する学生が無料で受講できる機会を提供している。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

このように本学では、教育課程内科目と教育課程外の取組みを通じて社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-12-1】 STUDY GUIDE 2023(履修要項) pp.91-97

【資料 2-3-1】 就職ガイダンスポスター

【資料 2-3-2】 留学生対象就職ガイダンスポスター

(3)2-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学においても就職活動をする学生の二極化が課題となっている。二極化とは早期化する採用活動に積極的に対応できる学生と、早期化に遅れを取る学生の分離を意味する。新型コロナウイルス感染症で一時的に就活がオンライン化されたことにより、様々な制限が顕著になったが、この制限がなくなったことを機に、よりきめ細かい個別指導に舵を切り導入したのが、「国際大就活メソッド」である。この仕組みの効果について実績に基づき令和 6(2024)年度中に精査し、令和 7(2025)年度には、現在よりもより「マッチング」の確度を高めたメソッドとして確立していく。

また、キャリア支援センター主導で本学の教員の研究内容を一冊にまとめた『研究シーズ集』を制作した。背景には本学の学部・学科の学修成果が実社会においてどのように役立つか、キャリア支援センター職員が企業訪問をするなかで、企業の採用担当者の理解不足を体感したという経緯がある。したがって、今年度以降も学生のキャリア支援のツールの一つとしてバージョン・アップを重ねていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1)2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2)2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織として本学では、学生部及び学生サポートセンターを中心に複数の部署を設置している。学生サービスは学修支援とも密接に関係してくることから、以下記述する支援組織のひとつ「学生サポートセンター」には下部組織として「修学支援検討委員会」を設置している。【資料 1-2-3】

1)学生サービス、厚生補導のための組織

本学は『学則施行細則』第 32 条で学生の生活及び厚生などに関する任務を学生部が担うことを定め、この他に学生の心身両面の健康増進及び修学支援の充実を図り、質の高い

教育環境の保証及びその一層の向上に資するために「学生サポートセンター」を設置している。学生サポートセンターには、教員であるセンター長及び副センター長、キャンパスソーシャルワーカー、カウンセラー3人、看護師及び事務職員3人の合計10人が配置されている。さらに、学生サポートセンターは学生サポートルーム、学生相談室、保健室、の3つの部門があり、それぞれ独自の機能をもちつつも学生の個人情報厳格に管理しながら学生の健康相談、心的支援、生活相談に応じる体制が整っている。

学生が抱える問題は多種多様なため、学生一人ひとりが円滑に学生生活を送れるように、学生サポートセンターの専門職員は学科アドバイザー教員、職員など様々な部署と必要な情報共有をしながら連携し、必要に応じて外部の専門医療機関等の紹介も行っている。

◇学生部・学生課

学生部は教員を部長とし、職員組織の学生課と連携しながら各学科に学生部の教員を配置して教員全体での支援情報の共有や学友会(学生の主体的な活動組織)の支援、を行っている。また、日本学生支援機構等や本学独自の奨学金による修学支援対象者の選考や生活に関する安全対策の啓発及び課外活動の認定や支援に関すること、その他学生生活全般に関わる支援(忘れ物、学内活動案内等)を行っており、学生課は1号館1階でワンストップサービス体制の対応をしている

◇学生サポートルーム

学生サポートルームには、精神保健福祉士及び社会福祉士資格を持つキャンパスソーシャルワーカーが常駐しており、障がいを抱える学生や、困りごと・心配ごとのある学生がいつでも相談できる体制を整えている。令和5(2023)年度の利用学生数は151人で、相談件数は延べ898件であった(大学院、短期大学部を含む)。**【資料 2-4-1】** また、学生サポートルームでは、障がいのある学生について、個々の実情を踏まえながら必要な合理的配慮(ノートテイク、電子メモパッドの貸出、座席指定など)を検討し、学科アドバイザー教員、科目担当者など関係部署と共有して対応している。さらに基準2-2-②でも記述した学生がピア・サポートを行う学生支援スタッフを採用し、障がいを抱える学生を支援するためのPC・ノートテイクの習得やピア・サポートの活動をはじめ、調理実習やフィールドワークなど様々なイベントを通して、学生同士の交流や支援を促進する体制を整えている。令和5(2023)年度の学生支援スタッフ(ピア・サポート担当)11人で、ピアによる学生相談の実績は27件、イベントの参加者はピアサポーターを含め315人であった。**【資料 2-4-2】**

◇学生相談室

学生相談室では、公認心理師及び臨床心理士資格を持つ専門の非常勤カウンセラー3人を配置し、学生生活を送る上で出合う様々な問題や悩みを聴き、より良い解決方法を共に考える場を提供している。令和5(2023)年度の利用学生数は39人で、相談件数は延べ203件であった(大学院、短期大学部を含む)。**【資料 2-4-1】**

◇保健室

保健室には、看護師が常駐しており、けがや病気などの応急処置、身体や病気の悩み等の相談に応じている。**【資料 2-4-3】** 健康管理として、学生の受診費用を大学が負担する健康診断を毎年全学年の学生を対象に実施し、疾患等の把握、事後措置を行っている。これにより、学生が自身の健康上の問題点を把握し、問題解決や予防を行う習慣が身につくよう支援をしている。

2) 具体的な支援

◇合理的配慮が必要な学生に対する支援

平成 28(2016)年施行の『障害者差別解消法』に基づき、本学では障がいがある学生への支援体制を整え、合理的配慮の相談、支援のコーディネートを学生サポートルームが担い、合理的配慮の提供を行っている。その運用においては、本学の『障害のある学生の受け入れ及び支援の基本方針』に定めた合理的配慮提供の流れに沿って行われている。令和 5(2023)年度における合理的配慮の申請数は、春学期が 15 件(大学 12 件、短大 3 件)、秋学期が 16 件(大学 13 件、短大 3 件)であり、その数は近年増加傾向である。障害の内訳は、精神障害：48.4%、発達障害：32.3%、精神・発達障害：16.1%、身体障害：3.2%である。

【資料 2-4-4】 また、2023(令和 5)年度には、教職員に対して合理的配慮に対するさらなる理解促進の取り組みとして、SD を Zoom で実施した。【資料 2-4-5】

◇奨学金など学生に対する経済的な支援

学生に対する経済的な支援については、本学独自の奨学金制度を学業継続支援及び経済的困窮の解消を目的に令和 5(2023)年度に改定した。【資料 2-4-6】 本学独自の奨学金制度「生活応援奨学金」「学業応援奨学金」「卒業応援奨学金」を広く周知するためのポスターを作成し学内に掲示した。

令和 5(2023)年度は、「生活応援奨学金」19 人、「学業応援奨学金」4 人、「卒業応援奨学金」8 人、「入学金減免(親族)」23 人の採用となった。さらに、令和 2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症の影響による遠隔授業の環境整備資金の一部として在学学生全員を対象に「修学支援金」5 万円を支給した。

令和 4(2022)年度の日本学生支援機構の奨学金の利用者数は、給付奨学生 295 人(支援区分Ⅰ：170 人 支援区分Ⅱ：67 人 支援区分Ⅲ：34 人、区分外：24 人)となっており本学在学学生の 23.2%となっている。貸与奨学生は、学部生 649 人で(実人数)、大学院生は 5 人となっており本学在学学生の 50.9%となっている。【資料 2-4-7】 令和 5 年度は、給付奨学金は 325 人(支援区分Ⅰ：184 人、支援区分Ⅱ：70 人、支援区分Ⅲ：33 人、区分外：38 人)となっており本学在学学生の 18.3%となっている。貸与奨学生は、学部生 657 人(実人数)、大学院生 7 人となっており本学在学学生の 36.7%である。また、奨学金返還率向上に向けて、教職員を対象に日本学生支援機構奨学金の概要及び本学の現状と取り組みをテーマとした SD を開催した。【資料 2-4-8】

◇留学生に対する支援

本学は正規留学生のほか海外協定校からの交換留学生の受け入れも行っている。正規留学生のなかには海外協定校からのダブルディグリープログラムでの留学生も含まれる。

そこで、留学生に対する支援は専門に担当する国際センターと国際課を設置し、日本人学生の支援体制に加え、留学生向けの支援も行っている。

令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、本学の留学生在籍数は 195 人(ただし、短大 2 人及び交換留学生・研究生を除く)で、国籍は中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、大韓民国、中華民国、タイ王国、ネパール、イタリア共和国、オーストラリア連邦、インドネシア共和国、モンゴル国、アメリカ合衆国である。【表 4】

【表 4】国籍別の留学生数

国名	人数	国名	人数
中華人民共和国	132	ネパール	5
ベトナム社会主義共和国	15	イタリア共和国	1
マレーシア	9	オーストラリア連邦	1
ミャンマー連邦共和国	9	インドネシア共和国	1
大韓民国	8	モンゴル国	1
中華民国	13	アメリカ合衆国	1
タイ王国	1		

※短大 2 人を含む。ただし、交換留学生・研究生を除く

すべての留学生に対し希望に応じて大学が借り上げている住居を提供し、入退去時も含めた生活面の支援を行っている。日本語能力向上に資するため留学生の日本語授業はプレースメントテストにより受講クラスのレベル分けをし、正課外で実施している資格取得対策クラスも合わせると約 10 クラスを常時展開している。【資料 2-4-9】

語学の支援は学修支援の一環であるが、本学では留学生がより我が国に馴染めるようになるための学生サービスという捉え方もしているため、日本語スピーチコンテストを毎年開催したり、授業以外での成果発表ができる機会や留学生を囲むイベントを実施したりするなど日本語教育プログラムの充実を図っている。【資料 2-4-10】

◇通学シャトルバスの運行

平成 28(2016)年 6 月より通学シャトルバスを地下鉄福住駅から本学まで登校時 2 本、下校時 3 本の計 5 本を運行している。その後、平成 30(2018)年 7 月より地下鉄南郷 18 丁目駅から本学まで登校時 2 本、下校時 3 本の運行が開始され、学生の通学経費負担の軽減に寄与している。

令和 6(2024)年 1 月現在、乗車延べ人数は 1 日平均福住駅線 93 人、南郷 18 丁目駅線 112 人である。【資料 2-4-11】

◇学生の課外活動への支援

学友会が主催する大学祭(清麗祭)の活動支援のほか、クラブ活動などの課外活動の支援を行っている。学友会、クラブ活動代表者と教職員との情報共有の円滑化のため、クラブ顧問会議や各クラブ学科代表者会議を適宜開催し、学生サービスの情報共有及び意見聴取の機会を設けている。【資料 2-4-12】

学生の課外活動に対しては、厚生補導費から助成金を、学友会費からクラブ活動費を支給している。令和 5(2023)年度からはクラブ活動費の支給基準【資料 2-4-13】を見直し、活動の規模に合わせた助成を行っている。また、「クラブ・サークルマニュアル」【資料 2-4-14】を作成し、活動に関するルール等を可視化し利便性を図っている。

◇表彰学生など、その他の学生支援活動

その他の学生活動支援として、『学生表彰規程』【資料 2-4-15】に基づき、学業優秀、品行善良、クラブ活動等で優秀な成績を獲得、その他本学の名誉を高めることに著しく貢献した学生への表彰を行っている。【資料 2-4-16】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 1-2-3】 令和 6(2024)年度 札幌国際大学教育研究組織図
- 【資料 2-4-1】 令和 5(2023)年度 学生サポートセンター利用状況
- 【資料 2-4-2】 2023 年度 学生ピアサポートスタッフの活動
- 【資料 2-4-3】 令和 5 年度 保健室利用状況
- 【資料 2-4-4】 合理的配慮の状況
- 【資料 2-4-5】 SD「合理的配慮に関する研修」の案内
- 【資料 2-4-6】 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部奨学金規程
- 【資料 2-4-7】 令和 4 年度(2022)年度 日本学生支援機構奨学生の状況
- 【資料 2-4-8】 SD「奨学金返還率改善への対策と検討」
- 【資料 2-4-9】 2023 年度秋学期 留学生日本語科目について
- 【資料 2-4-10】 第 5 回 日本語スピーチコンテスト in SIU 大会プログラム
- 【資料 2-4-11】 通学シャトルバス 2023 年度 1 日平均乗車数一覧
- 【資料 2-4-12】 第 1 回 クラブ顧問会議 議題
- 【資料 2-4-13】 2023(R5)年度クラブ活動費配分額
- 【資料 2-4-14】 クラブ・サークル活動マニュアル
- 【資料 2-4-15】 学生表彰規程
- 【資料 2-4-16】 表彰学生数一覧

(3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

「伸びしろ日本一」の具現化へ向けた学生サービスを今後も継続し、学生生活の安定のための支援を行っていく。

また、本学が学生にとって安心・信頼の場となるべく学生サポートセンターの在り方を再考した。その結果、これまで 3 部門に分かれていた学生サポートルーム、学生相談室、保健室を令和 6 (2024)年度より統合し学生サポートセンターとして包括的に運用することにした。これにより多様な支援のニーズをもつ学生へのより充実した支援体制をつくり、学生へのきめ細やかなサービス提供を図ることを目指す。まずは、それぞれの部署の専門性を活かしながら、学生サポートルームと学生相談室の情報共有、業務の連携に向けて物理的、人的配置の改編を進めていく。

また、令和 6(2024)年度以降は、課外活動による学外施設の使用料の助成金額を見直し、活動の規模や頻度に合わせた助成を進めていく。

2-5. 学修環境の整備

(1)2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2)2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1)校地・施設

本学は札幌市の東南部に位置し、札幌市営地下鉄の東豊線福住駅及び東西線南郷 18 丁目駅から、いずれもバスで 10～15 分程度の至便な位置にある。周囲は緑豊かな自然に恵まれ、快適な教育環境となっている。

校地は、併設する短期大学部と共用しており、その面積は大学設置基準上の必要面積(大学 17,600 m²、短期大学部 3,800 m² 計 21,400 m²)を上回る 84,999 m²であり、十分な面積を有している。

屋外運動場は、大学、短期大学部の共用で 31,881 m²の運動場用地を有しており、野球場 1 面、陸上トラックを併設する多目的グラウンド(人工芝) 1 面、テニスコート、弓道場を整備している。これらは、体育系の授業やクラブ団体の活動場所として有効に活用されている。

校舎は、その多くを併設する短期大学部と共用しており、大学の専用及び共用する面積の合計は、大学設置基準上の必要面積(11,866 m²)を上回る 51,435 m²であり、十分な面積を有している。

校舎は事務局とキャリア支援センター、学生サポートセンター、アドミッションセンター、グローバルcommons、ライティングラボ、教職相談室、大会議室、普通教室が入る 7 階建 1 号館、学生ロッカー室、保健室、学生相談室、学生ホール、コンビニエンスストア、ATM、大講堂、研究室及び各種演習室・実験室・実習室と普通教室が入る 11 階建 2 号館、アクティブ・ラーニングルーム、地域・産学連携センター、生涯学習センター、各種演習室・実験室・実習室が入る 10 階建 5 号館、博物館・アイヌ文化資料展示室、縄文世界遺産研究室、考古学・博物館演習室及び普通教室が入る 3 階建 6 号館、ビジネス演習室、日本文化演習室、生涯学習センター音楽療育部門が入る 4 階建 7 号館、シアター(多目的ホール)、プラザ(多目的スペース)、図書館本館・第二閲覧室、ビデオコーナー、レストラン、ラウンジ、カフェテリアがあり普通教室や研究室は意図的に配置していない総合情報館、パソコン室及び研究室、ICT commonsが入る情報教育センター、研究室、実習室、トレーニングスペース、シャワー室、アリーナが入る 2 階建構造でハンドボールが 2 面取れる広さをもつ第 1 体育館(2 階建 3,956 m²)、第 2 体育館(2 階建 1,806 m²)、学友会室が入る小体育館のアリーナ(3 階建 1,312 m²)、クラブ活動の部室が入るクラブ棟、イネーブルガーデンに囲まれ茶道室や同窓会室が入る記念館「創風」がある。

キャンパス内は校舎内外を問わず専用 Wi-Fi(SIU Wi-Fi)が完備されており、学生がどこにいてもインターネットに接続できる環境が整備されている。また、校舎には全館エアコンが完備されており、快適な室内空間環境が整っている。【共通基礎】

2) 耐震性等施設・設備の安全性

耐震基準を満たさず老朽化した校舎 4 棟(旧体育館及び旧 1～3 号館)は計画的に取り壊し、平成 25(2013)年に現在の 2 号館が竣工した。続いて平成 27(2015)年度には総合情報館設置ボイラーの煙道内非飛散性アスベスト除去、平成 28(2016)年度アリーナ大規模天井改修工事により耐震・防災対策の全てを終えている。

本学は各種法令(建築基準法、消防法等)に基づき、施設・設備を整え、総務課がそれらを所管し、各部署と連携して学生の安心、安全、教育目的の達成のために適切に管理してい

る。施設設備の日常管理は外部業者にも委託し、常駐の職員がいつでも迅速に対応できる体制を整えている。また、年に 1 回キャンパス内全員(学生と教職員、清掃員等)による避難訓練を実施し、職員は消火訓練も実施している。

【エビデンス集(データ編)】

【共通基礎】 認証評価共通基礎データ

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設

本学には本学と同一法人が経営する札幌国際大学附属認定こども園があり、心理学科こども心理専攻の教育・保育実習や子どもボランティアなどが行われている。

また、併設する短期大学部と共用の講義室(24 室)、演習室(37 室)、実験・実習室(13 室)、学生自習室(4 室:グローバルコモンズ、ライティングラボ、ICT コモンズ、アクティブ・ラーニングルーム)に加え、大学専用の 2 演習室、6 実験・実習室を備えており十分な教育環境を備えている。【資料 F-5】 p.17

2) 図書館

本学図書館は、総合情報館の中核的施設としての本館(2 階・3 階)と第二閲覧室(2 階)からなる。図書館には、学生の学修に必要な設備が整えられており、それらが適切に維持、運営されている。本館は開架式書架を中心とした開放的な空間と、共同学修の効果を考慮した学修席、また 3 階には和室の雰囲気をもつスペースが用意された独創的な図書館である。第二閲覧室には、利用目的に対応した視聴覚学習室、インターネット検索コーナー(データベース検索含む)、新聞・雑誌コーナー、絵本コーナー等が配置されている。【資料 F-5】 pp.31-33

図書館の延べ面積は約 2,789 m²で、閲覧座席は 322 席である。令和 6(2024)年 3 月 31 日現在の蔵書数は 233,410 冊、定期刊行物 1,387 種、視聴覚資料(DVD、ビデオ、CD-ROM 等)9,866 タイトルを所蔵している他、電子ジャーナル 8 タイトル、データベース 10 種を利用できる。書架の大部分は開架式であり、利用者が自らの手で図書を探し出せるようになっている。図書館内には OPAC(蔵書検索システム)その他データベース検索用のパソコンが閲覧室に設置されている他、学生の学修支援用としてノートパソコンやタブレット端末を 19 台用意し、日常の学修活動やレポート・卒業論文の作成等に多くの学生が利用している。平成 27(2015)年度には館内全てにエアコンや Wi-Fi 設備を導入、また、令和 5(2023)年度には図書館システムをクラウド型に更新し、学生がより快適に利用できる図書館となった。

令和 5(2023)年度の開館日数は 263 日で、春・秋学期期間中の開館時間は平日が午前 9 時から午後 9 時 30 分(第二閲覧室は午後 6 時)まで、土曜日は午前 9 時から午後 4 時 30 分(第二閲覧室は午後 0 時)までである。年間入館者数は約 2 万 6,000 人、年間帯出冊数は約 9,500 冊である。

一方、他大学図書館との連携・協力も進んでおり、道内国公私立のほとんどの大学図書館と自由に相互利用できる他、図書館相互貸借サービス(ILL : Inter Library Loan)を通し

て全国の大学図書館から文献複写、現物貸借が可能となっている。

3) 自習施設【資料 F-5】 p.35

本学には授業では使用せず学生がいつでも自由に使える自習施設が整備されている。

◇グローバルcommons

1号館3階に設置しており、国際課に隣接しているため留学生の利用も多い。授業外で開講される無料の語学講座、海外を身近に感じることができる講演会やイベントを通じ気軽に国際交流ができるスペースとして利用されている。

◇ライティングラボ

1号館4階に設置しており、用途に合わせて個別・共同の学修スペースやラウンジを自由なスタイルで利用できる学習空間である。スタッフが常駐しているため文章作成のサポートや個別相談を受けることができる。

◇ICT Commons

キャンパス内に独立した校舎として設置している情報教育センター2階に設置されており、学生がICT機器を使用して自習をするための施設として設置している。この施設内には、常設PC(48台)がいつでも使用できるスタディールームとプリンターと印刷専用PC(8台)、プロジェクターやホワイトボード、AC・USB電源やWi-Fiが完備され、フリーアドレスで利用できるアクティブルームを備えている。

◇アクティブ・ラーニングルーム

5号館2階に設置されている。学修支援を行う教職員などは配置されていないが、一般教室から離れた場所の立地のため静かな環境で学生が自習できるスペースである。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-5】 CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド) p.17

【資料 F-5】 CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド) pp.31-33

【資料 F-5】 CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド) p.35

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・整備の利便性

2-5-①で示したように耐震強度を満たすための校舎の建て替えに合わせ、各校舎には必要に応じてエレベーター・スロープ・障がい者対応トイレ・手すり等の設備を設置した。また、併せて行った外構整備によりキャンパス内はフラットなアスファルトないしインターロッキング路面となり、障がい者専用駐車枠の設置、平成27(2015)年度の障がいを持つ学生の入校の利便を図るエントランス棟(エレベーター塔)の設置、歩道のロードヒーティング化を行った。さらに令和元(2019)年に総合情報館階段室にエレベーターを設置したことにより校舎内外のバリアフリー未対応は、6号館1階から上層階への移動及び情報教育センター1階から上層階への移動、総合情報館地下シアターへの経路の3経路を残すのみとなった。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では授業の実施方法に応じて適切なクラスサイズとなるよう配慮している。具体的

には、授業担当教員から事前に教室等について要望を調査し、昨年度の受講人数を参考に教室の収容人員数に応じて教室を割り当てている。【資料 2-5-1】

語学系科目については1クラスの学生数を25人程度までとし、PCを利用する情報系科目については、1クラス24人以上の場合は複数教員で担当している。

演習、実習、実技科目については、それぞれの科目の実情に応じた学生数を設定し、履修上限数を定めるかクラス又は教員を増やす等で対応している。

また、保育士資格に関する演習、実習、実技科目については、1クラス50人以下になるように展開している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-5-1】 授業実施規程

(3)2-5の改善・向上方策(将来計画)

これまで本学では耐震基準を満たさない校舎や経年劣化した設備の改修・更新・新築を行ってきた。今後も学生や教員の意見を取り入れながら学修環境の整備を行っていく計画である。なお、残る3経路のバリアフリー化及び授業のクラスサイズについては今後の検討課題である。バリアフリー化については現在外付けエレベーターの設置を次期中期目標・計画で検討中である。また、クラスサイズについては、これまで慣習的に行ってきた人数設定を、それぞれの科目の教育効果を十分発揮できるかどうかを主軸に令和7(2025)年度開始までに規程化をしていく計画である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

(1)2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2)2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では全学年を対象とした「学生生活に関するアンケート調査」を毎年学生部が実施し、学生の意見をくみ上げてきた。令和3(2021)年度からは、さらに学修支援および学修環境に関する学生の意見・要望の把握と対応の強化及び迅速な対応のために、学生部と法人組織である経営企画室が共同で全学生を対象に「学生生活アンケート」を実施し、令和4(2022)年度からはIR室も分析に参画している。【資料 2-6-1】このアンケートでは令和4(2022)年度より大学、短期大学別に学生の満足度を数値化し、自由記述欄を設けて学生の幅広い要望を網羅的に把握している。

学修支援に関し寄せられた意見・要望はその内容により幾つかのグループに分類し、それぞれ検討・対応すべき担当部門を定めている。各担当部門内では意見・要望内容について情報を共有し対応策等を検討の上、回答を作成しており、アンケートで寄せられた意見・要望および各部門の回答を一括して本学ホームページ上で公表している。【資料 2-6-2】

学生の学修に関する具体的な設問としては、「1日平均の学修時間」や「授業の理解度」

や「アドバイザーとの関係性」などを設定している。特に1日の学修時間については、平均して0～30分と答えている学生が、全体の50%以上を占めており、学生の自律的な学修を誘発するための取り組みが課題となっていることがわかった。その方策の一つとして、学生の学内での自習活動を支援するため、文章やレポートの書き方指導や、グループワークスペースを設けたライティングラボや、留学生の学修支援等を行うグローバルコモンズ、コンピュータやプリンターなどの電子機器やプロジェクターを使いながら、グループワークが可能なICTコモンズなどの学生が自習できる学修支援設備を整備した。

学修に関わる大学独自の支援制度・設備に関する設問としては「学費支援」「保健福祉」「キャリア支援」に関する満足度を調査している。これらについては、全体の20～30%の学生が利用未経験と回答しているものの、「不満」「やや不満」と回答したのは全体の10%未満で推移しており、今後も学生の視点にたった支援を継続できるよう、学部・学科と関係部署の連携を進めている。

さらに、令和5(2023)年8月から10月に学生の学修状況の把握を目的とした「カリキュラムと授業実態に関する学生調査」を教務部が実施した。【資料2-6-3】具体的な設問としては、「学生が予習・復習に取り組む時間の理想と現実」、「授業中の一つの取り組みで集中できる時間の平均」、「予習・復習に実際に取り組める科目数」、「自分の学科のディプロマ・ポリシーを意識しているか」等の質問を設定し、学生の履修傾向、学修状況、授業の実態等について把握した。この調査結果を教務部から教学マネジメント推進委員会へ報告し、教育課程編成等における改善の検討を実施した。改善成果の1つは105分授業やクォーター制の導入の検討へとつながった。(令和6(2024)年度より一部科目にて試験的に実施、令和7(2025)年度より本格導入予定)

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-6-1】2023(令和5)年度 学生生活アンケート集計

【資料2-6-2】2023(令和5)年度 学生生活アンケートの結果報告

【資料2-6-3】令和5(2023)年度 カリキュラムと授業実態に関する学生調査

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の心身の健康に関する支援に活用する基礎データを得るため、新入生全員を対象として健康調査とPHQ-9(健康に関する質問: Patient Health Questionnaire-9)を実施している。健康調査については既往歴・現病歴・薬の服用・障害者手帳取得の有無・アレルギーの有無等を調査し、学生健康管理の基礎資料として活用するとともに、新入生からの早期からの相談受付・介入につなげている。また、PHQ-9については結果に基づき、抑うつなどの心の状態にリスクのあると思われる全学生対象に学生サポートセンターにおいて面談を実施し、心の健康状態を把握し早期介入、支援ができるよう努めている。

学生相談により得た情報は、個人情報管理に配慮した上で、学生サポートセンター内の「Teams 支援情報アプリ」に記録されており、誰が、いつ、どんな主訴で相談があったかを共有する体制が整っている。【資料2-6-4】さらに、相談内容が経済的側面に及べば学生課へ、就職に関する相談であればキャリア支援センターにつなぐなどして他部署との連

携を図っている。また、「Teams 支援情報アプリ」の登録データをもとに相談の延べ件数や実質人数など集計を行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-6-4】 学生サポートセンターの情報共有について

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-①で記述した「学生生活アンケート」の実施により、学修支援面と同様に学修環境に関する学生の意見・要望についても、選択回答だけでなく自由記述欄を設けて幅広く把握するよう努めている。令和 2(2020)年からはアンケートを電子化し、アンケートの集計や回答の迅速化も図っている。

アンケートの選択回答では、教育に関わる設備(教室、コンピュータ施設、図書館、体育施設)に関しては、50%以上の学生が「満足」「やや満足」と回答している。その一方で、食堂や売店などの学生の食生活に関わる施設については、例年 20%程度の「不満」「やや不満」という回答があるため、食堂のメニューについては、季節毎に委託業者が見直しを行っており、提供される食事に対して法人から委託業者に補助をしている。

一方、アンケートの自由記述欄に寄せられた施設や設備に関する意見や要望は、その内容を幾つかのグループに分類し、それぞれ担当部門を定めて回答を分担している。特に学修環境に関しては設備への投資を要望する内容も多く、法人と教学組織が情報を共有し連携して対応を検討、その検討結果を回答として集約し、本学ホームページ上にて学生ヘイードバックを行うと共に広く外部にも公表している。【資料 2-6-2】

学生の意見や要望が具体的に実現した(令和 6 年度継続を含む)点は以下のとおりである。

- ・ [令和 3 年度要望] 第 1 体育館カーテン設置 ⇒令和 4 年度設置済
- ・ [令和 4 年度要望] 電子レンジの増設 ⇒令和 4 年度 1 台増設済
- ・ [令和 5 年度要望] 充電可能なコンセントの設置 ⇒令和 5~6 年度まで順次増設中
- ・ [令和 3~5 年度要望] Wi-Fi 環境の強化 ⇒令和 4~6 年度まで順次電波増強中

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-6-2】 2023(令和 5)年度 学生生活アンケートの結果報告

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

学生生活アンケートは毎年 1 回、全在籍学生を対象として継続的に実施されており、過去からの情報の蓄積がなされている。一方で、経年的な変化が分析されておらず、大学を取り巻く状況や、学生の意識変化などに関しての分析が不十分ともいえる。令和 6(2024)年度以降は学生の学修状況や、学生生活に関する情報をワンストップで分析できるデータベース環境の構築を計画している。

電子化することでアンケートの回答を手書きする負担を軽減することができたが、課題として、回答率の不安定さが挙げられる。全学生が対象であるものの、近年の回答率が 80% 未満となっており、実施体制の再構築が必要となっている。一方で、学生の回答の負担を軽減することを目的として、アンケート内容の精査も毎年行われており、他の調査で代用

できる設問や、調査する理由に乏しい設問は削除・統合している。令和 7(2025)年度以降もアンケートの実施時期の最適化や、回答率の向上を目的として、関係部署(学生部・IR 室・経営企画室)の連携を強化する。

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れに関しては、本学の教育目的を踏まえ適切な手順でアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、入学試験要項、本学ホームページで講評すると共に、多岐多様な入試制度を設けている。

学修支援に関しては、体系的な支援体制を整備すると共に、カリキュラム上でも日本人学生や外国人学生の日本語の能力向上や、ピア・サポート体制の充実を図っている。

キャリア支援に関しては、教育課程内外を通して多様な学生の進路を支援する体制が整っており、支援体制(国際大就活メソッド)を共有して実施している。

学生サービスに関しては、学生サポートセンターを中心に、健康相談、心的支援、生活相談に対応し、必要に応じて外部の医療機関との連携を図っている。また、奨学金などの経済的支援、課外活動への支援は学生部を中心に行う体制が整備されている。新型コロナウイルス感染症による学生生活の制限があった期間には遠隔授業の支援も実施した。

学修環境の整備に関しては、教育目的の達成のための十分な校地、校舎、施設・設備が完備されており、バリアフリー対策も中期目標・計画の下、計画的に実施されている。

学生の意見・要望は、「学生生活アンケート」を毎年実施し、学修環境や課外活動等の環境整備を行ってきたほか、アンケート結果とその対応を本学ホームページでも公開しており、学生の声がどのように大学の各種支援に役立てられているかを確認できるような体制が整えられている。

なお、基準 2 は学生の受け入れから各種支援、意見・要望への対応まで幅広い項目についての点検・評価ではあるものの、学生を軸に据えたあらゆる支援や各種整備を行う体制が整っている。社会の変化のスピードに合わせ支援や整備の方法もマイナーチェンジを重ねてきていることから、本学は基準 2 「学生」を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、『学則』第1条で「柔軟な思考力と実践力を貴ぶ学風の下に、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、自由、自立、自省の精神による人間形成を重んじ、地域生活の創造と国際社会の発展に寄与する社会人を育成する」と教育目的を定め、「学力の3要素」を踏まえた上で、この目的を具現化する指針としてディプロマ・ポリシーを策定している。【資料 F-3-1】

また、大学院は、『大学院学則』第1条で「札幌国際大学の建学の礎に則り、専門領域における学術理論および応用に関して教授研究しそのその深奥を究め、高度専門職業人としての実践能力を身に付け、社会・文化の進展に寄与することを目的とする。」と教育目的を定め、「学力の3要素」を踏まえた上で、この目的を具現化する指針としてディプロマ・ポリシーを策定している。【資料 F-3-2】

[大学]

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1)各学科・専攻の専門分野に関する知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2)資料やレポート等の内容理解・作成・発表ができ、相手や状況に合わせて適切に自らの考えを伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3)現状を分析し、課題を明らかにした上で、適切な手段で計画的にその解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4)他者との円滑な関係を築く力を有し、目標達成のために協調して物事に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5)自ら計画し、行動し、評価し、改善を図りながら継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6)地域社会に貢献する姿勢を身に付け、その意欲を有する。

各学科は、学部全体のディプロマ・ポリシーに対応するよう各学科・専攻のディプロマ・ポリシーを下記のとおり策定している。

◇人文学部国際教養学科

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1)多言語コミュニケーション、地域づくり、グローバルビジネスの各分野において、社会、文化、言語、歴史、産業についての知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2)他者の文化や価値観を尊重し、外国語や情報通信技術を適切に活用し対話することができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3)適切な情報収集と客観的な分析から課題を明らかにし、具体的な解決策を考え出すことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4)対話を通して多様な人々と相互理解を深め、共通の目標に向かって協力して活動することができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5)変化する社会に広く関心を持ち、新たな知識を意欲的に学び続けることができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6)多文化共生社会の実現と発展に貢献するため、積極的に行動する意欲を有する。

◇人文学部心理学科(臨床心理専攻)

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1)心理学領域及び臨床心理学領域の基礎的な知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2)心理学的な知識・技能に基づいて他者を理解し、相手や状況に応じて自らの考えを伝え、建設的な議論ができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3)心理学的観点を踏まえて現状を客観的に分析し、課題を明らかにした上で、見通しを立ててその解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4)様々な人の立場や背景を理解した上で円滑な関係を構築し、協働して物事に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5)幅広い教養に基づいて広く社会に関心を持ち、継続的に知識・経験を積み上げることができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6)地域社会に関する問題を心理学的な観点から捉え、他者と協働し地域に貢献する意欲を有する。

◇人文学部心理学科(子ども心理専攻)

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1)心理学領域及び幼児教育・保育領域に関する知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2)心理学を基盤とし、幼児教育や保育、福祉等の現場において、利用者や関係者の理解に努め、自らの考えを適切に伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3)幼児教育・保育の現状を分析し、目的や課題を明らかにした上で、適切な手段で計画的に課題解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4)幼児教育・保育の場において、年齢、性別、国籍、障がいの有無などの多様性を理解し、適切な対応をすることができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5)教育・保育の分野において最新の情報を得る努力を怠らず、より良い教育・保育の在り方を検討し、実践、評価、改善を図りながら継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6)理想の保育を求め、研究・実践に携わるリーダーとしての自覚を持ち、地域社会に貢献する姿勢を身に付け、その意欲を有する。

◇観光学部観光ビジネス学科

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1)観光ビジネスに関する専門知識・技能を修得し活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2)観光ビジネスに関する資料の内容理解・作成・発表ができ、相手に合わせて適切に自らの考えを伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3)観光ビジネスや地域社会の現状を把握し、課題を分析し、適切な手段で計画的に課題解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4)言語や文化等が異なる多様な人々と円滑な関係を築く力を有し、目標達成のために協調して物事に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5)自ら計画し、行動し、評価し、改善を図りながら継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6)地域社会に貢献する活動に自発的に取り組む意欲を有する。

◇スポーツ人間学部スポーツビジネス学科

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1)情報を収集、整理、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2)人間関係やチームワークを形成するために、自分の意見をわかりやすく伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3)現状を分析し、課題を明らかにするとともに、その解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4)地域住民や多様な関係者と相互理解を深め、目標に向かって合意形成に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5)計画・行動・評価・改善を図りながら、知識・技術を更新し、継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6)地域に対する高い関心を持ち、理解を深め、社会に貢献することができる。

◇スポーツ人間学部スポーツ指導学科

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1)専門知識を科学的視点に基づいて理解するとともに、各種の運動・スポーツならび

にその指導を行うための技能に習熟し、それらを活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2)集団において相互理解を深め、問題や課題について情報を共有し、自らの考えを伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3)科学的視点に基づいた分析・検討により課題を明らかにし、合理的な手段を用いてその解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4)スポーツ・インテグリティに対する理解に基づき、目標達成のために他者と協働して課題に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5)信頼性と妥当性の高い情報の収集を通じて自らの計画・行動を評価し、改善を図りながら能動的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6)スポーツの振興ならびに生涯スポーツの実現に向けた持続可能な取り組みを通じて、地域社会に貢献しようとする意欲を有する。

[大学院]

- ①真理を探究し、自由を愛し、自らを省みる姿勢を身に付けた学生
- ②理想を求め、明日の地域社会、国際社会へ寄与する姿勢を身に付けた学生
- ③各専門領域において高度な専門知識、研究能力、技能を身に付けた学生
- ④各専門領域において高度専門職業人としての実践能力を身に付けた学生

また、各研究科のディプロマ・ポリシーは、本学大学院学則に定める教育研究目的を踏まえ策定している。

◇観光学研究科観光学専攻(修士：観光学)

- ①観光産業の発展および観光を通じた地域づくりの実践に資する高度な専門的理論および応用知識
- ②わが国の観光産業および観光を通じた地域づくりに貢献し得るコミュニケーション能力
- ③高度な専門職業人として要求される汎用技能

◇心理学研究科臨床心理専攻(修士：臨床心理)

- ①臨床心理に関する高度な知識と技能
- ②臨床心理学的研究法と観察事実の分析法
- ③自己の意見や思考を論理的に伝える論文作成能力と発表の技能
- ④現代社会の臨床心理的課題の理解

◇スポーツ健康指導研究科スポーツ健康指導専攻(修士：スポーツ健康指導)

- ①スポーツ健康指導者に不可欠な専門的知識
- ②スポーツ健康指導者としての指導・実践能力と人間形成に関わる思考や経験知
- ③子どもおよび高齢者を対象としたスポーツ健康指導の実践能力

④研究テーマを考え、研究を行う一連の過程で培われる能力

これらのディプロマ・ポリシーは、本学ホームページ及びWEBシラバスで、各科目がどのディプロマ・ポリシーと関連付いているのかが一目で分かるように周知している。【資料 3-1-1】【資料 1-2-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-3-1】 札幌国際大学学則

【資料 F-3-2】 札幌国際大学大学院学則

【資料 3-1-1】 本学ホームページ>札幌国際大学について>ディプロマ・ポリシー

【資料 1-2-2】 WEBシラバス(サンプル)ー-到達目標/卒業認定・学位授与の方針との関連

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 単位認定基準

学部では、単位認定について、『学則』第9条「授業科目」、第9条の2「所要単位の取得」、第10条、第11条「単位」、第13条「単位の授与」で定めている。また、『学則』第17条「本学の他学部又は他学科等における授業科目の履修等」、第18条「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等」、第19条「大学以外の教育施設等における学修」、第20条「入学前の既修得単位等の認定」及び第21条「他学部・学科及び本学以外の学修等による単位認定に関する事項」において既修得単位の上限を定めているほか、WEBシラバス上でディプロマ・ポリシーと各科目の「到達目標」との関連性を明示し、成績評価基準と方法を示している。この成績の結果によって各科目の到達目標を達成したか否かを判定し、単位を認定している。

成績評価及び単位認定に関する基準は以下のとおりである。なお、単位取得に必要な授業出席日数は、各科目共に実施時間数の3分の2以上としている。

大学院では、単位認定について『大学院学則』第27条「単位の授与」で定めている。なお、第26条「入学前の既修得単位等の認定」において、既修得単位等の上限を定めている。

また、科目毎の成績評価に対し0.0～4.0のグレードポイント(GP)をつけ、【表3】1単位あたりの平均成績評価点をGPA(Grade Point Average)として算出している。GPAは修学指導の材料、成績不振の判定、履修条件、卒業時の表彰、退学勧告、奨学生への推薦など、卒業までの様々な選考の指標となっており、学生が学修に取り組む際の目安になっている。

【表3】成績評価及び単位認定基準(大学・大学院共用)

単位	成績評価	総合点	判定内容	GP
合格 (認定)	優+	90-100	特に優れた成績	4.0
	優	80-89	優れた成績	3.0
	良	70-79	妥当と認められる成績	2.0
	可	60-69	合格と認められる最低限の成績	1.0
	認定	-	※	対象外
不合格 (不認定)	不可	0-59	不合格	0

※『インターンシップ』『日本語表現入門』については、成績評価を「認定」「不可」としている。

2) 進級基準

本学に進級制度はないが、学修支援プログラムで「2年終了時の通算 GPA1.0 未満又は総取得単位数 50 単位未満の学生」を抽出し、学生、保護者、アドバイザー教員、教務課職員で面談を行い、今後の学修計画についての確認を行っている。なお、令和 6(2024)年度には学長の指示のもと、進級制度の導入について教務部で検討する計画となっている。

3) 卒業認定基準

学部では、『学則』第 38 条「卒業の要件」及び第 39 条「学位の授与」で、「本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目の単位領域と単位数を満たし、合計 124 単位を修得すること」を卒業認定基準として定めている。学位は『札幌国際大学学位規則』【資料 3-1-2】により、各学部学科に応じた「学士」の学位を与えている。

4) 修了認定基準

大学院では、『大学院学則』第 28 条「修了の要件」で、本大学院に 2 年以上在学し、観光学研究科では授業科目を 30 単位以上、心理学研究科では 38 単位以上、スポーツ健康指導研究科では 30 単位以上をそれぞれ修得し、かつ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験等に合格した者に対して修士課程の修了を認めている。学位は『札幌国際大学学位規則』により、各研究科に応じた「修士」の学位を与えている。

なお、学位論文の審査方法と審査基準に関しては各研究科で、『課題研究指導審査要領』【資料 3-1-3】に明記している。

5) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の周知

『学則』『大学院学則』、3 ポリシーに加えて、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、学生に配布する『スタディガイド』(履修要綱)に記載し、また本学ホームページでも公開している。学期開始時に全学部学科、研究科の学年別にオリエンテーションを設定し、そこでの履修指導の際にも『スタディガイド』を活用して説明をしている。

さらに、1 年次入学生に関しては大学の授業への適応を円滑化し授業に対する構えをつくることと、本学での学びの基盤を身につけるために、全学共通教育科目で「学びの技法」「基礎ゼミ」を必修科目に設定し、履修や進級、卒業、終了の基準等の説明を徹底している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-2】 札幌国際大学学位規則

【資料 3-1-3】 課題研究指導審査要領

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学は前項 3-1-②で示したように、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を明確に定めている。これらを厳正に適用するために、単位認定基準についてはシラバスに明記

している。また、シラバス作成は、科目担当者間で作成内容・表記方法等が不統一にならないよう『シラバス作成要領』に則って各科目のシラバスを作成している。シラバスに「到達目標/卒業認定・学位授与の方針との関連」や単位認定基準等が記載されているかについては、学科と教務課で点検した上で公表している。

また、学生はシラバスに明記された単位認定基準に基づいた、単位認定が行われていない場合は、「成績評価確認願」により大学に対して不服の申し立てができる制度も導入している。

卒業認定及び大学院の修了認定については、『学則』『大学院学則』等に定める「卒業・修了要件と、各学科・研究科のディプロマ・ポリシー」に基づき、教務課で判定資料を作成し各学科等に提供し精査を行った上で、教授会に諮り学長が教授会の意見を参考にした上で決定している。

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

学部・大学院のディプロマ・ポリシーは社会情勢の変化や社会ニーズに鑑みて定期的に点検し、見直しを図っていく。また、進級基準(留年基準)については、その有用性や運用を含めて令和 6(2024)年の検討課題とする。

併せてディプロマ・ポリシーの達成度を合理的に測るために、令和 7(2025)年度の策定へ向けてアセスメント・ポリシーの準備を開始する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1)3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学はディプロマ・ポリシーで掲げた目標を達成するためのカリキュラム・ポリシーを大学全体、学部、学科及び研究科単位で策定している。カリキュラム・ポリシーにはそれぞれの学びの特徴と学修内容を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに定める知識・技能の修得を実現するために必要な教育内容、教育方法、教育評価についての方針を定めキャンパスガイドや本学ホームページで周知している。【資料 F-5】【資料 3-2-1】

[大学]

札幌国際大学は、学生が卒業認定・学位授与の方式(ディプロマ・ポリシー)で示した資質・能力を身に付けることができるように、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

(CP1)【初年次教育】

高等学校から大学への円滑な移行を図るため、能動的に学び続ける力を身に付けることができるように、全学共通教科科目として初年次教育科目を配置する。

(CP2)【教養教育】

幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、全学共通教育科目として人文、社会分野を中心に教養教育科目を配置する。

(CP3)【専門教育】

専門教育において、各学科・専攻のディプロマ・ポリシーに基づき専門性を身に付けることができるように、順次性のある体系的な科目配置を行う。

(CP4)【教育方法】

コミュニケーション能力や他者と協働する力の向上のため、PBL やグループワーク、フィールドワーク等のアクティブ・ラーニング型の科目を配置し、主体的・対話的で深い学びを実現する。 ※PBL: Problem Based Learning

(CP5)【教育方法・評価方法】

キャップ制により十分な学修時間を確保し、授業時間外の学習を促すことで単位の実質化を図るとともに、明確で客観的な評価基準に基づく厳格な成績評価を実施する。

[大学院]

札幌国際大学大学院は、建学の礎に則り、専門領域における学術理論および応用に関して教授研究しその深奥を究め、高度専門職業人としての実践能力を身に付け、社会・文化の進展に寄与することを目的としている。(大学院学則第1条)

卒業認定・学位授与の方針に示す自由、自立、自省の姿勢、地域社会、国際社会への貢献姿勢、高度な知識、技能、実践能力を身に付けた高度専門職業人を育成するため、各研究科においてこれらを達成するための教育課程を編成し実施する。

(CP1)教育課程を通じて自由、自立、自省の姿勢を醸成する。

配置されている授業を通じての深い学識の修得、様々な学術分野の研究蓄積に対する接近を促し、思考力、判断力の育成に努める。

(CP2)演習科目等を通じて地域社会等への貢献姿勢を醸成する。

自己の思考、判断の妥当性、信頼性を確認するため、地域社会における実践場面を提供する。

(CP3)各専門領域の講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。

専門分野に関する深い学識を修得するため、体系的に講義、演習、実習等の授業を配置し、研究科の教育目的に沿った編成となっている。

(CP4)各専門領域において高度な実践能力を養うため地域社会等との協同を深める。

専門分野においては地域社会等において実践的考察を行う機会を提供しているが、こうした機会における実践的考察は地域社会等の人たちの協力の下で行われるため、協同の構えを備え、地域社会等との好ましい関係を形成することが不可欠となる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-5】 CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド) pp.54-67

【資料 3-2-1】 本学ホームページ>札幌国際大学について>カリキュラム・ポリシー

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、技能を修得できるように、教育内容、教育方法、教育評価についての実施方針を策定していることから、両者の一貫性は担保されている。

また、各学部・学科・専攻のカリキュラム・ツリーを作成し、カリキュラム・ポリシーに沿って設置されている授業科目とディプロマ・ポリシーの関連についてシラバスに明示している。【資料 3-1-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-2】 WEB シラバス(サンプル)ー成績評価基準と方法

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学は、カリキュラム・ポリシーの方針に従って初年次教育、教養教育、専門教育で必要とされる科目を体系的に年次配当及び編成をしている。さらに、カリキュラムが体系化されていることを示すため、科目分類、科目のレベル、授業形態等を表すナンバリングを行い、スタディガイドに明示している。【資料 F-12-1】 pp.90-126

また、全授業科目で様式を統一した WEB シラバスを作成し、授業の目的及び概要、講義方法、授業計画、到達目標、成績評価基準、テキスト・参考文献、事前事後学習について記載している。シラバス作成は「シラバス作成要領」に沿って行われ、到達目標が卒業認定・ディプロマ・ポリシーのどの部分と関連するかを明記している。作成されたシラバスは、FD 委員会、各学科教務部教員及び全学共通教育部員によってチェックされ、必要に応じて修正等をした後に WEB で公開している。【資料 1-2-2】

さらに、本学では基準 2-2-①で述べたように GPA によるキャップ制を導入し、履修上限単位数を設定している。また、シラバスには毎回の授業の事前事後学習の時間数の目安と具体的な内容を明示し、学修時間の確保に努めている。【資料 3-2-3】

なお本学では、「初年次教育科目」「教養教育科目」「地域・国際教育科目」「言語・情報教育科目」「キャリア教育科目」「留学生教育科目」の科目群を全学共通教育科目という大きな科目群として配置している。この大きな科目群全体を本学では一般的な意味での教養教育と位置づけており、「広義的な教養」という意味をもつことから全学共通教育科目と称している。

1) 初年次教育

初年次教育は大学で学ぶための基盤となる教育課程として位置づけ、遠隔授業や LMS(Learning Management System) の manaba など多様な情報ツールを活用する力及び能動的に学び続ける力を身に付けることができるよう、「基礎ゼミⅠ」「基礎ゼミⅡ」「学びの技法」「学生と社会」「情報機器操作」「日本語表現Ⅰ」「日本語表現Ⅱ」を全学共通教育科目として配置し、科目間の連携を図りながら展開している。【資料 F-12-1】 p.91

2) 教養教育

本学では、「初年次教育科目」「教養教育科目」「地域・国際教育科目」「言語・情報教育科目」「キャリア教育科目」「留学生教育科目」の5つの科目領域を包括的にとらえた科目群を「全学共通教育科目」と呼称し、一般的な教養教育よりも幅広い科目概念として位置付けている。

初年次教育科目では、上述の1)の内容を設定し、教養教育科目では、学生に幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、人文、社会、芸術・スポーツ分野を中心とした科目を設定している。地域・国際教育科目では北海道に位置する大学という特色を生かし「地域学」「北海道学」「地域アクティビティ」を、そしてグローバル社会で必要な知識を学ぶ「多文化共生論」「海外研修」等の科目を配置している。

また、言語・情報教育科目の、必修科目「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」では、通常の講義に加え授業の一部でフィリピン在住の英語講師とオンラインでつなぎ、授業で学んだスキルをマンツーマンに近い形で実際に会話として試すことができる環境も提供している。

加えて、キャリア教育科目では、卒業後社会で自立するために必要な社会人基礎力を身に付けるために、「キャリア形成論」「キャリアデザイン」「インターンシップ」などの科目を配置している。

さらに留学生には、語学レベルに応じた日本語科目や生活様式を学ぶ科目を外国人向けにカスタマイズされた教養教育として配置している。【資料 F-12-1】 pp.91-97

3) 専門教育

[大学]

専門教育は学部学科の教育目的に沿って授業科目が配置されている。加えて、本学は資格、免許状の取得を奨励しており、それに対応した授業科目を教育課程に反映している。

【資料 F-12-1】 pp.98-123

◇人文学部国際教養学科

学部共通科目、学科基礎科目、学科専門科目(国際・産業社会、言語、文化・地域、コミュニケーション、学芸員)で構成されている。基本的に、言語・文化・コミュニケーションをキーワードに、コミュニケーション能力を高め、他者の歴史・文化・宗教・習慣に対する理解を深めるための授業科目が配置されている。特に、資格取得に関しては博物館考古学系授業科目等の配置により学芸員、2級考古調査士の資格取得希望学生に対応した科目を配置している。

◇人文学部心理学科臨床心理専攻

学部共通科目、学科基礎科目、臨床心理専攻専門科目で構成されている。基本的に心理学の基礎理論と臨床心理学的援助に関する授業科目が配置されている。特に、公認心理師資格に関する授業科目が設定されている点が特色である。なお、大学院心理学研究科臨床心理専攻への進学を希望する学生もいるため、臨床心理学的援助に関する授業科目も配置している。

◇人文学部心理学科子ども心理専攻

学部共通科目、学科基礎科目、子ども心理専攻専門科目で構成されている。基本的に心理学の基礎理論と幼児教育・保育の知識と技能習得に関する授業科目が配置されている。なお、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格等の取得に必要な科目も配置されている。

◇観光学部観光ビジネス学科

観光学部基幹科目、観光学部専門科目で構成されている。基本的に観光学の基礎理論、観光ビジネスに関する授業科目が配置されている。特に、ホテル、航空、旅行など観光関連産業に関する授業科目が多く配置されている。

◇スポーツ人間学部スポーツビジネス学科

学部共通科目、学科専門科目で構成されている。基本的にスポーツビジネスの基礎理論、スポーツ経営に関する授業科目が配置されている。特に、プロスポーツ、健康産業に関連した授業科目が多く配置されている。

◇スポーツ人間学部スポーツ指導学科

学部共通科目、学科専門科目で構成されている。基本的にスポーツ科学の基礎理論、運動生理学、トレーニング科学、保健に関する授業科目が配置されている。また、中学校教諭一種(保健体育)免許状及び高等学校教諭一種(保健体育)免許状の取得に関連した授業科目も配置されている。なお、同学科においてはスポーツ関連の資格取得を推奨しているため、資格取得関連の授業科目も多く配置されている。

[大学院]

三つの研究科を有する本学においては学部学科を基礎とする大学院教育を行っている。研究科の目的によって教育課程編成は異なるが、他大学、社会人、外国人留学生に門戸を開き、幅広い入学者を受け入れている。【資料 F-12-1】 pp.124-126

◇観光学研究科観光学専攻修士課程

教育課程は必修科目、選択科目から構成されている。基本的に観光学の理論と関連方法論、応用領域科目が配置されているが、観光産業・事業、観光文化、観光振興領域をカバーしている点が特色である。

◇心理学研究科臨床心理専攻修士課程

教育課程は講義科目、演習科目、実習科目、課題研究から構成されている。基本的に臨床心理学の理論と関連方法論、臨床心理実習に関する授業科目が配置されている。特に、臨床心理実務技能に関しては公認心理師及び日本臨床心理士資格認定協会第1種指定校として必要な授業科目、学修環境を整えている点が特色である。

◇スポーツ健康指導研究科スポーツ健康指導専攻修士課程

教育課程はスポーツ健康基本科目、スポーツ健康指導科目、研究指導演習科目から構成されている。基本的にスポーツ科学の理論と関連方法論、健康社会領域、スポーツ健康指導領域の科目が配置されているが、高齢者、ジュニア層を対象にした授業科目を配置している点及び学生、教員、地域の人々が関与する教育が特色である。なお、中学校教諭専修免許状(保健体育)、高等学校教諭専修免許状(保健体育)の取得が可能である。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-12-1】 STUDY GUIDE2023(履修要項) pp.90-126

【資料 1-2-2】 WEB シラバス(サンプル)ー事前事後学習

【資料 F-12-1】 STUDY GUIDE 2023(履修要項) p.91

【資料 F-12-1】 STUDY GUIDE 2023(履修要項) pp.91-97

【資料 F-12-1】 STUDY GUIDE 2023(履修要項) pp.98-123

【資料 F-12-1】 STUDY GUIDE 2023(履修要項) pp.124-126

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は、基準 3-2-③でも述べたように、「初年次教育科目」「教養教育科目」「地域・国際教育科目」「言語・情報教育科目」「キャリア教育科目」「留学生教育科目」で構成されており、それぞれの科目群の有機的な連携によって教養教育を形成している。このような教養教育の設計となった背景には、これまでの本学の教養教育は学科によって学修内容に違いがあり、学修成果が学生によって大きく異なるという問題点を抱えていたという実態がある。そこで全学共通教育部を令和 3(2021)年度に発足させ、初年次教育の内容の統一実施、PC スキルの向上、学生交流の場、自由に学修できるコモンズ(自習室)の設置、学生が学生をサポートするライティングラボ、キャリア教育シラバスの統一、学修成果の可視化として全学 3 年ゼミの報告集を発行するなど、教養教育のコンテンツや施設の整備につながる成果を残してきた。

本学の教養教育の授業運営や各種調整は教務部と連携して全学共通教育部(～令和 6 年(2024)年 3 月まで)が担当し、現在は教務部が担当している。全学共通教育部には「初年次教育部門」「教養教育部門」「情報教育部門」「外国語教育部門」「キャリア教育部門」「留学生日本語部門」の 6 部門があり、月 1 回の定例部会を開催し、それぞれが社会のニーズ等を踏まえながら定期的に授業内容や授業方法等の点検を行ってきた。【資料 3-2-2】

入学時のオリエンテーション期間までに、日本語と英語の外部アセスメントテストを実施し、1 年次必修科目の日本語表現科目と英語科目のプレースメントを実施している。日本語のプレースメントテストでは一定レベル以下の学生用の入門クラスを少人数で 5 クラス展開し、よりきめの細かい教育支援を行っている。英語のプレースメントテストでは、全学科横断でレベルによるクラス分けを行い、レベルにあった内容で展開している。

幅広い概念をもった本学の教養教育を担ってきた全学共通教育部は、さらに学生の学修支援を効果的に展開するために、令和 6(2024)年 3 月をもって改組転換され、教務部の中に「基盤教育部門」「学修支援部門」「教育支援部門」「教職課程部門」が新たに設置された。ただし、「全学共通教育科目」は本学独自の教養教育に対する考え方を反映した科目群として引き続き実施している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-2】札幌国際大学『全学共通教育カリキュラム改革』

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1) アクティブ・ラーニングを重視した学習方法

本学では、教員による一方向の授業だけではなく、学生自身が主体的・対話的に深い学びを実現できるよう、各授業で PBL(Problem Based Learning)、グループワーク、フィールドワーク等のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、授業公開している。加えて、そのための教育環境充実のためアクティブ・ラーニングルームを整備している。【資料 3-2-3】

2) 授業改善に向けた組織的な研修の実施

FD 委員会により年数回の全教員向けの研修会を実施し、効果的な授業の実施を目指して組織的に教授方法の工夫と開発に取り組んでいる。また、ICT の活用方法など希望者のみを対象とした小規模の FD も開催し、授業運営の改善を目指している。FD については、4-2-②で詳述する。

複数教員で同一科目を担当する場合は、担当者による打合せを適宜実施し、授業の運営方法の確認や改善点などについて点検を行っている。

3) LMS を利用した教育方法と多様な授業形態

本学では LMS として manaba を利用し、科目毎のコースで予習、復習、小テスト、レポートを実施している。授業で使用する資料などもコース内に保存して学生が何度も振り返りに活用できる体制ができています。

また、コロナ禍で Zoom を活用した同時双方向型授業、オンデマンド型授業を実施してきたが、その後も効果的だと判断される授業科目の一部で導入し、学生の理解度を深めるために活用している。【資料 3-2-4】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-3】 授業公開一覧 2023(春学期・秋学期)

【資料 3-2-4】 令和 6 年度 遠隔授業調査

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学では大学と大学院で教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを設定しているが、表記の様式については大学と大学院で異なるため、大学院の様式を大学の様式に合わせていく。また、教授方法の工夫及び各学科の特色ある教育活動をさらに活発にするために、令和 7(2025)年度からクォーター制と 105 分授業を導入する準備を進めている。

さらに、授業の特性に合わせて課題解決学習、グループワーク、反転授業、フィールドワーク等、学生が主体となった探究的なアクティブ・ラーニングをクォーター制と 105 分授業に適切に取り入れていく。

また、令和 7(2025)年度中を目途に動画の視聴履歴を確認できるシステムの導入を検討しつつ、オンデマンド型教材の開発を進め、学生がより主体的に学べる環境を整備する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、IR 室が各種アセスメントテスト等の分析と報告を行い、そのデータを基に教学マネジメント推進委員会が三つのポリシーの点検、評価及び改善の提言を行っている。

1) 各学科による三つのポリシーの点検

各学科にて年度毎に三つのポリシー、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーが正しく運用されているか、改善するべき点がないかなど、「カリキュラム/3 ポリシー等点検シート」を用いて行っている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】

2) 外部アセスメントテストの活用

学士課程教育の質保証に向け、令和 4 年度から「GPS-Academic」【資料 3-3-3】を導入し、学生の「思考力」、「姿勢・態度」、「経験」という 3 つの点で問題を解決する能力を測定している。本学ではこのアセスメントテストを入学時の学生個々の状況と本学における学修効果を把握するため、入学時と 3 年次に実施している。結果については、WEB 学生カルテ内に保存し、学生との定期面談時の資料とするとともに、カリキュラムの見直しや教育方法の改善にも活用している。

3) 学修ポートフォリオ

本学では半年に一度、前学期の学修成果について学生自身が学修ポートフォリオの様式【資料 2-2-3】を用いて自己評価と振り返りを行う取組みを令和 4(2022)年度から試験的に導入した。このポートフォリオは学生がアドバイザー教員と面談を行う際の基礎資料となるほか、学生自身が学修成果の達成状況の確認とその後の課題等を明確にすることを目的にしているが、学科間で様式や運用方法の違いがあり、まだ試行段階である。

4) 単位修得状況の点検・評価

学生の単位修得状況は、各学期終了後に主に成績不振学生を抽出し、定期的な面談を行い個々に合った学修支援を実施している。学生の学修状況は学科で共有され、多面的な支援を実施している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-2-3】 学修ポートフォリオ(サンプル)

【資料 3-3-1】 令和 5 年度カリキュラムおよび 3 ポリシーの点検について

【資料 3-3-2】 カリキュラム/3 ポリシー等点検シート(サンプル)

【資料 3-3-3】 GPS-Academic の学生面談カルテ(サンプル)

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) カリキュラムと授業実態に関する学生調査の実施

令和 5(2023)年 8 月から 9 月に全学生に対して学生の履修傾向、希望する授業形態、授業内容に対する感想と希望等の詳細についての把握を目的に「カリキュラムと授業実態に関する学生調査」【資料 2-6-3】を始めた。

2) 授業評価アンケート

本学では、全教員(非常勤講師含む)の全科目を対象にして「授業評価アンケート」【資料 3-3-4】を継続的に実施している。このアンケートから、学生から見た授業内容、授業方法等についての意見及び科目の履修動機や授業参加態度を把握し、授業改善に役立てている。

アンケート結果は担当教員に開示し、授業等の改善点等のフィードバックコメントを LMS である manaba 上に入力した上で、授業評価アンケート結果【資料 3-3-5】として学生に公表している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-6-3】 令和 5(2023)年度 カリキュラムと授業実態に関する学生調査

【資料 3-3-4】 2023 年度 秋学期授業評価アンケート(サンプル)

【資料 3-3-5】 2023 年度 授業評価アンケート結果(春・秋学期)

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

IR 室と連携し、GP 分布、学修動向調査、学位授与率、就職率などのアセスメント・ポリシーを制定し、より機能的な点検・評価ができる体制を令和 7(2025)年度に構築する。

また、併せて現在活用している学修ポートフォリオについて学科間の様式や運用方法の違いを是正し、学修状況の把握とよりきめ細やかなフィードバックができるシステムを構築する。

新型コロナウイルス感染症で培われた遠隔授業のノウハウを今度も活用し、「カリキュラムと授業実態に関する学生調査」から判明した、学生が求める多様な授業形態での学修の一助としていく。

【基準 3 の自己評価】

本学は『建学の礎』『教育の基本的考え方』に基づき、ディプロマ・ポリシーからアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに至るまで一貫性のあるポリシーを策定している。

教育課程についてはカリキュラム・ポリシーに沿って教養教育、専門教育がともにバランス良くかつ体系的に編成され、教授方法の工夫・開発も実施されている。

教授方法の改善については、FD 等を通してアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ学生の理解と満足度が向上するように工夫するとともに、授業評価アンケート等の各アセスメント結果から教育課程、教授方法、学修指導の改善を行っている。

以上の理由により、本学は基準 3「教育課程」を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

1) 学長

学長の職務については、『学則』第 48 条において「学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と定め、学長が意思決定の権限を有することを明示している。【資料 F-3-1】

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制は以下のとおりである。

2) 副学長

大学には副学長を設置しており、『学則』第 49 条において「副学長は、学長を助け、命を受けて公務をつかさどる。」と定めている。令和 5(2023)年度は 1 人、令和 6(2024)年度も 1 人の副学長を任命し、大学に関し意思決定が必要な各業務において、学長を補佐する役割を担っている。【資料 F-3-1】

3) 運営委員会

学長の意思決定を補佐する機関として、運営委員会(短期大学部と合同開催の場合は合同運営委員会)を設置している。運営委員会については、『学則』第 60 条の 2 において「本学運営の円滑を期するため、本学に運営委員会及び札幌国際大学・札幌国際 大学短期大学部合同運営委員会(以下「合同運営委員会」と表記)を置く。」と定めており、本学の運営全般に関わる重要事項を審議するため、現在は合同運営委員会を原則月 1 回開催し、学長は委員長および議長として主体的に同委員会の運営に携わっている。【資料 F-3-1】

このように、本学においては大学の意思決定と教学マネジメントに関して、学長がリーダーシップを適切に発揮できており、そのための組織体制も整備されている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-3-1】 札幌国際大学学則

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的を達成するために、権限を適切に分散しつつ、責任の明確化に配慮して教学マネジメント体制を構築している。学長、副学長の職務及び権限については4-1-①に記述のとおりであり、以下、教学マネジメントに関し本学に設置されている会議体及び委員会に関し、その権限と責任を示す。

1) 運営委員会

運営委員会(合同運営委員会)は、学長、副学長、研究科長、学部長、部長、図書館長、自己点検・評価委員長及び事務局長をもって構成され、『学則施行細則』第10条において「本学の運営全般に関わる重要事項について審議するとともに、学長の補佐機関として本学の将来構想の策定・提言を行う。」と規定し、その権限を明確化している。【資料 1-2-8】

2) 教授会

『学則』第59条では、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と定めている。【資料 F-3-1】

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 学部、学科の増設、統廃合及び教育課程に関する事項
- (4) 学生の除籍に関する事項
- (5) 学生の試験等に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織される教授会では、学長が上記の事項について決定を行う際に意見を求め、学長が意思決定をしている。また『学則』第59条2項では、同項目以外にも「教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定し、教授会と学長の権限を明確化している。【資料 F-3-1】

3) 大学院委員会

大学院に関しては、学長、副学長、関係する学部の学部長、各研究科長、教務部長、アドミッションセンター長、事務局長をもって構成される大学院委員会を設置しており、『大学院学則』第43条に定める項目について決定を行う際に意見を述べることができると定めている。【資料 F-3-2】また第43条2項では、同項目以外にも「教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定し、その権限を明確化している。

4) 教学マネジメント推進委員会

教学マネジメントに関しては、学長、学部長、研究科長、教務部長、その他学長が指名する者より構成する「教学マネジメント推進委員会」を設置しており、同委員会規程第3

条により「全学部・全研究科の三方針を踏まえた取組みの適切性について点検評価する。」と規定し、その任務と権限を明確化している。【資料 4-1-1】

このように、本学においては規程上で学長や教授会その他組織の役割や責任を明確に示し、教学マネジメントを構築している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-2-8】 札幌国際大学学則施行細則

【資料 F-3-1】 札幌国際大学学則

【資料 F-3-2】 札幌国際大学大学院学則

【資料 4-1-1】 教学マネジメント推進委員会規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では、事務組織における分掌事項を『札幌国際大学事務組織分掌規程』により、明確に規定している。【資料 2-2-1】 大学に関連する事務組織としては、総務課、教務課、学生課、国際課、情報システム課、キャリア支援センター、アドミッションセンター、入試企画室、広報課、図書館、地域・産学連携センター、生涯学習センター、学生サポートセンター、縄文世界遺産研究室を置き、各課は「令和 6(2024)年度札幌国際大学教育研究組織図」【資料 1-2-3】 に示すとおり、それぞれ教務部、アドミッションセンター、学生部、キャリア支援センターをはじめとする教育組織と密に連携して業務を行っている。この密な連携の中で、職員としての知見をもとに教員と業務にあたり、教職協働で教学運営を行っている。

また、4-1-①で記述した合同運営委員会をはじめ、各種の重要な会議には事務局長が構成メンバーとして参加しているほか、必要に応じ事務局各課長や職員も参加しており、教職協働による教学マネジメントが機能している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-2-1】 札幌国際大学事務組織分掌規程

【資料 1-2-3】 令和 6(2024)年度 札幌国際大学教育研究組織図

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の教学マネジメント体制は学長のリーダーシップのもとに機能しているが、教育面における学内各組織の取組みをさらに改善し機能させていくために、教学マネジメント推進委員会と内部質保証委員会が一体となって PDCA サイクルの確実な実施・展開を進めていく。また大学全体の事務組織についても必要に応じて体制の見直しを行い、学内の諸課題に迅速に対応できる組織の整備を進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の配置については、【表 4】 のとおり大学院(修士課程)・大学(学士課程)とも設置基準

上の必要専任教員数を充足している。加えて令和4年度から募集停止としている2学科についても専任教員を配置し、教育課程や教育研究上の目的を達成するため、十分な教員を配置している。

【表4】大学と大学院の教員配置状況

札幌国際大学大学院(修士課程)

(令和6年5月1日現在)

研究科・専攻	専任教員数									設置基準上必要専任教員数		
	資格					研究指導教員数 内教授数	研究指導 補助教員数	科目担当 教員数	研究指導教員数※ 内教授数	研究指導 補助教員数		
	教授	准教授	講師	助教	計							
観光学研究科 観光学専攻	3	3	2	0	8	3	2	5	0	3	2	※と合わせて6以上
心理学研究科 臨床心理専攻	5	4	0	0	9	3	3	4	2	2	2	※と合わせて5以上
スポーツ健康指導研究科 スポーツ健康指導専攻	7	1	2	0	10	7	6	1	2	4	3	※と合わせて8以上
大学院合計	15	8	4	0	27	13	11	10	4	9	7	※と合わせて19以上

* 大学院専任教員は、全員大学教員と併任している。

札幌国際大学(学士課程)

学部・学科		専任教員数					設置基準上 必要専任教員数 (内教授数)
		教授	准教授	講師	助教	計	
人文学部	国際教養学科	7	3	2	0	12	6(3)
	心理学科	9	9	3	0	21	6(3)
観光学部	観光ビジネス学科	8	4	2	0	14	14(7)
スポーツ人間学部	スポーツビジネス学科	5	1	2	0	8	8(4)
	スポーツ指導学科	9	2	2	0	13	8(4)
教務部全学共通教育(専従)		4	1	2	0	7	—
国際センター(専従)		1	0	0	0	1	—
収容定員に応じ定める専任教員数		—	—	—	—	—	21(11)
大学合計		43	20	13	0	76	63(32)

* 教授欄に、学長1名を含む。

大学院研究指導教員、研究指導補助教員及び科目担当教員の資格に関しては「札幌国際大学大学院教員資格審査規程」の定めに基づき審査が行われる。受審対象者は本大学院研究科委員会からの推薦を受け、資格審査委員会の審査を受審。委員会からの報告を受け学長が資格を決定する。【資料4-2-1】

教員採用の手続きは『札幌国際大学教員資格審査基準及び資格審査規程』の定めに基づき審査が行われる。採用は本学ホームページ JREC-IN 等による公募を原則としているが、その専門性により相応しい候補者が示された場合には、公募に拠らない採用もできる。応募者の中から選出された候補者に対し教員資格審査委員会が審査をおこなう。審査は審査調書等による書面審査に加え、模擬授業審査、面接審査を課し公正に行われる。委員会からの報告を受け学長は法人と調整の上で採用の可否・資格を決定する。【資料4-2-2】

教員の昇任審査は、『札幌国際大学教員資格審査基準及び資格審査規程』の定めに基づき毎年1回2月に定例におこなう。昇任希望者は、所属する学部長を経由して別に定める様式により資格審査を申請し教員資格審査委員会が審査にあたる。審査は審査調書等による

書面審査により公正に行われる。委員会からの報告を受け学長は法人と調整の上で昇任の可否を決定する。【資料 4-2-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-2-1】 札幌国際大学大学院教員資格審査規程

【資料 4-2-2】 札幌国際大学教員資格審査基準及び資格審査規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1)4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2)4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

◇FD の実施

本学では、『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部職員の人材育成方針』【資料 4-2-3】において、本学が求める教員像を明示した上で FD の実施方針を定めている。FD の実施にあたっては、『FD 委員会規程』に基づき、FD 委員会が授業の内容及び方法の改善を図ることを目的として、計画的に年間の FD を企画・運営している。【資料 1-2-9】令和 5(2023)年度は以下の FD を実施した。【表 5】

【表 5】 FD の実施実績一覧

[全体研修]

	実施日	テーマ
1	令和 5(2023)年 5 月 29 日	対話型 AI の動向と教育に与える影響
2	令和 5(2023)年 6 月 12 日	城西国際大学におけるクォーター制の導入事例
3	令和 5(2023)年 11 月 27 日	アクティブ・ラーニングについて
4	令和 6(2024)年 3 月 25 日	クォーター制・105 分授業について

[希望者向け研修]

	実施日	テーマ
1	令和 5(2023)年 6 月 28 日	情報教育ミニ FD 様々な生成 AI の使い方 はじめの一步

◇授業評価アンケート

本学では、全教員(非常勤講師含む)の全科目を対象にして「授業評価アンケート」【資料 3-3-4】を実施している。その目的は、学生の視点から見た授業内容、授業方法等について

の意見を学生自身の履修動機や授業参加態度とともに調査し、授業改善に役立てることである。

◇授業公開

本学では、各学期に1回、教員が他の教員の授業を参観する機会を設けている。他の教員の授業を参観することから、あるいは、他の教員から授業を参観されることにより、教員自らが授業の内容や進め方を工夫し、研究することを促す効果を持っている。全専任教員が対象であり、教員は授業参観後に授業参観レポート【資料4-2-4】を提出することとしている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料4-2-3】札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部職員の人材育成方針

【資料1-2-9】FD委員会規程

【資料3-3-4】2023年度秋学期授業評価アンケート(サンプル)

【資料4-2-4】授業参観記録(サンプル)

(3)4-2の改善・向上方策(将来計画)

令和5(2023)年8月から10月に学生の学修状況の把握を目的に教務部が実施した「カリキュラムと授業実態に関する学生調査」の分析結果から、本学では令和7(2025)年度からクォーター制と105分授業を導入する計画である。これを授業改善に取り組む良い機会と捉え、次年度のFDでは105分授業での効果的な授業展開やオンデマンド型授業の構成など、より具体的なテーマを取り上げる。さらに、IR室から提供されるデータを基に本学固有の問題を取り上げて教育課程の改善を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1)4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2)4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学では、『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部職員の人材育成方針』【資料4-2-3】において、本学が求める教員像、事務職員像をそれぞれ明示した上でSDの実施方針を定めている。SDの実施にあたっては、『SD委員会規程』【資料4-3-1】に基づき、大学教職員としての資質の向上を図り、大学経営及び大学改革を推進することを目的としてSD委員会を設置しており、大学・短大合同で全学的にSDを実施している。令和5(2023)年度は、大学・短大SD委員会と各所管部署が共同で行う研修会として、「ハラスメント

防止研修」、「障がい学生への理解と支援」、「本学における奨学金貸与・返還の現状と課題」、コンプライアンス研修では「組織倫理」「情報セキュリティ」等を全学的に実施した。【表6】

【表6】令和5年度SD研修会実施実績一覧

No	テーマ	日時	講師・説明者	大学教員・職員参加人数	※短大教員参加人数
1	ハラスメント防止研修	2023.5.22	(株)青山プロダクション 代表取締役青山夕香氏	78人 49人	18人
2	合理的配慮に関する研修	2023.6.26	筑波大学ヒューマンエンパワーメント 推進局 准教授船越高樹氏	76人 47人	17人
3	階層別リーダー職員研修	2023.9.21	経営企画室	— 12人	—
4	階層別課長職職員研修	2023.9.22	経営企画室	— 8人	—
5	本学における奨学金貸与・返還の現状と課題	2023.10.23	学生部・学生課	74人 22人	18人
6	コンプライアンス研修① ～組織倫理について	2023.12.18	全学共通教育部教授 保浦聡	72人 16人	16人
7	コンプライアンス研修② ～情報セキュリティについて	2024.2.19 2024.2.27	全学共通教育部教授 保浦聡 ”	67人 50人	17人 —
8	階層別一般職員研修	2024.2.27	経営企画室	— 24人	—

また、職員については、上記に加えて課長職・係長職・一般職員等の階層別にSDを行っている。【資料4-3-2】

これらの研修により、教職員は本学での業務遂行に必要な知識を修得し、意識を高める等の資質向上に努めている。

この他、学外での研修会等への参加も推奨しており、新入職員については地団体主催の社員研修に参加させ、ビジネスマナー・社会人基礎知識の修得につなげている。また、日本私立大学協会北海道支部主催の初任者研修会・中堅実務者研修会・中堅指導者研修会・課長職相当者研修会等に対象者が参加しスキルアップを図り、資質や能力向上に努めている。【資料4-3-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料4-2-3】札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部職員の人材育成方針

【資料4-3-1】SD委員会規程

【資料4-3-2】令和5年度札幌国際大学/札幌国際大学短期大学部SD実施状況

【資料4-3-3】令和5年度SD教職員参加一覧

(3)4-3の改善・向上方策(将来計画)

厳しい社会情勢と大学間競争のなか、大学の教育研究の高度化・複雑化が進みつつある。さらに本学が令和7(2025)年度より取り入れるクォーター制と105分授業の円滑な運用と

教員や学生の支援体制について具体的な検証に取り組んでいく。また、AIの急速な発達に鑑み、大学運営の効率化や経費節減化につながるようなICTの最新技術の研修も取り入れていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

◇教員研究室

教員の研究室は、2号館と5号館を中心に80室の十分な広さの個室を確保しており、専任教員全員に貸与し、十分な研究環境を備えている。非常勤講師には校舎の中心に当たる1号館2階に90㎡の講師室を備えている。【資料 F-5】 pp.17-36

◇心理相談研究所

心理学科教員と大学院生を中心に構成されており、地域住民の精神保健、心理的相談支援に資するとともに、心理臨床に関わる調査・研究を行い、その成果を大学の組織目標及び地域社会へ還元することを目的としている。【資料 4-4-1】

◇縄文世界遺産研究室

北海道から北東北には、数多くの縄文遺跡があり、2021年7月に「ユネスコ世界文化遺産」に登録されている。本学の縄文世界遺産研究室は大学の研究室としては日本で唯一、この活動を支援し、学内・学外にて関係団体と協力して縄文文化研究を推進している。【資料 4-4-2】

◇運動施設・実験室

本学には、運動施設として第一体育館(スポーツ研究センター、フィットネスジム、バスケットコートなど)、第二体育館(多目的アリーナ)、アリーナ、人工芝グラウンド(サッカー、陸上競技)、野球グラウンドがある。これらの施設はスポーツ人間学部の研究にも活用されている。また、2号館には運動生理学のための実験室を備えており、本学の教員が研究のために必要とする実証・実験環境が整っている。【資料 F-5】 p.29, p.36

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-5】 CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド) pp.17-36

【資料 4-4-1】 札幌国際大学心理相談研究所規程

【資料 4-4-2】 札幌国際大学縄文世界遺産研究室規程

【資料 F-5】 CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド) p.29, p.36

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則して『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における公的研究費不正防止に関する基本方針』【資料 4-4-3】『研究倫理規程』【資料 4-4-4】『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部公的研究費運営・管理規程』【資料 4-4-5】『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部研究活動上の不正行為防止に関する規程』【資料 4-4-6】『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における公的研究費不正防止計画』【資料 4-4-7】『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針』【資料 4-4-8】を規定し、これに基づき研究費の適正な運営・管理や不正使用防止、研究活動上の不正行為の防止のための体制を整備し、研究倫理の確立と厳正な運用を徹底している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-4-3】 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における公的研究費不正防止に関する基本方針

【資料 4-4-4】 研究倫理規程

【資料 4-4-5】 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部公的研究費運営・管理規程

【資料 4-4-6】 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部研究活動上の不正行為防止に関する規程

【資料 4-4-7】 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における公的研究費不正防止計画

【資料 4-4-8】 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では『学校法人札幌国際大学教育研究費内規』【資料 4-4-9】に基づき、研究活動に必要な資金として教育研究費を 20 万円、特任教員は 12 万円、特任特定教員は 20 万円を基本とし、これに理事長が別に定める額を支給する他、文部科学省科学研究費補助金(以下、「科研費」と表記)の獲得推進や、本学独自で学術研究の向上及び教育改革に対する助成のために『奨励教育・奨励研究費助成に関する規程』に基づき、奨励教育費および奨励研究費を予算(学長裁量経費)として計上しており、学内公募し採択された課題に対し研究費を支給している。【資料 4-4-10】この研究費によって研究された成果は本学ホームページで公開しているほか、各種学会での発表や地域への貢献にも寄与している。

また、本学では総務課に外部資金の担当者を置き、各種研究資金の情報を学内ホームページで随時掲示しているほか、科研費等の申請や採択を人事考課の指標の 1 つとしており、教学と法人が一体となって積極的に外部資金を導入するための努力を行っている。また、科研費は毎年数人の教員が研究代表者及び研究分担者として資金を獲得している状況である。【表 7】

なお、本学では RA(Research Assistant)制度は設けていないが、科研費を獲得している教員等が単発で研究補助要員として学生にアルバイトを依頼することがあり、教員の研究支援と学生の経済支援の両面の支援になっている例がある。

【表 7】 令和 5 (2023) 年度 科研費の獲得実績

種目	所属学科	職名	氏名	研究課題名
基盤(B)	現代文化	教授	小内 透	北海道の過疎地における外国人労働者の増加に伴う地域社会の変容に関する実証的研究
基盤(C)	心理	教授	品川ひろみ	「保護者とともに考える相談記録」の研究と開発
基盤(C)	観光ビジネス	教授	河本光弘	コロナ禍における免税店の影響と今後のあり方に関する研究 ー各種モデル分析ー
基盤(C)	観光ビジネス	教授	河本洋一	ヒューマンビートボックスとカリグラフィーの融合による芸術表現の可能性の実証的研究
基盤(C)	スポーツ指導	教授	小林秀紹	時系列パターン解析によるパフォーマンス動作特性の識別と能力評価システムの構築

1) 研究代表者

種目	所属学科	職名	氏名	研究課題名
基盤(B)	心理	教授	品川ひろみ	北海道の過疎地における外国人労働者の増加に伴う地域社会の変容に関する実証的研究
基盤(B)	国際教養	教授	野崎 剛毅	北海道の過疎地における外国人労働者の増加に伴う地域社会の変容に関する実証的研究
基盤(C)	国際教養	教授	椿 明美	ビジネス分野における学修成果・職業コンピテンシーの汎用性と専門性に関する日韓比較
基盤(C)	心理	教授	品川ひろみ	外国籍の子どもの貧困と進路保障 : ブラジル籍、フィリピン籍、ペルー籍を中心に
基盤(C)	心理	准教授	大村 勅夫	柳田国男監修高等学校国語教科書所収教材の有機的・連携的研究
基盤(C)	観光ビジネス	教授	金庭 香理	外食業特定技能人材のためのやさしい日本語による学習支援教材の開発と検証
基盤(C)	スポーツ指導	教授	国田 賢治	随意的な前・後傾姿勢運動時の位置感覚情報への注意と脳の活性化
基盤(C)	スポーツ指導	准教授	後藤 ゆり	特定健康診査の受診促進と特定保健指導の効果を高めるプログラムの社会実装の試行

2) 研究分担者

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-4-9】 学校法人札幌国際大学教育研究費内規

【資料 4-4-10】 奨励教育・研究費助成に関する規程

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

研究室、研究に必要な実験室等の施設といった本学の教員が研究を遂行するための施設環境は整備されており、研究倫理に関しても最新のガイドラインのもとで規程が整備されている。また、研究活動への資源の配分も規程に沿って行われている。令和 7(2025)年度は、科研費等の競争的研究資金の獲得者を増やすための支援体制の拡充や RA 制度の導入の検討に取り組んでいく。

【基準 4 の自己評価】

学長が十分なリーダーシップを発揮できるような体制が整えられており、それぞれが明確な役割をもって機能している。また教学マネジメントの体制については、規程によって各役割が定められており、教員と職員の機能分担も明確である。また、大学の意思決定についてはその権限が学長にあること及び教授会の機能についても規程によって明確化され正しく機能している。

教員については大学及び大学院に必要な要員を確保し、採用・昇任についても規程に基づいて行われている。また、教育内容の改善や教職員の資質・能力の向上のための FD や SD は、本学の実情や必要性に応じて計画的に実施されている。

研究支援については、研究室、実験室等が整備され十分に活用され、研究倫理についても最新のガイドラインに基づいた規程が整備されており、コンプライアンス上の問題が生じないよう適切な環境が整備されている。また、外部資金の導入の努力も行われており、毎年科研費を獲得するための情報提供も行われている。

以上により、本学は基準 4. 「教員・職員」を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学は、『学校法人札幌国際大学寄附行為』(以下、「寄附行為」と表記)第 3 条(目的)にお

いて、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな人間性を備えた人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。」として目的を明確に定め、これを実現するための組織体制や諸規程を整備し、経営の規律と誠実性を維持・継続し、適切に運営を行っている。また「寄附行為」については本学ホームページ上において閲覧に供している。【資料 F-1】

理事会については、『寄附行為』第 15 条第 2 項において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、理事会を最高議決機関として位置付けるとともに、理事の業務執行への監督機能も付与している。評議員会は必要に応じ年数開催されており理事、監事、評議員はそれぞれの役割を十分に果たしている。理事会、評議員会についての議事録についても整備されている。【資料 F-10-2】さらに、『寄附行為』第 15 条第 12 項では、「理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。」と定めた上、本法人に所属する役員及び教職員と本法人との取引状況を毎年調査し、該当する事項がある場合は、計算書類に注記事項として記載している。【資料 5-1-1】加えて法令及び法人諸規則等に違反又はその恐れがある行為の是正及び防止のために『学校法人札幌国際大学公益通報者の保護に関する規程』【資料 5-1-2】を定め、公益通報窓口に通報が行えろとし、その是正及び防止を図るために必要な体制の整備を定めている

また、本法人は、教育機関として高い公共性を有することから社会に対する説明責任を果たすため、『私立学校法』第 47 条で指定している財務内容等の情報、『私立学校法』第 63 条の 2 に定める寄附行為、『学校教育法施行規則』第 172 条の 2 に定める教育情報について本学ホームページに掲載し適切に公表している。【資料 5-1-3】

加えて教育職員免許法に係る認定課程を有する大学として『教育職員免許法施行規則』第 22 条の 6 に定める教員の養成に関する情報の 6 項目について本学ホームページに掲載し、適切に公表している。【資料 5-1-4】

以上のことから、本法人は、経営の規律と誠実性の維持しており、その情報の公表を適切に行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-1】 学校法人札幌国際大学寄附行為

【資料 F-10-2】 令和 5 年度 理事会・評議員会の開催状況

【資料 5-1-1】 令和 5 年度 関連当事者との取引に関する調査について(役員、教職員宛)

【資料 5-1-2】 学校法人札幌国際大学公益通報者の保護に関する規程

【資料 5-1-3】 本学ホームページ>札幌国際大学について>基本情報

【資料 5-1-4】 本学ホームページ>札幌国際大学について>教職課程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

最高意思決定機関である「理事会」は、使命・目的の実現に向けて、『学校法人札幌国際大学理事会規則』に則り、適切に経営面における審議を行っている。【資料 5-1-5】また、学内業務の円滑な運営を図るため、学内の常勤理事によって構成する「学内理事会」があり、『学校法人札幌国際大学学内理事会規則』【資料 5-1-6】に則り、理事会からの委任事

項その他の議題の審議を行っている。

令和 2(2020)年度には本学の使命・目的を改めて総括した『中期目標・中期計画』を策定した。毎年度の事業は『中期目標・中期計画』に沿った事業計画を基に実施しており、年度末には事業報告書により点検・評価を行い、次年度の事業計画策定につなげている。【資料 F-6-1】【資料 F-6-2】【資料 F-7】

以上により本学は、その使命・目的の実現に向けての継続的な努力を行っている。

さらに本学には人文学部とスポーツ人間学部に教職課程を有しており、『教育職員免許法施行規則』第 22 条の 6 に示された 6 つの公開義務情報について、本学ホームページで公表し、教育職員養成を担当する教員の資質の管理向上に努めている。【資料 5-1-4】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-1-5】 学校法人札幌国際大学理事会規則

【資料 5-1-6】 学校法人札幌国際大学学内理事会規則

【資料 F-6-1】 学校法人札幌国際大学中期目標・計画(2020～2024)

【資料 F-6-2】 令和 6 年度事業計画書

【資料 F-7】 令和 5 年度事業報告書

【資料 5-1-4】 本学ホームページ>札幌国際大学について>教職課程

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、地球温暖化の防止、省エネルギー取り組みに向けた、平成 19(2007)年夏からクールビズを実施し、改めて全学的に電気の使用について節約を呼びかけた。また、平成 25(2013)年度に建設した 2 号館は環境に配慮したオール電化仕様としており、全館に LED 電灯を配し、小規模ながら太陽光発電施設も設置している。2 号館には中央監視室を置き、デマンド監視やエアコンの集中コントロールによる節電を継続しており、他の学内施設においても順次 LED 化を進めている。

人権への配慮として、研究者の行動・態度の倫理的規準を定めた『研究倫理規程』【資料 4-4-4】に基づき研究倫理審査委員会を設置し、学内の研究計画の審査を行うとともに相談窓口を開設している。ハラスメント防止については、『札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程』【資料 5-1-7】を制定し、ハラスメント相談員を任命し苦情の相談に対応している。

個人情報の取扱いについては、国のマイナンバー制度導入に対応するため、『学校法人札幌国際大学個人情報保護規程』『学校法人札幌国際大学特定個人情報取扱規程』を平成 28(2016)年 2 月に制定し、業務の適切な運営及び法令遵守に努めている。【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】

個人情報のデータベースは、Firewall や IP アドレスの制限によりインターネットと学内ネットワークとのアクセスを制限すると同時に、学生・教員用と事務局用のネットワーク間のアクセスも制御してセキュリティを確保している。加えて、学生の個人情報データベースへは、ユーザー(職員)の権限によりアクセスを制御してデータを保護している。また、学生情報を扱う事務局用のパソコンにはコンピュータウイルスの感染防止ソフトを導入し、最新のウイルス定義ファイルの更新を定期的に行うと共に、教職員が発信するメー

ルの添付ファイルはダウンロードリンク化/暗号化して情報漏洩リスクを低減するなど、情報システムの安全を確保するために必要な措置を講じた上で管理している。

施設・設備の安全管理は総務課が所管し、各部署と連携して改善・充実に努めている。総務課は、各種法令(建築基準法、消防法等)に基づき『学校法人札幌国際大学防災管理規程(消防計画・防災計画)』【資料 5-1-10】を制定して維持運用をしており、防災避難訓練を毎年 10 月に全教職員及び学生の参加を得て実施している。また、施設設備の日常管理は外部業者に委託し、常駐の職員がいつでも迅速に対応できる体制を整えている。

なお、危機管理全般に関しては『札幌国際大学危機管理規程』【資料 5-1-11】を定め、具体的には緊急事象の対処に関しては学長が対策本部長となり、合同運営委員会がその機能を果たすこととしている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-4-4】 研究倫理規程

【資料 5-1-7】 札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 5-1-8】 学校法人札幌国際大学個人情報保護規程

【資料 5-1-9】 学校法人札幌国際大学特定個人情報取扱規程

【資料 5-1-10】 学校法人札幌国際大学防災管理規程(消防計画・防災計画)

【資料 5-1-11】 札幌国際大学危機管理規程

(3)5-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、経営の規律性と誠実性の維持に不断の努力を重ねているが、内外の環境が刻々変化を遂げる中、本学の教育・経営が地域社会のニーズに合致し進展しているのかどうかを客観的に振り返るため自己点検・評価を行っていくと共に、地域社会から信頼される高等教育機関としてあり続けるため、大学の使命・目的を実現するために継続して努力していく。

また、公的な教育機関として、大学の設置、運営に関連する法令の遵守はもとより、環境保全、人権、安全への配慮も怠りなく実施し、教育情報・財務情報の公表についても引き続き積極的に進めていく。さらに、危機管理に関しては具体的な事象に迅速に対応するため、『危機管理マニュアル』の策定を令和 6 年度より進める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2)5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

大学の目的を達成するための学校法人としての管理運営は『寄附行為』及び『学校法人札幌国際大学理事会規則』に従って行われている。【資料 F-1】 【資料 5-1-5】

本法人は『寄附行為』により、理事会の運営方針と監事の職務等を明確に規定しており、学校法人としての適正で円滑な業務をはかるための方針が明記されている。

『寄附行為』第5条では、理事数定員を8人から10人と定めているが、現在の理事総数は第6条3項に基づき7人である。【F-10-1】令和5(2023)年度の理事会は5回開催し、『寄附行為』の定めにより、事業計画、予算、事業報告、決算をはじめとする重要事項について審議した。【資料 F-10-2】また『学校法人札幌国際大学学内理事会規則』に則り、学内業務の円滑な運営を図るための意思決定機関として、学内の常勤理事からなる学内理事会を定期的に開催している。令和5(2023)年度は学内理事会を18回開催し、理事会からの委任事項や理事会へ提案する事項、予算執行に関する事項その他について幅広い審議を行った。【資料 5-1-6】 【資料 F-10-2】

理事の選任方法については『寄附行為』第6条に明記されている。令和6(2024)年4月1日現在の理事の構成は、学内理事が4人、学外理事は元JR北海道役員、元文科省参事官、ホテル・リゾート開発の社長等の3人、計7人である。役員(理事および監事)の任期、解任・退任・補充・親族関係等の制限等については『寄附行為』第8～10条に明記されている。

以上により、本学は大学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備しており【資料 5-2-1】、理事会も適切に機能しており、また理事の選任及び事業計画の確実な執行など、理事会の運営も適切に行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-2-1】 令和6(2024)年度 学校法人札幌国際大学組織図

(3)5-2の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる理事会の体制・機能は整備できており、理事会の運営は適切に行われている。令和7(2025)年度からの改正私立学校法施行に向けて、本学理事会の運営方法について再検討すると共に、評議員・監事による監視・監督のガバナンスが効く体制の構築・強化に取り組む。特に内部統制システムの整備は義務化されることから、その組織体制の検討・確立を急ぐ。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-1】 学校法人札幌国際大学寄附行為

【資料 5-1-5】 学校法人札幌国際大学理事会規則

【資料 F-10-1】 令和6年度 学校法人札幌国際大学役員・評議員

【資料 F-10-2】 令和5年度 理事会・評議員会の開催状況

【資料 5-1-6】 学校法人札幌国際大学学内理事会規則

【資料 F-10-2】 令和5年度 理事会・評議員会の開催状況

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1)5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2)5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学の意思決定機関である理事会には、本学を代表して学長が理事として出席している。また 5-2-①で記述の学内理事会にも学長が理事として出席しており、両理事会で法人が意思決定を行う際には、学長が大学の状況を報告し意見を述べているほか、18人(令和6年4月1日時点)より構成される評議員会においては5人の大学教員が選任されており、教学側からの意見をくみ上げることができる仕組みを整備している。

本学は理事長の指示により、平成28(2016)年度、学外有識者、理事長、学長、教職員により構成する「経営戦略会議」を発足させ、法人の経営・教学全体について経営戦略企画・立案、中・長期計画の策定、各年度の予算方針検討も担う機動力のある議論を重ねてきた。この会議組織は一定の役割を果たして令和5(2023)年度をもって廃止としたが、法人と教学の建設的な協議や連携は、そのまま理事会・学内理事会および評議員会に引き継がれている。

事務局には『学校法人札幌国際大学事務組織分掌規程』【資料5-3-1】『札幌国際大学事務組織分掌規程』【資料2-2-1】に基づき課・センターが組織されており、事務局職員は教員と同様に各部や委員会にも参加している。各委員会では教員・職員の区別なく意見や情報の交換が行われており、事務局と教員間の連携は円滑に行われている。また事務局課長職以上は毎月の教授会にも参加しており、教授会での決定や連絡・報告等について速やかに事務局職員で共有できる体制も整えている。事務局内では毎月「事務局管理者会議」を開催しており、懸案事項等を事務局内でも共有・調整できる仕組みを整えている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックについて、理事会・学内理事会には5-3-①で記述のとおり、大学の立場から学長が理事として法人経営に参加している。学内の各管理運営機関を構成する法人・大学の幹部教職員も必要に応じ理事会・学内理事会に陪席するなど、法人と大学が相互に意思決定及び業務遂行をチェックする体制が整えられている。

監事は『寄附行為』第5条に基づき2人としており、その選任方法は『寄附行為』第7条に基づいている。2人とも社会経験、学校業務の知見が豊富で、1人は公認会計士でもあり、法人の業務や財産の状況及び理事の業務執行の状況等について適切な意見陳述を行っている。令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで、『学校法人札幌国際大学監事補佐人設置に関する規程』に基づき、監事の職務を補佐するために監事補佐人1人を選任していた。【資料5-3-2】

監事及び監事補佐人は理事会、評議員会に毎回出席して予算、決算及び本法人の重要な施策の審議にあたり質問や意見を述べている。また構成メンバーではない学内理事会においても必要に応じて出席し、同様に質問や意見を述べている。監事の理事会・評議員会・

学内理事会出席状況は【表 8】①、③のとおりである。

また、監事は私立学校法第 37 条第 3 項及び令和 3(2021)年度に制定した『学校法人札幌国際大学監事監査規程』に基づき、各年度に監査計画書を作成し、業務監査及び会計監査、理事の業務執行状況についての監査を行っている。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】各年度の会計監査(決算監査)終了後には監事監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。【資料 F-11-2】

定員 17～21 人の評議員は『寄附行為』第 22 条の規定により適切に選任され現員は 18 人、本法人から 8 人、本法人の設置した学校の卒業生から 4 人、学識経験者が 6 人の構成となっている。【資料 F-10-1】評議員会では『寄附行為』第 20 条に定める理事長からの諮問事項について意見聴取が行われている他、同第 21 条に基づいた意見具申も行われ適正に運営されている。令和 5(2023)年度の評議員会開催は 4 回で、令和 5 年度の出席状況は【表 8】②のとおりである。

【表 8】理事会、評議員会、学内理事会への理事・評議員・監事出席状況】

①理事会出席状況

開催年月日	理事出席状況 (現員8人)			監事 出席状況 (現員2人)	監事補佐人 出席状況 (現員1人)
	本人出席	書面出席	欠席	出席	出席
令和5年5月26日	7	1	0	2	1
令和5年8月21日	8	0	0	1	1
令和5年12月14日	8	0	0	2	1
令和6年3月14日	8	0	0	2	1
令和6年3月28日	8	0	0	2	1

②評議員会出席状況

開催年月日	評議員出席状況 (現員19人)			監事 出席状況 (現員2人)	監事補佐人 出席状況 (現員1人)
	本人出席	書面出席	欠席	出席	出席
令和5年5月26日(※)	12	0	7	2	1
令和5年12月14日	16	2	1	2	1
令和6年3月14日	14	4	1	2	1
令和6年3月28日	14	4	1	2	1

(※)令和5年5月26日の評議員会は議案がなく、報告事項のみ。

③学内理事会出席状況

開催年月日	理事出席状況 (現員5人)		監事 出席状況 (現員2人)	監事補佐人 出席状況 (現員1人)
	本人出席	欠席	出席	出席
令和5年4月25日	5	0	0	0
令和5年4月28日	5	0	0	0
令和5年5月18日	5	0	0	0
令和5年5月25日	5	0	0	0
令和5年6月22日	5	0	1	0
令和5年7月13日	5	0	1	1
令和5年7月27日	5	0	1	0
令和5年8月24日	5	0	0	1
令和5年9月14日	5	0	1	0
令和5年9月28日	4	1	1	0
令和5年10月2日	5	0	0	0
令和5年10月23日	5	0	1	1
令和5年11月27日	5	0	0	0
令和5年12月11日	5	0	1	0
令和5年12月25日	4	1	1	0
令和6年1月22日	5	0	1	0
令和6年2月19日	5	0	1	1
令和6年3月4日	5	0	0	0

このように本学では、法人及び大学が相互チェックする体制が整備され、適切に機能している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-3-1】 学校法人札幌国際大学事務組織分掌規程

【資料 2-2-1】 札幌国際大学事務組織分掌規程

【資料 5-3-2】 学校法人札幌国際大学監事補佐人設置に関する規程

【資料 5-3-3】 学校法人札幌国際大学監事監査規程

【資料 5-3-4】 令和5年度(2023年度) 監査計画書

【資料 5-3-5】 令和4年度 決算会計監査記録(令和5年5月実施)

【資料 5-3-6】 令和5年度 上半期会計監査記録(令和5年11月実施)

【資料 F-11-2】 監事監査報告書(過去5年間)

【資料 F-10-1】 令和6年度学校法人札幌国際大学役員・評議員

(3)5-3の改善・向上方策(将来計画)

令和5(2023)年度に改正された『私立学校法』により、学校法人は資格構成要件に合致

する理事・監事・評議員の選任、理事会および評議員会の運営制度や意思決定の在り方についての見直しが求められている。本学の当面の課題は、令和 7(2025)年度施行の同法令に準拠した体制整備と、新しい組織体の適切な管理運営である。

また今般の同法改正においては内部統制システムの整備も同時に求められている。本学内部統制の基本方針策定から関連規程の整備、内部監査部門の新規設置が必要となる。同システムの整備後は、法人・教学両面における適切な業務運営と改善のサイクル確立を図っていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は令和 2(2020)年 3 月に令和 2(2020)～6(2024)年度まで 5 ヶ年の「中期目標・計画」を策定している。財務面では留学生を中心とした学生数の増加を柱に、マイナスであったキャッシュフローを令和 5 年(2022)年度以降にプラスに転じさせる計画であった。【資料 F-6-1】

しかしながら、令和元(2019)年度より推進してきた留学生の受入れの拡大に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大により海外での広報活動が困難になるなど多大な影響を受けることとなり、留学生の受入れは一定の成果を挙げつつも、中期目標・計画の当初想定を下回っている。

こうした状況の下、令和 3(2021)年度以降各年度の予算策定時には、事業活動収支計算書の教育活動収支について中期目標・計画との差異やその要因を分析し、評議員会及び理事会にて説明を行っている。【資料 5-4-1】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-6-1】 学校法人札幌国際大学中期目標・計画(2020～2024) II 財務基盤の強化

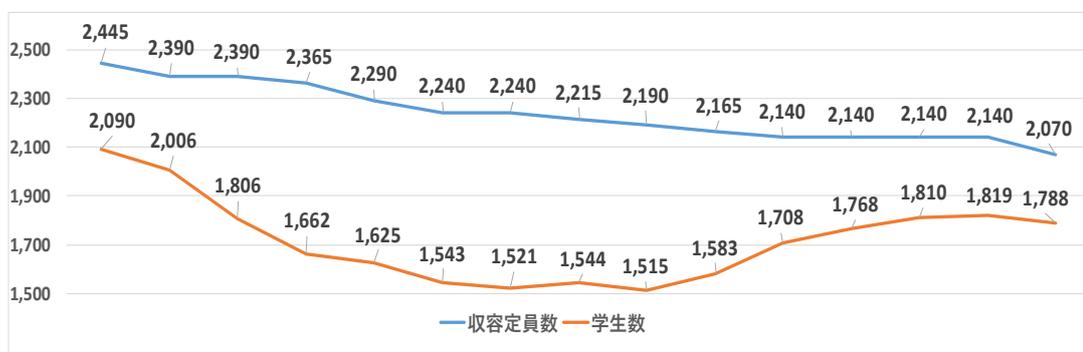
【資料 5-4-1】 令和 6 年度 中期目標・計画対比の実績及び予算/予測

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 22(2010)年から令和 6(2024)年(いずれも 5 月 1 日時点)の本法人の大学及び短期大学の学生数合計は【グラフ 2】のとおりである。法人全体の学生収容定員数を減少させている中、収容定員充足率は平成 28(2016)年度に過去最低の 67.9%まで低下した。

札幌国際大学

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
収容定員数(人)	2,445	2,390	2,390	2,365	2,290	2,240	2,240	2,215	2,190	2,165	2,140	2,140	2,140	2,140	2,070
学生数(人)	2,090	2,006	1,806	1,662	1,625	1,543	1,521	1,544	1,515	1,583	1,708	1,768	1,810	1,819	1,788
収容定員充足率(%)	85.5%	83.9%	75.6%	70.3%	71.0%	68.9%	67.9%	69.7%	69.2%	73.1%	79.8%	82.6%	84.6%	85.0%	86.4%



【グラフ 2】 大学及び短期大学部の収容定員数/学生数/収容定員充足率推移

平成 22(2010)年度以降の学生数の減少はそのまま学生生徒等納付金収入の減少となり、平成 29(2017)年度には教育活動による資金収支がそれまでのプラスからマイナスに転じた。こうした状況下、収支改善に向けて令和元(2019)年度から留学生の受入れ拡大を進め、収容定員充足率は 86.4%まで回復し、学生生徒等納付金収入も増加基調にある。しかしながら 5-4-①に記述のとおり留学生数は当初の想定を下回っており、資金収支差額はプラスに転じてはいない。【表 9】

【表 9】 活動区分資金収支計算書「教育活動による資金収支」推移

		(単位:千円)								
科 目		平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
教育活動による資金収支	収入									
	学生生徒等納付金収入	1,577,678	1,600,067	1,568,544	1,653,352	1,799,344	1,805,090	1,773,247	1,798,676	
	手数料収入	20,662	20,557	23,264	23,974	22,227	22,288	22,615	21,063	
	寄付金収入	25,500	26,985	28,000	24,965	27,110	28,500	34,520	33,550	
	経常費補助金	167,790	187,389	212,212	296,468	470,093	575,124	662,253	708,780	
	付随事業収入	14,027	11,321	13,472	12,123	3,548	13,051	83,833	85,528	
	雑収入	59,755	74,060	98,366	43,018	35,050	39,030	88,819	36,185	
	教育活動収入計	1,865,411	1,920,379	1,943,858	2,053,900	2,357,372	2,483,083	2,665,288	2,683,782	
	支出									
	人件費支出	1,095,671	1,199,069	1,321,300	1,410,188	1,417,327	1,468,608	1,533,192	1,448,165	
教育研究経費支出	465,763	537,590	642,284	826,583	928,529	883,358	960,943	991,850		
管理経費	225,944	232,290	276,004	329,065	280,294	323,276	376,670	368,236		
教育活動資金支出計	1,787,378	1,968,949	2,239,588	2,565,836	2,626,150	2,675,242	2,870,805	2,808,252		
差引	78,033	-48,570	-295,730	-511,936	-268,778	-192,160	-205,517	-124,469		
調整勘定等	-52,300	-4,511	-6,260	30,087	-54,117	-26,500	32,535	-8,275		
教育活動による資金収支差額	25,732	-53,080	-301,990	-481,849	-322,895	-218,660	-172,982	-132,744		

※活動区分資金収支計算書は平成 27(2015)年度決算より作成

その他、収支の改善策として取り組んでいるのは法人の経常費補助金獲得の強化である。【表 10】に示すとおり、令和 5(2023)年度は令和元(2019)年度に比較して約 88 百万円の増加となっている。

【表 10】 経常費補助金獲得額推移(5年間)

(単位：千円)

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
札幌国際大学	一般補助	179,959	237,486	224,968	261,785	256,500
	特別補助	28,232	20,067	15,794	26,434	37,916
	計	208,191	257,553	240,762	288,219	294,416
札幌国際大学 短期大学部	一般補助	39,593	42,586	42,582	45,012	40,557
	特別補助	6,622	4,502	4,467	2,907	7,236
	計	46,215	47,088	47,049	47,919	47,793
学校法人計	一般補助	219,552	280,072	267,550	306,797	297,057
	特別補助	34,854	24,569	20,261	29,341	45,152
	計	254,406	304,641	287,811	336,138	342,209

さらに、経費削減による収支改善を目指して令和 4(2022)年度以降は以下の方策を進めている。

- ①令和 5(2023)年度予算策定時、部門別ヒアリングによる経費項目の洗い直し【資料 5-4-2】
- ②令和 5(2023)年度における予算管理の厳格化及び予算執行時の一層の支出圧縮(複数見積徴求など)を強化【資料 5-4-3】
- ③令和 6(2024)年度予算策定時の更なる部門ヒアリング及び削減指示強化
(教育研究経費 15%削減、管理経費 10%削減、個人分消耗品費 15%削減を指示)【資料 5-4-4】

こうした取組みを重ねた結果、令和 5(2023)年度決算では、資金収支差額が依然赤字ではあるものの、最も赤字額の大きかった令和元(2019)年度に比較して約 350 百万円の収支改善が図られている。

日本私立学校振興・共済事業団による定量的な経営判断指標に基づく本学の経営状態の区分は、「教育活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上赤字」という判定条件により、平成 30(2018)年度より令和 5(2023)年度まで継続して「B3：イエローゾーン」である。【資料 5-4-5】しかし本法人の貸借対照表及び資産関係比率は、全国平均値(※)を全般的に大きく上回っており、これは法人を運営する上での資産の蓄積がまだ十分であることを示している。【表 11】

【表 11】 貸借対照表・資産関係比率

分類	比率名	算式	評価	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	全国平均
運用資産は蓄積されているか	運用資産余裕比率	運用資産－外部負債	△	425.2%	374.2%	359.6%	343.7%	341.6%	2.0%
		経常支出							
自己資金は充実されているか	繰越収支差額構成比率	繰越収支差額	△	12.8%	7.4%	5.0%	1.0%	-3.1%	-15.5%
		負債+純資産							
長期資金で固定資産は賄われているか	固定長期適合率	固定資産	▼	77.6%	81.2%	80.5%	81.2%	81.6%	90.9%
		純資産+固定負債							
負債に備える資産が蓄積されているか	流動比率	流動資産	△	1076.5%	1012.2%	1026.0%	832.6%	873.2%	263.2%
		流動負債							
	前受金保有率	現金預金	△	1098.3%	1037.5%	1201.9%	997.7%	899.7%	372.0%
		前受金							
総負債比率	総負債	▼	4.0%	4.0%	4.5%	4.8%	4.7%	11.7%	
	総資産								
基本金未組入額の状況はどうか	基本金比率	基本金	△	99.7%	99.6%	99.2%	99.4%	99.6%	97.2%
		基本金要組入額							
運用資産の保有状況はどうか	積立率	運用資産	△	134.3%	115.6%	112.7%	104.1%	95.6%	78.2%
		要積立額							

(注) 1 △高い値が良い ▼低い値が良い ~どちらともいえない

2 全国平均値は令和3年度(医療系法人を除く)のものである。

↑

良好

注意

※令和4(2022)年度医歯薬系除く大学法人平均値(日本私立学校振興・共済事業団算出)

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-4-2】 令和5年度予算要求について

【資料 5-4-3】 令和5年度予算編成の方針について

【資料 5-4-4】 令和6年度予算要求について

【資料 5-4-5】 学校法人札幌国際大学 経営状態区分の判定(令和5年度決算基準)

以上により、本法人においては、学生確保等による収入増加や更なる経費削減による収支改善を大きな課題として抱えているが、財務基盤は安定していると評価する。

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

中期目標・計画の第2期は令和7(2025)年度より令和11(2030)年度までの5年間であり、令和6(2024)年度にその検討と策定を行う。留学生及び国内学生の確保や補助金の獲得等による収入面の確保・増強と経費支出の一層の削減による資金収支の改善は本法人にとっての最優先課題であり、新しい中期目標・計画では具体的施策にそれぞれ数値目標を設定

し、その実施状況確認や差異分析など毎年度の PDCA を徹底することで、教育活動資金収支の早期マイナス解消を実現する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校法人会計基準、『学校法人札幌国際大会計規程』【資料 5-5-1】及び税制等の各種法令に則り、適正に行われている。また、会計処理の判断が困難な案件及び新規の案件については、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、本学が契約する監査法人の公認会計士、その他関係する行政機関等に適宜質問し、指導、助言を受け適切な会計処理を行っている。

予算編成については、毎年 11 月に各部門に要求書を依頼し、12 月、1 月に法人部門によるヒアリングを行う。その後、法人部門により要求予算の修正及び集計、施設設備計画の作成、人件費の積算、学納金等の収入金額の積算を経て予算計画を立案する。3 月の理事会の審議により決定され、各部門に予算額が配賦される。予算の執行については、『学校法人札幌国際大学予算執行規程』【資料 5-5-2】に基づき、理事長に委任を受けた金額区分(主管課長：会計課長 1 件 10 万円未満、法人事務局長 1 件 10 万円以上 100 万円以下)の承認により会計処理を行っている。予実管理については、会計課において会計システムで執行状況を管理しており、定期的に各部門へ執行状況を通知している。

以上により、本学の会計処理は適正に実施されていると判定する。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-5-1】 学校法人札幌国際大会計規程

【資料 5-5-2】 学校法人札幌国際大学予算執行規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

1) 監査法人による監査

『私立学校振興助成法』第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査を実施している。毎年 11 月～翌 4 月に期中監査 3 回、期末監査 2 回を総日数 71 日で行っており、期中監査は各種資料に基づき収入及び支出の各プロセスの内部統制やその整備・運用状況の検証を行い、期末監査は現物実査、帳簿・伝票・証憑類の監査、固定資産の検証、資金運用の検証および計算書類・附表の検証を行っている。また、監査法人は、理事者から法人の運営方針や将来構想、会計責任者から財務関連の重要事項等に関して直接ヒアリングを行い、適正な経営環境の整備や想定される会計処理について提言を行っている。

2) 監事による監査

5-3-③に記述のとおり、私立学校法第 37 条第 3 項及び『学校法人札幌国際大学監事監査規程』【資料 5-3-3】に基づき監事監査を実施している。法人の業務に関する決定および執行状況および財産の状況、理事の業務執行の状況について監査している他、会計監査については、期中監査において監査法人との意見交換により連携を図るほか、会計担当者等からの聴取を行い、実効性の高い監査としている。【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】 期末監査においては、実施した監査の結果を事業年度終了後の理事会及び評議員会に報告している。【資料 F-11-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-3-3】 学校法人札幌国際大学監事監査規程

【資料 5-3-5】 令和 4 年度 決算会計監査記録(令和 5 年 5 月実施)

【資料 5-3-6】 令和 5 年度 上半期会計監査記録(令和 5 年 11 月実施)

【資料 F-11-2】 監事監査報告書(過去 5 年間)

(3) 5-5 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、学校法人会計基準及び各種の会計・経理規程等に則り、適切な会計処理が行われている。令和 7(2025)年度を目途に、会計・経理業務の DX 化による会計処理のミスを防止する環境整備を進める。また、監事と監査法人の連携を強化し、より適正な会計処理および計算書類作成の実施を図る。

【基準 5 の自己評価】

本学校法人は法令を遵守するとともに『学校法人札幌国際大学寄附行為』に定められた使命・目的を実現するために、中期目標・計画を策定し、継続的かつ着実に各目標項目の実行を進めている。実行にあたっては環境保全、人権、安全面に対しても十分な配慮が行われている。

本学の理事会を中心とする法人の意思決定の体制は整えられており機能している。法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携も十分に行われ、理事、評議員や監事等の相互チェック体制も適切に機能している。

財務面に関しては、留学生を含めた学生確保及び補助金の獲得強化、一層の経費削減といった改善の取組みにより、資金収支のマイナスが解消の方向にある。本学の資金的余力はまだ十分にあり、財務基盤は安定している。

予算の検討・立案と決定、決算集計の体制は整っており、予算の執行や会計処理に関しても学校法人会計基準や経理規程に基づいた適切な処理が行われている。会計監査の体制も整備済で、監事による会計監査及び監査法人による会計監査は厳正に行われている。

以上により本学は、基準 5. 「経営・管理と財務」を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立)

1-1-④で記述のとおり、本学では令和 4(2022)年 6 月に『札幌国際大学内部質保証の方針』【資料 1-1-3】を策定し、本学ホームページ上で内外に公表している。その方針となる「1.基本的な考え方」において、「本学は、建学の礎、本学の学則に定める目的及び使命に基づき、教育研究活動等について不断に自己点検・評価を実施し、その質の向上に向けた改善・改革を推進する。」と定め、本学の内部質保証に関する全学的な方針を明確にしている。

組織体制に関しては、同方針の「2.内部質保証の組織体制」において、本学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織を「内部質保証推進委員会(以下「内部質保証委員会」という。)」と定めている。この内部質保証委員会に関しては『内部質保証推進委員会規程』【資料 6-1-1】を制定しており、学長を委員長として本学の自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価結果の点検及び改善の監理を担い、また学外の参画を得た外部評価及び認証評価機関による認証評価に基づく改善の監理を担うこととしている。

自己点検・評価の体制に関しては、『札幌国際大学自己点検・評価委員会規程』【資料 6-1-2】を制定しており、同委員会が毎年度自己点検・評価の実施並びに報告書を作成し、内部質保証委員会に提出する。

このほか三つのポリシーを踏まえた取組みの点検・評価を実施する組織として『教学マネジメント推進委員会規程』【資料 4-1-1】に基づく教学マネジメント推進委員会があり、同委員会が点検・評価等を実施して学長に報告する体制を整えている。

これらの内部質保証のための組織や各業務内容及び関連性は『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部内部質保証推進体制』として、『札幌国際大学内部質保証の方針』と共に、本学ホームページで内外に公表している。(【図 1】参照)

このように本学では、内部質保証のための恒常的な組織体制を適切に整備し、明確な責任体制を確立している。

【エビデンス集(資料編)】

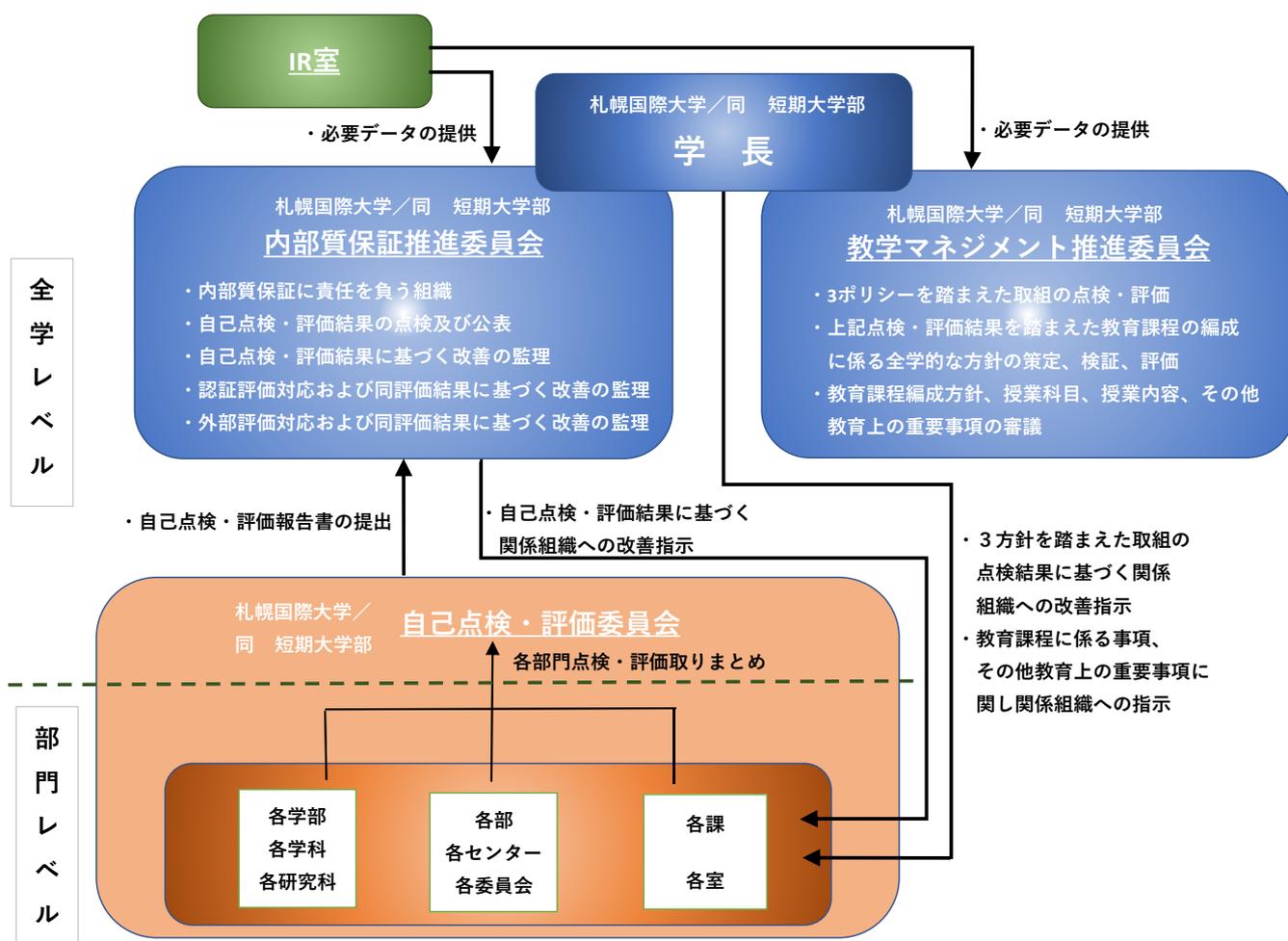
【資料 1-1-3】 札幌国際大学内部質保証の方針

【資料 6-1-1】 内部質保証推進委員会規程

【資料 6-1-2】 札幌国際大学自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-1】 教学マネジメント推進委員会規程

【図1】札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部 内部質保証推進体制



(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学では内部質保証体制はすでに整備されているが、令和7年(2025)度からの改正私立学校法施行に向けて、本学ガバナンスについての再検討を行い、強化を進めていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証の基盤となる自己点検・評価について、本学では『学則』第2条にて「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定している。また、『札幌国際大学自己点検・評価委員会規程』【資料 6-1-2】に基づき、認証評価団体の基準項目に準拠

した自己点検・評価を行う組織として、大学及び短期大学部それぞれに自己点検・評価委員会を設置している。

令和元(2019)年度より令和 3(2021)年度まで、大学では日本高等教育評価機構の大学評価基準に基づき、大学自己点検・評価委員会が各年度の点検項目(基準項目)を定めて自己点検・評価を実施してきた。具体的には下記のとおりであり、各年度の報告書は『学則』第2条【資料 F-3-1】に従い本学ホームページで広く社会に公表している。【表 12】

【表 12】 年度別自己点検・評価 基準項目

年度	自己点検・評価した基準項目(※)
令和元(2019)年度	基準 1. 使命・目的等
令和 2(2020)年度	基準 2. 学生
令和 3(2021)年度	基準 3. 教育課程

(※)他の基準項目について触れている報告書もある。

令和 4(2022)年度はこうした基準項目別の自己点検・評価を改め、「基準 5. 経営・管理と財務」を除く全て基準項目について自己点検・評価を実施して報告書を作成し、同じく本学ホームページで公表している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 F-3-1】 札幌国際大学学則

【資料 6-1-2】 札幌国際大学自己点検・評価委員会規程

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1)6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2)6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学における IR 活動は『札幌国際大学 IR 室規程』に基づき IR 室が担当し、各種データの収集と分析を実施している。【資料 2-1-6】

本学では、令和元(2019)年度まで「IR 推進委員会」において学内外の調査と各種データの収集を行ってきた。その後、内部質保証における自己点検・評価と教学マネジメントに必要なデータ収集・分析機関としての機能強化を図るため、令和 2(2020)年 4 月に学内の独立組織として部門長を置く IR 室を設立した。以降、学修成果・教育成果の把握と可視化を推進し、令和 5(2023)年度までに以下の調査・分析を継続して行っている。

- ①「GPS-Academic」【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】
- ②授業評価アンケート【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】
- ③学生生活アンケート【資料 2-6-1】
- ④令和 5 年度卒業時アンケート【資料 6-2-3】

これらの集計・分析結果は全て教職員向けの学内ポータルサイトで公開しており、全教職員間で情報を共有化できている。これらのデータは学内各部門で自己点検・評価に利用している他、様々な教育改善や業務改善に向けた取組みの基礎資料として活用している。

以上のように、本学は現状把握のための調査・データの収集と分析を行う体制が整えられていると評価する。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-1-6】 札幌国際大学 IR 室規程

【資料 6-2-1】 2023 「GPS-Academic」 アンケート(大学 1 年)

【資料 6-2-2】 2023 「GPS-Academic」 アンケート(大学 3 年)

【資料 3-3-4】 2023 年度春学期授業評価アンケート(サンプル)

【資料 3-3-5】 2023 年度授業評価アンケート結果(春・秋学期)

【資料 2-6-1】 令和 5(2023)年度 学生生活アンケート(集計)

【資料 6-2-3】 令和 5 年度 卒業時アンケート(集計)

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

令和 5(2023)年度は更に本学の IR 強化を図るため、進展するデジタル技術を活用して学修データを可視化・分析できる統合プラットフォームの構築に着手した。【資料 6-2-4】

これは本学で得られる学修に関する各種情報・データを一元的に統合するもので、学修者自身の学修成果の可視化・把握、分析結果を元にした教員の授業改善、更には学生募集対策や退学者・休学者の減少に繋がるデータの出力までを目指している。このプラットフォームは段階的に開発を進める計画であり、その進捗と共に、令和 7(2025)年度以降本学の IR 機能を充実させる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-2-4】 教育 DX 推進全体計画

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

『札幌国際大学内部質保証の方針』【資料 1-1-3】において、「各学部・学科・研究科、部・委員会・センター等及び事務部門は自己点検・評価実施委員会の構成員として、各組織での自己点検・評価を実施し、その報告書を自己点検・評価委員会に提出する」と定めている。

本学では長年に亘り学部・学科・各委員会・センターといった各学内組織が年度の初め

に「活動計画」を立案し4月の教授会で説明、年度末3月の教授会でその取り組み結果を「活動報告」として発表してきた。【資料 6-3-1】

令和 2(2020)年度は中期目標・計画を策定したことから、年度初めに各組織が中期目標・計画に紐づけての取り組み項目を定め、その進捗状況と結果を一覧化できるフォーム【資料 6-3-2】を用いて教授会で報告、学内で共有する仕組みとした。さらに、令和 5(2023)年度には、本学が策定したループリック【資料 6-3-3】を基に、学内組織が中期目標・計画の進捗状況を点検・評価し、その評価内容を「内部質保証委員会」が確認の上、必要に応じ改善指示を行う PDCA サイクルを取り込んだ仕組みに改めた。教職員用の学内ホームページでは各学内組織の PDCA を一覧可視化できるフォームを掲示し、学内で情報を共有できるようにしている。【資料 6-3-4】

また、教育の質保証体制に関しては、3-3-①で記述のとおり、教学マネジメント推進委員会が中心となって、教育課程や三つのポリシーに関し点検シートを用いて学科レベルで自己点検・評価を行っている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】本学では令和 5(2023)年 2 月に道内自治体や企業・団体を招いての外部評価「ラウンドテーブル」を実施しており、この外部評価で得られた意見やコメントも同点検・評価の参考としている。【資料 6-3-5】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-3】札幌国際大学 内部質保証の方針

【資料 6-3-1】平成 28(2016)年度 観光ビジネス学科活動報告(サンプル)

【資料 6-3-2】令和 2(2020)年度 入学センター(現アドミッションセンター)活動目標・計画(サンプル)

【資料 6-3-3】札幌国際大学/短期大学部 自己点検評価ループリック

【資料 6-3-4】令和 5(2023)年度 活動目標/活動報告(サンプル)

【資料 3-3-1】令和 5 年度カリキュラムおよび 3 ポリシーの点検について

【資料 3-3-2】カリキュラム/3 ポリシー等の点検シート

【資料 6-3-5】《令和 5 年 2 月ラウンドテーブル》参加者発言一覧

(3)6-3 の改善・向上方策(将来計画)

上記のとおり、本学では内部質保証の機能性を高めるために、大学の各学内組織がそれぞれ PDCA サイクルを回す仕組みを整えている他、教育課程についても外部評価における意見を取り込んで教育の質を保証する取り組みを行っている。令和 6(2024)年度は内部質保証推進委員会において、上記 PDCA の可視化フォームに改良を加えるほか、夏季には新たな外部評価「ラウンドテーブル」を開催し、外部からの意見を取り入れながら、さらに自己点検・評価活動の効果を高める新しい方策を検討する。また令和 5(2023)年度より開始した三つのポリシーに関する点検方法にも改良を加え、教育の質の向上に繋げていく。

【基準 6 の自己評価】

本学では、『学則』及び『札幌国際大学内部質保証の方針』『札幌国際大学自己点検・評価委員会規程』に基づき、明確な責任体制の元に毎年自己点検・評価を実施している。また、学部・学科、各委員会といった学内組織レベルにおいても、中期目標・計画を踏ま

えた目標を各年度に策定し、その進捗・報告内容を元に、内部質保証推進委員会が検討や改善指示を行う PDCA サイクルの仕組みを確立しており、大学運営の改善・向上のための内部質保証の体制は機能している。

教育の質保証体制に関しては、三つのポリシーを起点とした学科レベルの教育の取組みに関し教学マネジメント推進委員会が中心となって、外部評価の意見も取り入れた自己点検・評価を行っている。

以上の点から、本学は内部質保証を効果的に実施していくための組織体制を整えて、大学全体の改善につなげる仕組みを構築しており、基準 6.「内部質保証」を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域産学官連携による地域貢献と教育水準の向上

A-1. 大学リソースの提供による地域課題解決

A-1-① 情報教育リソースの提供による地域教育基盤構築に対する貢献

A-1-② 留学生リソースの提供による地域教育基盤構築に対する貢献

A-1-③ 健康・運動リソースによる地域課題解決に向けた貢献

(1)A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2)A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 情報教育リソースの提供による地域教育基盤構築に対する貢献

情報教育センターの地域貢献事業として、幼児から高校生までが参加できるプログラミング、e-スポーツ、ドローン操作などの体験ができる「GIGA フェス in 札幌国際大学」やプログラミング教育の出前授業等のイベントや公開講座を札幌市の後援を得て実施した。(以下、「安井プロジェクト①」と表記)【資料 A-1-1】また、この安井プロジェクトは、札幌市教育委員会と連携し教員向けコースも開催し、成果の波及効果を目指している。

A-1-②留学生リソースの提供による地域教育基盤構築に対する貢献

札幌市内の小中学校を訪問することを通して本学の留学生と市内の児童生徒が「多文化共生社会創生プロジェクト」(以下、「陳プロジェクト」と表記)【資料 A-1-2】を実施した。陳プロジェクトは、小中学生が母国語以外の言語を用いて交流し、異文化を学び、互いを理解し、加えて語学力の向上を図ることにつながった。また留学生についても日本文化・教育を学ぶ機会となり、社会貢献の重要性を理解させることにつながった。また、札幌市教育委員会との役割分担を明確にして、互惠関係を推進できた。

A-1-③健康・運動リソースによる地域課題解決に向けた貢献

三つのプロジェクトを推進できた。まず「SIU スポーツクラブ」(以下、「佐久間プロジ

エクト」と表記)【資料 A-1-3】である。佐久間プロジェクトはスポーツ活動を通して清田区民の健康の維持・増進を図る事業である。札幌市清田区との連携体制を強固に構築しえた結果の成果と言える。また多くの学生に参加を促して社会貢献の実践による高いレベルでの社会性の学びの場となった。併せて札幌市の行政課題の解決の一部にも貢献している。

次に「清田区の高齢者を対象とした脳の活性化トレーニング」(以下、「国田プロジェクト」と表記)【資料 A-1-4】である。国田プロジェクトは頸背部筋への振動刺激時の脳の活性化作用についての研究を札幌市清田区の協力を得て実施する事業である。研究への高齢者の参加者を募ることにより健康意識の向上を図ることが直接的な社会貢献となる。併せて、一定のインパクトファクターを得る研究論文に結びつける。さらに「札幌市(清田区・スポーツ局)との連携事業:多文化共生社会を目指すインクルーシブ教育事業」(以下、「安井プロジェクト②」と表記)【資料 A-1-5】はインクルーシブ教育の出前授業を展開し、多文化共生社会を目指したまちづくりのための地域連携事業である。具体的にはパラリンピアンをゲストに、幼児期からの障がい者理解、パラスポーツへの理解の促進を目指す事業である。

プロジェクト名	学生参加人数	外部参加者	内特定参加者	外部評価コメント (外部評価提供先)	備考
安井プロジェクト①	5人	969人	小中高 745人	札幌市の教育にとって大変有意義な地域貢献で継続期待。(市教委等)	内市民 70人 教育関係者 154人
陳プロジェクト	53人	657人	小学生 336人	札幌市「国際理解教育」に貢献。(市教委等)児童の成長を実感。(教諭)	内中学生 321人
佐久間プロジェクト	285人	607人	小中生 354人	スポーツを通して札幌市や清田区の抱える課題解決に貢献した。(清田区)	内幼児 53人 内一般 200人
国田プロジェクト	0人	0人	0人	研究の趣旨を清田区および高齢者団体の理解をえて、来期本格実施する。	知見獲得に向けて環境整備が整った。
安井プロジェクト②	8人	114人	園児 110人	幼児たちおよび父兄の共生社会の理解が深まった。(区職員・保育園長)	札幌市職員 3人 市議会議員 1人

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-1-1】 情報教育センターの地域貢献事業報告 2023

【資料 A-1-2】 多文化共生社会創生プロジェクト事業報告 2023

【資料 A-1-3】 SIU スポーツクラブ事業報告 2023

【資料 A-1-4】 清田区の高齢者を対象とした脳の活性化トレーニング報告書 2023

【資料 A-1-5】 札幌市(清田区・スポーツ局)との連携事業:多文化共生社会を目指すインクルーシブ教育事業報告書 2023

(3)A-1 の改善・向上方策(将来計画)

幼児から高校教育までの一貫した情報教育の確立には地域教育における重要なテーマであり、安井プロジェクト①による当大学の教育リソース提供に対するニーズは強く、引き続き取り組みを強化する。一方、先進地域との協力、IT 企業との連携により全国レベルで

の高い教育水準の提供を可能とする取り組みを実施する。

本学は 195 人の留学生数を有する大学であり、留学生のリソースを活用し、大学における本来の研究・教育によりグローバル人材の育成にまい進する事のみならず、地域における共生社会で活躍する人材の育成に大きく貢献していく。留学生は、このように本学が目指す社会貢献において有用なリソースとして極めて重要な位置付けとされるが、留学生自身の日本の理解と教育に結びつけることを目指し、ひいては日本ファンを拡大させる。また特に陳プロジェクトは札幌市教育委員会と連携して札幌市内の小中学校教育におけるグローバル人材育成の教育に貢献することを目指す。

佐久間プロジェクトであるスポーツクラブ運営事業は負担等が大きな事業であるが、札幌市の政策にマッチすると共に当大学生の重要な教育の場としても効果的であり、今後とも継続し、ノウハウの向上を図る。国田プロジェクトはインパクトファクター(その年以前の 2 年間にそのジャーナルに掲載された論文のその年の被引用回数/その年以前の 2 年間にそのジャーナルに掲載された論文数合計) = 「1」以上を目指す論文成果を目指して研究に力点を置いた事業として推進する。安井プロジェクト②は短期大学部や本学付属認定こども園との協力により、パッケージ化し札幌市内幼稚園・認定こども園にコンテンツ提供を進める。

A-2. 地域産学官連携による地域人材の育成

A-2-① まちづくりへの参画による地域人材の育成

A-2-② 企業連携による産業人材の育成

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① まちづくりへの参画による地域人材の育成

「まちづくりへの参画による地域人材の育成」については、札幌市からの 100%補助金を獲得して「大学と民間企業等との連携による公益的事業の推進事業「産学が連携して食を通じた「地域のつながり」の機会の創出に資する事業」(以下、「田村プロジェクト」と表記)【資料 A-2-1】を実施した。この田村プロジェクトは当初はセンター予算にて実施する予定であったが、競争的資金を獲得し実施することになった。具体的には清田区民の防災意識の向上と指定避難所に指定されている大学として学生の防災教育を目的とした事業である。実施に当たっては「地域による食の提供」「避難所における食事提供」の観点から大学と札幌市農協、食事提供者等との企業連携により実施した。次に外国人住民の社会生活に対する困りごと解決を目指した「留学生による多文化共生社会形成支援事業」(以下、「金庭プロジェクト①」と表記)【資料 A-2-2】を実施した。金庭プロジェクト①は留学生などのインタビューを通して「やさしい日本語ガイドライン」を作成し、行政を起点とした多文化共生社会の形成に貢献した。また「清田ものづくりネットワーク」マーケティング実証事業」(以下、「金庭プロジェクト②」と表記)【資料 A-2-3】)では、北海道コカ・コーラボトリング(株)と開発した「清田オリジナルモクテル」(ノンアルコール飲料)の地元商品とし

て、清田区内レストラン等への定着に向けたマーケティング実証調査を実施した。金庭プロジェクトの実施を通して学生が地域探求と商品開発の実践の場を学ぶ機会となった。さらに「清田区におけるまちづくり・ひとづくり」(以下、「河本プロジェクト①」と表記)【資料 A-2-4】では『きよフェス&きよたマルシェ』のプロモーション・ボランティアを学生参加で実施した。この河本プロジェクトは地域振興事業に貢献すると共にアンケートの分析から企画・改善策の立案等、学生の教育に成果があった。「北広島市と札幌国際大学の連携を通じた学生主導による学びの展開及び地域振興の探索」(以下、「横山プロジェクト」と表記)【資料 A-2-5】は、学生の視点から日本ハムファイターズホーム球場を誘致した北広島市について、まずは文献調査および実地調査を行った。この横山プロジェクトの目的は、若者が感じる課題から地域のまちづくりに向けたアクティブ・ラーニングを展開し、最終的には同市の課題発見と課題解決策を提案することにある。

A-2-② 企業連携による産業人材の育成

「企業連携による産業人材の育成」については、「日本航空北海道支社との包括連携協定に基づくボランティア活動」(以下、「河本プロジェクト②」と表記)【資料 A-2-6】で、千歳 JAL 国際マラソン、スポーツイベントなどのボランティアへの参加により、学生が企業の求める人材について理解を深めた。河本プロジェクト②ではアクティブ・ラーニングにより社会貢献など企業が優先経営課題としての CSI(Customer Satisfaction Index)の意義を理解する人材育成プログラムを企業と協働で実行した。さらに「北海道商工会議所連合会との連携による早期の就業・キャリア意識向上についての研究」(以下、「平塚プロジェクト」と表記)【資料 A-2-7】は地方企業の経営者の話を直接聞くことにより、学生に働くことの意義を考察させる事業である。平塚プロジェクトでは、学生が「企業の求める地域人材」についての理解を深めることにより個々のキャリア形成の展望を明らかにし、ひいては地域人材の輩出に貢献することを目指している。

プロジェクト名	学生参加人数	外部参加者	内特定参加者	外部評価コメント (外部評価提供先)	備考
田村プロジェクト	28人	340人	留学生 4人	指定避難場所である大学を通して地域の繋がりが深まった。(参加者)	次年度道内地方事業に展開。
金庭プロジェクト①	留学生 17人	—	—	「やさしい日本語ガイドライン」は札幌市職員研修で使用する。(札幌市)	八軒西小学校全児童、教員の協力を得た。
金庭プロジェクト②	28人	—	—	学生提案は商品化できなかったが学生交流は有意義であった。(企業)	本年度終了
河本プロジェクト①	10人	—	—	地域イベントの学生参加により企画運営の改善を図りたい。(清田区)	ゼミ活動の一環
横山プロジェクト	8人	—	—	学生の提案およびイベント協力に評価が得られた。(北広島市)	実質準備期間であり来学期具体化させる
河本プロジェクト②	21人	—	—	学生とともに考える機会が得られた。大学との関係強化を継続する。(企業)	
平塚プロジェクト	311人	—	—	大学生の価値観を共有する場として経営者の評価を得ている。	

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-2-1】 大学と民間企業等との連携による公益的事業の推進事業：産学が連携して食を通じた「地域のつながり」の機会の創出に資する事業

【資料 A-2-2】 留学生による多文化共生社会形成支援事業報告 2023

【資料 A-2-3】 「清田ものづくりネットワーク」マーケティング実証事業報告 2023

【資料 A-2-4】 清田区におけるまちづくり・ひとづくり事業報告 2023

【資料 A-2-5】 北広島市と札幌国際大学の連携を通じた学生主導による学びの展開及び地域振興の探索

【資料 A-2-6】 日本航空北海道支社との包括連携協定に基づくボランティア活動 2023

【資料 A-2-7】 北海道商工会議所連合会との連携による『早期の就業・キャリア意識向上についての研究』 2023

(3)改善・向上の方策(将来計画)

田村プロジェクトは、イベントの性質から参加者の補足が難しかった。今後は広く学生参加を得て観光コンテンツの形成提案および留学生による海外への情報発信をテーマに札幌市内での取り組みから、北海道地域への取組みにシフトし、地域人材の育成に注力する必要がある。

河本プロジェクト①は効率的なリソース活用が図れており、ゼミ活動等の教育現場でのテーマとして継続実施し、さらに効率的・効果的な取組みとしていく必要がある。

横山プロジェクトはスポーツ人間学部ならではの事業であり、学部のメインアクティブラーニングの場として次年度は本格展開していく。

河本プロジェクト②については観光学部の重点連携企業である JAL(日本航空)と関係を密にして、学部教育コンテンツを前向きに検討し発展させる。

平塚プロジェクトはキャリア支援センター業務とキャリア教育科目の結節点として参加人員のみならず、質的充実を図り発展させ、地域が求める産業人材育成に貢献する。

ただ本年度は目標管理導入の初年度でもあり、来年度を「活動指標」(数値目標)と「アウトカム指標」(質的目標)による PDCA サイクルに資する数値把握と、教育の質保証に努める第二段階としての取り組み期間に位置付け、連携事業に取り組む。特にアウトカム指標におけるステークホルダーの評価の把握は、次回事業の見直しの重要なポイントであり、実施責任者の一層の理解とステークホルダーとのコミュニケーションの深度が必要である。

次に本学の差別化ポイントである「留学生が多く国際化を体感できる大学」「スポーツ・健康の研究・教育領域を有する大学」の 2 点のリソースを原点とした地域産学連携事業を実施した。その結果地域ニーズの強い地域教育分野、地域健康分野、まちづくり分野で地域貢献をすることができた。一方、本学の規模において、活用できる大学リソースには限りがある。つまりリソースの効率的かつ効果的な活用が常に求められる。したがって、常に効果測定を行い、連携事業のスクラップ&ビルドを心がける。広域な北海道内ではあるが、大学の体力が許す限り来年度以降、札幌圏で培った連携事業推進ノウハウに基づく地域貢献を北海道地域全体へと広げていく。

一方で戦略的な観点から大学に横串を通した短期大学部、付属認定こども園と連携した事業展開で実施したインクルーシブ教育関連事業は新しい取り組みで、地域の期待も大き

く今後も発展させていく。今後の実施の重要なポイントは、インクルーシブ教育効果の計測には長期的な取り組みが必要であり、研究体制を整えて戦略的に継続実施することにある。

さらに大学の「全学共通科目」である「キャリア教育科目」と大学の就職支援機能であるキャリア支援センターがそれぞれの機能を結合させ、商工会議所等との連携で学生と地方地元企業の経営者と直接交流する機会を創出したことは、地域が求める人材育成のスタートとなった。今後アントレプレナーシップの醸成など学生のチャレンジ精神涵養を目指す取り組みに発展させ、地域に貢献する人材の輩出に結びつける。

以上の将来計画は、本学だけではなく連携先との調整も必要であることから、令和6(2024)年度を調整期間、令和7(2025)年度を改善計画の実施目途とする。

【基準Aの自己評価】

地域・産学連携事業の実施に当たっては、本学の特色として示した「学生第一」の考え方に則って展開してきた。つまり学生を中心に地域貢献成果と教育成果の両方を追求することにある。この実現に向けて、「活動指標」(数値目標)と「アウトカム指標」(質的目標)による目標管理の導入の第一段階を実施した。

まず計数把握を心がける推進を実行した結果、実施リーダー教員に「学生第一」の理念の浸透と目標意識の涵養が図られた。具体的には活動指標については事業対象者の参加者数だけでなく、本学の教育的目的の達成のため本学学生の参加者数も把握した。またアウトカム指標の導入により札幌市教育委員会、札幌市清田区などとのコミュニケーション密度が向上し、結果的に充実した事業展開が可能になった。

このように今年度は目標管理導入の初年度でもあり、PDCAサイクルによる十分な改善計画に基づく取組みの実施という段階までは至っていないが、地域産学官連携による地域貢献と教育水準の向上という実績を残すことができたため、本学は、基準Aを満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. 海外協定校との学生交流

国際センターでは連携協定による大学間交流を積極的に行っており、その中でもショートステイプログラムの受入れは北海道の地域性の特色を生かした文化研修を提供し、相互交流を深める貴重な機会となっている。新型コロナウイルス感染症により一時中断していたものの、令和 5(2023)年 6 月には中華民国の協定校から学生 10 人と引率教員 1 人を受入れ、5 日間の文化交流研修を行った。本学学生との交流、日本語クラスの受講、日本や北海道の文化に触れる体験、札幌・小樽観光など様々な体験プログラムを用意し、本学の学生にとっても有意義な交流となった。スキーなどのウィンタースポーツの体験プログラムは大変人気があることから、令和 6(2024)年 1 月には協定校である中華民国の高校から生徒・教職員あわせて 36 人を受入れ、ニセコでのスノーアクティビティ体験を盛り込んだ 5 日間の文化研修プログラムを提供した。

2. 外国人留学生の日本語力向上のための取組み

外国人留学生の日本語力向上のため、プレースメントテストの結果により留学生の日本語レベルを把握しクラス分けをして日本語クラスの授業を展開し、週 2 コマで展開している。レベルは中級、中上級、上級をそれぞれ複数クラス用意し 10 人程度の少人数制を採用し、選択科目では日本語能力検定(JLPT)の N2、N1 受験対策クラス、ビジネス日本語クラスも開講し、常時約 10 クラスでの授業展開をしている。また、**JLPT** 受験対策や模擬試験の実施、ビジネス日本語能力テスト(BJT)受験対策などの資格取得を全面的にバックアップする体制をとっている。主に中級レベルの留学生を対象に長期休業期間に集中講座を開講し、授業以外での日本語学習機会を多数用意して留学生の日本語力向上を図っている。

3. 留学生の受入れ拡大に向けた取組み

海外協定校からは、編入学制度やダブルディグリー制度を利用した入学者の受入れをしている。オンラインでの大学説明や入学相談を実施し、入学を希望する留学生へ丁寧な説明を行っている。国内の日本語学校からの受入れは北海道内に限らず、首都圏、関東圏、関西圏などからの入学希望者もあり、入学試験の実施においては本学の会場のほかに東京での試験会場も設けている。また、年間 5 会場程度の留学生を対象にした説明会に参加し、大学進学を希望する日本語学校に通う留学生や日本語教師への説明を行っている。入学試験は海外にも会場を設け、令和 5(2023)年度は海外協定校での実施のほかに、中華人民共和国(瀋陽)、ミャンマー連邦共和国(ヤンゴン)、大韓民国(釜山)で入学試験を実施した。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を明記している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に学部・学科の設置を明記している。	1-2
第 87 条	○	学則第 4 条に明記している。	3-1
第 88 条	○	学則第 26 条で編入学、第 28 条に転入学、再入学の許可を定めている。	3-1
第 89 条	—	該当なし	3-1
第 90 条	○	学則第 23 条に入学資格を明記している。	2-1
第 92 条	○	学則第 47 条に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員を明記し第 48 条で学長、第 49 条で副学長、第 52 条に学部長の職務を明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 56 条～第 60 条に明記している	4-1
第 104 条	○	学則第 38 条、第 39 条、及び大学院学則第 28 条、第 29 条、並びに学位規則第 2 条、第 3 条に明記している。	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検及び評価について定めており、結果を本学ホームページにおいて公表している。	6-2
第 113 条	○	本学ホームページで教育活動研究状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	事務組織分掌規程において事務職員について明記し所定の職務に従事している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 26 条に編入学の許可について定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 26 条に編入学の許可について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	所定の事項を学則で明記している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の学修、健康の状況を記録した書類を作成し、適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 41 条に明記している。	4-1
第 28 条	○	各所管部署にて保管している。	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1

札幌国際大学

第 146 条	○	学則第 20 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	—	該当なし	3-1
第 149 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	学則第 23 条に入学資格を明記している。	2-1
第 151 条	—	該当なし	2-1
第 152 条	—	該当なし	2-1
第 153 条	—	該当なし	2-1
第 154 条	—	該当なし	2-1
第 161 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第 23 条に明記している。	2-1
第 163 条	○	学則第 5 条に明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生規程に明記している。	3-1
第 164 条	-	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシーを定め本学ホームページ等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条、自己点検・評価委員会規程に明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 39 条及び札幌国際大学学位規則に明記している。	3-1
第 178 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法等、法令の遵守・水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条で定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜規程で定めている。	2-1
第 3 条	○	教育研究上、適当な規模であり、教員組織・教員数についても大学設置基準を遵守している。	1-2

札幌国際大学

第4条	○	学則第3条に明記している。	1-2
第5条	—	該当なし	1-2
第6条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な教員を配置し、適正に運営している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	主要と認める授業科目については原則として基幹教員が行い、主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく基幹教員に担当させている。	3-2 4-2
第9条	—	該当なし	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	大学における基幹教員の数は「学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数」と「大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数」を合計した数以上になっている。	3-2 4-2
第11条	○	本学教職員が、法人の運営に必要な能力を身につけ向上させる研修(SD)及び教育内容・方法の改善を図るための研修(FD)について各々「SD委員会規程」「FD委員会規程」を定め、実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	学校法人札幌国際大学の学長の選考に関する規程第5条に「学長候補者の要件」として明記している。	4-1
第13条	○	札幌国際大学教員資格審査基準及び資格審査規程第2条に明記している。	3-2 4-2
第14条	○	札幌国際大学教員資格審査基準及び資格審査規程第3条に明記している。	3-2 4-2
第15条	○	札幌国際大学教員資格審査基準及び資格審査規程第4条に明記している。	3-2 4-2
第16条	○	札幌国際大学教員資格審査基準及び資格審査規程第5条に明記している。	3-2 4-2
第17条	—	該当なし	3-2 4-2
第18条	○	学則第3条で収容定員について定めている。	2-1
第19条	○	学則第8条・第9条及び学則別表1～9に定め、体系的に教育課程を編成している。	3-2

札幌国際大学

第 19 条の 2	-	該当なし	3-2
第 20 条	○	学則別表 1～9 の通り、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に担当して編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 10 条並びに第 11 条、学則別表 1～9 において、各授業科目の単位数を定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 12 条に明記している。	3-2
第 23 条	○	学則第 12 条及び年度計画表・シラバスに従って実施している	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し、適正な数で行っている	2-5
第 25 条	○	学則第 9 条の 2 に明記している	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 13 条、及び各授業科目のシラバスにより明記している	3-1
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	学則第 13 条に明記している	3-1
第 27 条の 2	○	「STUDY GUIDE 2023」P8 (3)履修上限単位数に明記している	3-2
第 27 条の 3	○	学則第 18 条に明記している。	3-1
第 28 条	○	学則第 18 条に明記している。	3-1
第 29 条	○	学則第 19 条に明記している。	3-1
第 30 条	○	学則第 20 条に明記している。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 64 条及び長期履修学生規程で定められている。	3-2
第 31 条	○	学則第 62 条及び科目等履修生規程で定められている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 10 条及び第 38 条で定められている。	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には学生が休息その他に利用するのに適当な空間を有している。	2-5
第 35 条	○	敷地内にグラウンド、テニスコート、体育館を有している。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準の通り、適正に配置している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校地の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等資料及び図書館については適切に備えている。	2-5
第 39 条	○	人文学部心理学科(子ども心理専攻)には「札幌国際大学附属認定こども園」を設置、スポーツ人間学部には「体育館」を設置している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条	○	学部・学科に必要な機械・器具を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1

札幌国際大学

第 41 条	—	該当なし	3-2
第 42 条	—	該当なし	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし	2-5
第 43 条	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 58 条	—	該当なし	1-2
第 59 条	—	該当なし	2-5
第 61 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	札幌国際大学学位規則に明記している。	3-1
第 10 条	○	札幌国際大学学位規則に明記している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	○	札幌国際大学学位規則に定め適正に報告、運用している。	3-1

札幌国際大学

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	私立学校法の規定により遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法の規定により遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為は事務所に備えおくとともに、本学ホームページで公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条で明記している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	本条の規定に基づき学校法人と役員との関係は、委任に関する規定従う。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に明記している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条及び第 14 条に明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条に明記している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に明記している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に明記している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条に明記している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条に明記している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条に明記している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条に明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	本条の規定並びに寄附行為第 47 条により、役員は学校法人に対する損害賠償責任を負っている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	本条の規定により、役員は第三者に対する損害賠償責任を負っている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	本条の規定により、役員は第三者に対する損害賠償の連帯責任を負っている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	役員賠償責任保険契約について理事会の決議により行っている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条に明記している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 31 条に明記している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 33 条に明記している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 34 条に明記している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 36 条に明記している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 38 条に明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 35 条に明記している。	5-1

学校教育法(大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に明記している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に明記している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 10 条に明記している。	2-1

学校教育法施行規則(大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 10 条に明記している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 10 条に明記している。	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 10 条に明記している。	2-1
第 158 条	○	大学院学則第 10 条に明記している。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 10 条に明記している。	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 10 条に明記している。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学院設置基準を最低基準として、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 3 条に明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院入学者選抜規程により適正に行っている。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 3 条に明記している。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条、第 4 条に明記している。	1-2
第 4 条	—	該当なし	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 5 条に各研究科定員数明記している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 3 条に各研究科専攻名・目的明記している。	1-2
第 7 条	○	研究科及び学部学科は、適切な連携を図っている。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2

札幌国際大学

第 8 条	○	必要な基幹教員を確保し、適切に配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	大学院教員資格審査規程に基づき、資格審査行い配置している。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	本学教職員が、大学院の運営に必要な能力を身につけ向上させる研修(SD)及び教育内容・方法の改善を図るための研修(FD)について各々「SD 委員会規程」、「FD 委員会規程」を定め、実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	大学院学則第 5 条に明記している。	2-1
第 11 条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 22 条に教育方法について定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 26 条に他大学院における授業科目の履修について定めている。	2-2 3-2
第 14 条	—	該当なし	3-2
第 14 条の 2	○	授業科目ごとにシラバスで明記している。	3-1
第 15 条	○	大学院学則第 4 章で大学院の教育課程・履修方法等を規定し、適切に運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 28 条に明記している。	3-1
第 17 条	—	該当なし	3-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な講義室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	大学院の教育研究に必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	大学院の教育研究に必要な図書等の資料を備えている。	2-5
第 22 条	○	施設及び設備の共用は適切に行われている。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし	2-5
第 22 条の 3	○	大学院の教育研究を行うために必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい施設・設備を整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科名の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	—	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし	2-5
第 25 条	—	該当なし	3-2

札幌国際大学

第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし	2-5
第 30 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条	—	該当なし	2-3
第 43 条	○	各種奨学金制度、長期履修制度を設け明示している。	2-4
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 ※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2

第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1

第 42 条			6-2 6-3
--------	--	--	------------

学位規則(大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 29 条、大学学位規則第 3 条に明記している。	3-1
第 4 条	—	該当なし	3-1
第 5 条	—	該当なし	3-1
第 12 条	—	該当なし	3-1

大学通信教育設置基準 ※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去 5 年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去 3 年間)	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去 3 年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去 3 年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要(図書館除く)	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去 5 年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為(紙媒体)	
	学校法人札幌国際大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	SIU 2024(札幌国際大学・札幌国際大学大学院案内)	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則(紙媒体)	
	F-3-1 札幌国際大学学則	
	F-3-2 札幌国際大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	F-4-1 2024 年度入学試験要項	
	F-4-2 2024 年度総合型選抜ガイド	
	F-4-3 2024 年度札幌国際大学大学院入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	CAMPUS GUIDE 2023(キャンパスガイド)	大学・大学院共通
【資料 F-6】	事業計画書	
	F-6-1 学校法人札幌国際大学中期目標・計画(2020~2024)	
	F-6-2 令和6年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和5年度学校法人札幌国際大学事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	札幌国際大学の所在地およびキャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集(電子データ)	
	学校法人札幌国際大学規程集/札幌国際大学・札幌国際大学大学院規程集	電子データで送付
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	F-10-1 令和6年度学校法人札幌国際大学役員・評議員	
	F-10-2 令和5年度理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)及び監事監査報告書(過去5年間)	
	F-11-1 決算等の計算書類(過去5年間)	
	F-11-2 監事監査報告書(過去5年間)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	F-12-1 STUDY GUIDE2023(履修要項)	冊子
	F-12-2 シラバス	電子データで送付
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	F-13-1 札幌国際大学3ポリシー(DP、CP、AP)	
	F-13-2 札幌国際大学大学院3ポリシー(DP、CP、AP)	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	F-14-1 令和5年度設置計画履行状況等調査結果(抜粋)	
	F-14-2 令和6年度設置に係る設置計画履行状況報告書(抜粋)	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	F-15-1 改善報告書(令和2年7月28日)	
	F-15-2 改善報告等に対する審査の結果について(通知)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	本学ホームページ>札幌国際大学について>情報公開>学校法人札幌国際大学ガバナンス・コード	
【資料 1-1-2】	本学ホームページ>札幌国際大学について>学長ごあいさつ	
【資料 1-1-3】	札幌国際大学 内部質保証の方針	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	本学ホームページ>札幌国際大学について>教育理念	
【資料 1-2-2】	WEB シラバス(サンプル)	
【資料 1-2-3】	令和 6(2024)年度 札幌国際大学教育研究組織図	
【資料 1-2-4】	地域・産学連携センター規程	
【資料 1-2-5】	生涯学習センター規程	
【資料 1-2-6】	心理相談研究所規程	
【資料 1-2-7】	札幌国際大学学則施行細則	
【資料 1-2-8】	札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会規程	
【資料 1-2-9】	F D委員会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	本学ホームページ>札幌国際大学について>アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-2】	札幌国際大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-3】	札幌国際大学大学院入学者選抜規程	
【資料 2-1-4】	入試作問委員会規程	
【資料 2-1-5】	札幌国際大学アドミッションセンター規程	
【資料 2-1-6】	札幌国際大学 IR 室規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	札幌国際大学事務組織分掌規程	
【資料 2-2-2】	札幌国際大学学生サポートセンター規程(旧規程)	
【資料 2-2-3】	学修ポートフォリオ(サンプル)	
【資料 2-2-4】	学内ワークスタディ実施規程	
【資料 2-2-5】	札幌国際大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント実施要領	
【資料 2-2-6】	アドバイザーマニュアル	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職ガイダンスポスター	

札幌国際大学

【資料 2-3-2】	留学生対象就職ガイダンスポスター	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	令和 5(2023)年度 学生サポートセンター利用状況	
【資料 2-4-2】	2023 年度 学生ピアサポートスタッフの活動	
【資料 2-4-3】	令和 5 年度 保健室利用状況	
【資料 2-4-4】	合理的配慮の状況	
【資料 2-4-5】	SD「合理的配慮に関する研修」の案内	
【資料 2-4-6】	札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部奨学金規程	
【資料 2-4-7】	令和 4(2022)年度 日本学生支援機構奨学生の状況	
【資料 2-4-8】	SD「奨学金返還率改善への対策と検討」	
【資料 2-4-9】	2023 年度秋学期 留学生日本語科目について	
【資料 2-4-10】	第 5 回 日本語スピーチコンテスト in SIU 大会プログラム	
【資料 2-4-11】	通学シャトルバス 2023 年度 1 日平均乗車数一覧	
【資料 2-4-12】	第 1 回 クラブ顧問会議 議題	
【資料 2-4-13】	2023(R5)年度クラブ活動費配分額	
【資料 2-4-14】	クラブ・サークル活動マニュアル	
【資料 2-4-15】	学生表彰規程	
【資料 2-4-16】	表彰学生数一覧	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	授業実施規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023(令和 5)年度 学生生活アンケート集計	
【資料 2-6-2】	2023(令和 5)年度 学生生活アンケート結果報告	
【資料 2-6-3】	令和 5(2023)年度 カリキュラムと授業実態に関する学生調査	
【資料 2-6-4】	学生サポートセンターの情報共有について	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	本学ホームページ>札幌国際大学について>ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-2】	札幌国際大学学位規則	
【資料 3-1-3】	課題研究指導審査要領	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	本学ホームページ>札幌国際大学について>カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-2】	札幌国際大学『全学共通教育カリキュラム改革』	
【資料 3-2-3】	授業公開一覧 2023(春学期・秋学期)	
【資料 3-2-4】	令和 6 年度遠隔授業調査	

3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 5 年度カリキュラムおよび 3 ポリシーの点検について	
【資料 3-3-2】	カリキュラム/3 ポリシー等点検シート(サンプル)	
【資料 3-3-3】	GPS-Academic の学生面談カルテ(サンプル)	
【資料 3-3-4】	2023 年度秋学期授業評価アンケート(サンプル)	
【資料 3-3-5】	授業評価アンケート結果 2023(春・秋学期)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	教学マネジメント推進委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	札幌国際大学大学院教員資格審査規程	
【資料 4-2-2】	札幌国際大学教員資格審査基準及び資格審査規程	
【資料 4-2-3】	札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部職員の人材育成方針	
【資料 4-2-4】	授業参観記録(サンプル)	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	令和 5 年度札幌国際大学/札幌国際大学短期大学部 SD 実施状況	
【資料 4-3-3】	令和 5 年度 SD 教職員参加一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	札幌国際大学心理相談研究所規程	
【資料 4-4-2】	札幌国際大学縄文世界遺産研究室規程	
【資料 4-4-3】	札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における公的研究費不正防止に関する基本方針	
【資料 4-4-4】	研究倫理規程	
【資料 4-4-5】	札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部公的研究費運営・管理規程	
【資料 4-4-6】	札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部研究活動上の不正行為防止に関する規程	
【資料 4-4-7】	札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-8】	札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針	
【資料 4-4-9】	学校法人札幌国際大学教育研究費内規	
【資料 4-4-10】	奨励教育・研究費助成に関する規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	令和 5 年度関連当事者との取引に関する調査について(役員、教職員宛)	
【資料 5-1-2】	学校法人札幌国際大学公益通報者の保護に関する規程	
【資料 5-1-3】	本学ホームページ>札幌国際大学について>基本情報	
【資料 5-1-4】	本学ホームページ>札幌国際大学について>教職課程	
【資料 5-1-5】	学校法人札幌国際大学理事会規則	
【資料 5-1-6】	学校法人札幌国際大学学内理事会規則	
【資料 5-1-7】	札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-8】	学校法人札幌国際大学個人情報保護規程	
【資料 5-1-9】	学校法人札幌国際大学特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-10】	学校法人札幌国際大学防災管理規程(消防計画・防災計画)	
【資料 5-1-11】	札幌国際大学危機管理規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	令和 6(2024)年度学校法人札幌国際大学組織図	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人札幌国際大学事務組織分掌規程	
【資料 5-3-2】	学校法人札幌国際大学監事補佐人設置に関する規程	
【資料 5-3-3】	学校法人札幌国際大学監事監査規程	
【資料 5-3-4】	令和 5 年度(2023 年度)監査計画書	
【資料 5-3-5】	令和 4 年度決算 会計監査記録(令和 5 年 5 月実施)	
【資料 5-3-6】	令和 5 年度上半期会計監査記録(令和 5 年 11 月実施)	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 6 年度 中期目標・計画対比 実績及び予算/予測	
【資料 5-4-2】	令和 5(2023)年度予算要求について	
【資料 5-4-3】	令和 5(2023)年度予算編成の方針について	
【資料 5-4-4】	令和 6(2024)年度予算要求について	
【資料 5-4-5】	学校法人札幌国際大学 経営状態区分の判定(令和 5 年度決算基準)	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人札幌国際大会計規程	
【資料 5-5-2】	学校法人札幌国際大学予算執行規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	内部質保証推進委員会規程	
【資料 6-1-2】	札幌国際大学自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	2023「GPS-Academic」アンケート(大学1年)	
【資料 6-2-2】	2023「GPS-Academic」アンケート(大学3年)	
【資料 6-2-3】	令和5年度卒業時アンケート(集計)	
【資料 6-2-4】	教育DX推進全体計画	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成28年度(2016) 観光ビジネス学科活動報告(サンプル)	
【資料 6-3-2】	令和2(2020)年度 入学センター(現アドミッションセンター)2020年度活動目標・計画(サンプル)	
【資料 6-3-3】	札幌国際大学/短期大学部 自己点検評価ルーブリック	
【資料 6-3-4】	令和5(2023)年度 活動目標/活動報告(サンプル)	
【資料 6-3-5】	《令和5年2月ラウンドテーブル》参加者発言一覧	

基準 A. 地域産学官連携による地域貢献と教育水準の向上

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学リソースの提供による地域課題解決		
【資料 A-1-1】	情報教育センターの地域貢献事業報告 2023	地域産学・連携センター 予算
【資料 A-1-2】	多文化共生社会創生プロジェクト事業報告 2023	地域産学・連携センター 予算
【資料 A-1-3】	SIU スポーツクラブ事業報告 2023	学部予算
【資料 A-1-4】	清田区の高齢者を対象とした脳の活性化トレーニング報告書 2023	地域産学・連携センター 予算
【資料 A-1-5】	札幌市(清田区・スポーツ局)との連携事業:多文化共生社会を目指すインクルーシブ教育事業報告書 2023	地域産学・連携センター 予算
A-2. 地域産学官連携による地域人材の育成		
【資料 A-2-1】	大学と民間企業等との連携による公益的事業の推進事業「産学が連携して食を通じた「地域のつながり」の機会の創出に資する事業」	札幌市まちづくり政策 局競争的資金
【資料 A-2-2】	留学生による多文化共生社会形成支援事業報告 2023	地域産学・連携センター 予算
【資料 A-2-3】	「清田ものづくりネットワーク」マーケティング実証事業報告 2023	地域産学・連携センター 予算

札幌国際大学

【資料 A-2-4】	清田区におけるまちづくり・ひとづくり事業報告 2023	予算措置無し
【資料 A-2-5】	北広島市と札幌国際大学の連携を通じた学生主導による学びの展開及び地域振興の探索	学内奨励研究
【資料 A-2-6】	日本航空北海道支社との包括連携協定に基づくボランティア活動 2023	予算措置無し
【資料 A-2-7】	北海道商工会議所連合会との連携「早期の就業・キャリア意識向上についての研究」 2023	地域産学・連携センター 予算